

第百五十六回国 参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第七号

平成十五年五月十九日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十六日

山本 保君

補欠選任 山口那津男君

五月十九日

山根 隆治君

補欠選任 藤原 正司君

平野 貞夫君

岩本 莊太君

出席者は左のとおり。

委員長 尾辻 秀久君

理事 常田 享詳君

林 芳正君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 安君

柏村 武昭君

小林 温君

佐々木知子君

世耕 弘成君

田村 公平君

西銘順志郎君

野上浩太郎君

保坂 三蔵君

森元 恒雄君

国務大臣

総務大臣 片山虎之助君

国防大臣 石破 茂君

国務大臣 細田 博之君

副大臣 赤城 徳彦君

防衛庁副長官 若松 謙維君

総務副大臣 大村 秀章君

内閣府大臣政務官 大村 秀章君

大臣政務官 佐藤 昭郎君

防衛庁長官政務官 佐藤 昭郎君

事務局長 鳴谷 潤君

常任委員会専門員 鳴谷 潤君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 藤井 昭夫君

警察庁刑事局長 栗本 英雄君

山下 英利君

大塚 耕平君

川橋 幸子君

高嶋 良充君

辻 泰弘君

内藤 正光君

藤原 正司君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

山口那津男君

八田ひろ子君

吉川 春子君

岩本 莊太君

森 ゆうこ君

福島 瑞穂君

防衛庁長官官房長 山中 昭栄君

防衛庁人事教育局長 宇田川新一君

防衛施設庁施設部長 大古 和雄君

総務省行政管理局長 松田 隆利君

総務省自治行政局長 島中誠二郎君

総務省政策統括官 森 清君

厚生労働大臣官房審議官 大野 慎一君

厚生労働省医政局長 青木 豊君

篠崎 英夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○個人情報保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

○委員長の異動について御報告いたします。

去る十六日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君が選任されました。

また、本日、山根隆治君が委員を辞任され、その補欠として藤原正司君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

個人情報保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官藤井昭夫君、警察庁刑事局長栗本英雄君、防衛庁長官官房長山中昭栄君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、防衛施設庁施設部長大古和雄君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省自治行政局長島中誠二郎君、総務省政策統括官大野慎一君及び厚生労働省医政局長篠崎英夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾辻秀久君) 個人情報保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡崎トミ子君 おはようございます。

個人情報保護に関する特別委員会が始まりました今日で六日目となります。様々な問題点が指摘されました。今日は、防衛庁に対しての集中的審議をすることになりまして、石破防衛庁長官にもおいでいただきました。ありがとうございます。

私は、自衛官募集等の適齢者情報取集問題について質問をさせていただきたいと思っております。

今朝、ただいま、この「地方公共団体から地連への四情報以外の情報提供の内容」ということで資料をいただきました。市町村の数、五百五十七となっております。四月二十三日には三百三十二、そして二十五日には四百四十一ということ、百、百、およそそういう見当が増えてきたというふうにも思っておりますが、これをさつと見ましたところ、四情報以外の情報として、親の職業を、それも会社名まで含めて提供していたというケースがございました。それからまた、「自治会等」というふうにもありまして、この「自治会等」の表を見ますと百六十二あったということ、それから本籍地まで提供していたものがあつたというのが特に目に付いたところがございますが、石破長官は、これ、資料、全部、これで全貌というふうなことでもよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 本日提出申し上げました資料は、十四日、委員会で委員から御指摘を受けまして、私どもとして出させていたいたものでございます。

おっしゃるとおり、数の異動も、四情報以外の情報で御提供いただいている市町村数が四百四十一から五百五十七となっております、そのとおりでございます。現時点におきまして私どもとして可能な限り、というのはいくらか加減の意味ではなく、本當に当たり前のことでございませぬが、この問題が提起をされて以来、全地連挙げまして不眠不休でやりました、今知り得る限りで最大に精査をいたしましたものでございます。

○岡崎トミ子君 可能な限りということとは、これからもまた出てくる可能性があるということでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは調査をいい加減にしたとか、そういう意味で引っかけておられるのではないのだと、私は思います。そしてまた、私どもとして、本當にこれは私もよく厳命をしたところがございますが、もうとにかく全部出せということも申しております。そうしますと、これから先、例えばこの数字が異動いたしておりますのは、私どもとしてこういうものを出していただきということも申し上げた、その意味が〇〇％きちんと伝わっていないかというふうな、そういうことによるものが相当数あるように承知をいたしております。

ですので、これから先、仮にあるとすれば、それは本當のもうケアレスなもので、本質的、本質的という言葉はどういうものを指すか分かりませんが、今御議論になっております、そういうふうな事柄の本質にかかわるようなものではないと思っております。もちろん、これから先も、これがきちんとしたものであるかどうかという点は気を付けてまいりますし、仮に、もしケアレスなものであれば何であれ、間違つておるといふことがあれば国会にその点を御説明しなければいけない、そういうものだと思っております。

○岡崎トミ子君 前回の質問で、北海道留萌市が四情報以外の提供を行っていたケースということで、先月の二十四日までの防衛庁の報告には入っていないかということも指摘をしております。今回もこれは入っております。つまり、これは、十三年度以前については現物がなければ省かれていたということでありませぬけれども、この省いた合理的な理由は何でしょうか。

○副長官(赤城徳彦君) お答えいたします。これは、調査をするに当たって、ただいまの石破防衛庁長官から説明いたしましたように、徹底的に調査をしろと、もうあらん限りの力を尽くしてこれは調査したわけでございます。

ただ、もちろん調査するに当たっては、ないものについてはこれ調査ができませんので、一定の区切りといたしますか、基準としまして、「平成十

四年度以降に市町村から提供を受けその事実が確認できるもの及び平成十三年度以前に提供を受け現存するものを対象とし、」ということ、かつてあつたのではないかとその記憶があいまいだというふうなものについてはこれは調査のしようがありませんので、こういう基準でもって地方連絡部内に保有している資料等を用いて防衛庁として把握している限りにおいて作成したと、こういう性格でございます。

○岡崎トミ子君 今回の報告でもなおこれまでの適齢者情報の提供を實際にカバーするには遠いということがこの表を見て分かります。

十三年度以前のものについては、現物が残つていなくて記録や記憶だけがあるものはここに載せなかつたというふうな今の御答弁でありますけれども、しかし留萌のように明らかになっているものが記載されていないというものはこれはもうおかしな感じがいたします。せめて留萌市のようなケース、これは入る、こういう基準で見直さなければ全体像が出てこないというふうに思いますが、いかがですか。

○副長官(赤城徳彦君) これ、全体の調査をするに当たっては、今申し上げたような基準で一定の基準をもって、どんな調査でもそうであればいいかと思っております。

御指摘の留萌市のものですけれども、これはその資料が現存していませんからその報告に含まれていないということもございませぬけれども、個別にそういう報道がございましたので、前回の委員会におきましてはこういうこととすということでお答えをいたしました。

それは、確かに個別にはそういう報道がされたりとか指摘がされることありますけれども、調査報告としては一定の基準をもってきちつとした報告をするということが大事だというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 例えば、記憶と記録というのは違うわけですね。記憶だけされていて記録がない

ものについて入れると不正確になってしまうというのは、説明があればそういうことは理解できるわけなんですけれども、記録があるものぐらいいは前広にとらえて私は記載すべきだというふうに考えるんですね。

これまでの実態について確かめられないこと自体が本當の問題です。今回は安心して報告できるくらい正確な記録として私は残すべきだというふうに思いますが、長官、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 今回の調査におきましては、市町村からの適齢者情報の提供につきまして、先ほど申し上げておりますように、十四年度以降に市町村から提供を受けその事実を確認し得るもの、そして十三年度以前に提供を受け現存するものを対象とした。それはなぜかといへば、今、副長官がお答えをしたとおりでございます。

十四年度の資料につきまして、現存するものに限るとするならば、毎年提供を受けているような場合にも、十四年度の文書は既に破壊し、十五年度はいまだ受領していない、そういうケースがあるわけでございます。そういう形になりますし、提供を受けている実態とそれが大きく異なっております。かえって正確な像が分りにくいのではないかということ、もう一方で、過去のことに ついて記録等によって調査をする場合には、時間をさかのぼるほど不確かなものになってしまつたということだと思っております。

したがって、記録の裏付けが取りやすい、比較的記憶が鮮明である、また調査の裏を上げるために不可欠な十四年度に限って提供の事実を確認し得るものを調査範囲にしたということとでございます。他意は全くございません。

○岡崎トミ子君 留萌のように無職の人を抽出してデータを提供させたのはいつからで、そしてなぜかということについてお聞きしておきたいと思

います。

○副長官(赤城徳彦君) これ、資料は現存しておりますので、確かるところというわけではございませんが、留萌募集事務所は平成十一年九月か

十四年三月まで、留萌市は平成九年三月から十四年三月まで名簿の提供が行われていたと認識している。これ、資料は残っていないので、そういう認識はありますけれども、繰り返しになりますけれども、報告には現存していないというところで記載されていないということでございます。

○岡崎トミ子君 非常にずさんですね。

大体、十八歳から二十八歳までの無職の男性だけを抽出してそのリストを上げるというのは、大変重要な問題だというふうに思っております。ただいまのような答えだけでは納得できないわけですが、この親の職業について、ケースについて次に問題にしていきたいと思っております。

結局、この親の職業について情報提供をした市町村というのは三つありました。具体的には、これはなぜ、何を聞いていたということになりますか、親の職業に関して。

○副長官(赤城徳彦君) これ、親の職業として、例えば公務員とか会社員とか自営業とか、そういうふうな区別、あるいはその勤務先、そういったものの記述でございます。

○岡崎トミ子君 親の職業の情報が必要ですか。

○副長官(赤城徳彦君) これ、保護者の方に説明する場合に、いつお訪ねしたらいいか、自営業であるか、勤め人であるかによって大分違いますので、そういったことのために必要であるというふうに考えています。

○岡崎トミ子君 そんなつまらないこと言わないでください。

勤めている人の場合には土曜日とか日曜日とか祝日とか、そういうの決まっているじゃないですか。別に職業を聞かなくても、訪ねていくことはできるというふうに思いますよ。到底理解できません。

これまで、会社名まで集めているということころ、何々銀行、何々工業、〇〇製作所等ですね、会社員、公務員、自営業、今おっしゃったよう

な、そういうふうに正に必要限度を超えた情報提供ではないかというふうに思いますが、こういうふうな職業に関して調べるといことは、思想、信条、家庭環境までうかがわれる、そういう情報だということに思いますけれども、いかがですか。

○副長官(赤城徳彦君) これ、今後は四情報に限るということですけれども、これまで四情報以外にいろいろな情報をいただいています。これはあくまでその募集のために必要な情報と、必要な限りにおいてでありまして、決して健康とかそういうふうなセンシティブ情報を得ていたわけではございません。

それでは職業がなぜ必要かということについて、ちょっとおかしいじゃないかと言われるけれども、正に親御さんに説明に何うとかそういうとこのために、何つてもそれは不在では意味がありませんので、平日でもいつもうちにいらっしゃるような職業の方か、あるいはその勤め先に出向いた方がいいのか、そういうことのためにこれま

で必要があるということこの要件については報告されたということでございますが、これは、必要性についてはこれは程度問題でございます。必要が特に強いものから、それほどでもないというものでしょうし、そういうことで、今後は必要最小限にしようということこの四情報に限定してそういう扱いにしたということでございます。

○岡崎トミ子君 親の職業について聞いたというケースは本当にこれしかないんですけれども、それは本当に私に疑問に感じます。しかし、確かめようがありません。

この報告を前提に聞くわけなんですけれども、あんなに胸を張って防衛庁が、これも必要な情報だということ収集するということにこれまでおっしゃってきたわけですけれども、この情報を

出してあります地連は、長野県九十八、それから福井県六、そして石川県十二ということ、これを足しますと自治体数の数で百十六あるんです

ね。百十六ありますのに、その中で職業を聞いた市町村というのは実際に山梨県、長野県、静岡県

の三つだけで、この情報がやっぱり、たつた三つですよ、ですから必要な情報だつたんだということがこの少ない例を見ても分かるんですけれども、いかがですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、親の職業として記述があつたものは三件でございます。それは少ないではないか、あるいは必要ではないか、あるいは前回は御指摘をいたしましたけれども、これは前回も御説明をいたしましたように、制度として地方公共団体も法定受託事務として募集事務の一部を扱うと、こういうことになつてございますから、基本的にその市町村が募集のために必要であるということこの適齢者情報名簿を作ります。その名簿についての提供をいただいていたということでございます。これは施行令の百二十条の趣旨に基づいていただいていたわけ

です。そうしますと、そのそれぞれの地方公共団体においてその募集のために必要性があるかどうか、そういう御判断で、今申し上げたような理由で、職業については必要性があるということこの適齢者名簿が作られていたと、こういうふう

に考えます。我々としても、そういう募集に当たつてその親御さんに説明する場合の必要性が一定程度あるということこの適齢者名簿が作られていたと、こういうふう

に考えます。それは、必要性については濃淡、程度がありますが、どの程度の必要性かと、こう言われますと、本当に必要最小限というのはやはり四情報で、地方公共団体から提供したくは四情報でいいんではないかと、こういう判断をしたということでございますから、これまで全く必要性がなかったということではございません。

○岡崎トミ子君 手引に職業について情報収集することが記載されている地連が三つ、長野、福井、石川ですね。そして、四情報以外の提供をした自治体の数が百十六あつて、そして、それ

市町村は山梨、長野、静岡の三つだけで、本当に少ないということに驚いて、これしか本当になつたのかという疑問を持ちながら実は私は質問をしているわけなんですけれども、そのことについてはこちらの方に置いておきまして、この中でまた、本籍を聞いているケースもありますけれども、これはなぜ本籍が必要ですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、本籍を確認、提供を受けたというのはなぜかということでございますけれども、これは当然のことでございますけれども、日本国籍を有しない者はこれは自衛官に応募できないわけでございますので、その国籍を確認するためにこれまた有用性があつたというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 それもそんなに多いわけではな

いんですけれども、本籍を知られたくないという人もいて、人によってはセンシティブ情報だというふう

に思うわけですけれども、必要のないのに私は収集したのは甚だ不適切だということに思います。きちんと確かめて報告をしていただきたいというふうに思います。

もう一度、今日出されたこのデータの中で自治会というものは物すごく多いですね。びっくりしました。この自治会を報告させていたという、これは非常に、百六十二ですね、大きな数字だと思

います。この自治会名をどのように使ったのか教えてください。○副長官(赤城徳彦君) これは自治会等として、自治会名とか行政区とかこういうものの提供をいただいていたわけ

ですけれども、これは実際の募集の現場活動において例えば町内会の方々にも御協力をいただくというふうなケースがあるということ、これもその有用性がないとは言えないということでございます。

○岡崎トミ子君 地縁、血縁、町内会、有力者、そういう人たちの様々な情報をいただいているというふうなことで、これを自治会というものは必要としていたということも考えられますよね。どうです

か。

○副長官(赤城徳彦君) 募集に当たって町内会の方々に御協力をいただくということでございまして、その町内会の何かを更に調べるといふ趣旨ではございません。ちよつと御指摘がよく分からなかつたんですが、先ほど答弁申し上げたとおり、町内会の方々の御協力を得るといふ必要性上のごとでございます。

○岡崎トミ子君 今まで必要という言葉が度々出てきておりまして、これからは最低限必要な四情報に限るといふ言い方をしているわけなんですけれども、赤城副長官は職業情報も必要だから取つていたといふふうに答弁をされ、四情報以外の情報も必要であれば取れるといふふうに言ってきておりまして、片山総務大臣は、先日の私の質問に対しては、必要性の判断は一義的にはつかさの人の判断だといふふうに言っておりまして、仕事熱心であればあるほどたくさんの方が情報が必要になつてまいりますから、本当に仕事熱心な人が情報も取れて、この情報に歯止めが利かないといふふうになるのではないかと、いふふうに思っています。

防衛庁は、三つの市町村しか提供していなかった親の職業についての情報を必要だといふふうに説明をこれまでしていたわけですね。防衛庁若しくは自衛隊全体として必要だと判断していなかった内容ではないかと思つて、余りにも少なくてですね。そういう内容を防衛庁は国会の場で必要だといふふうに説明をしているといふふうに私自身は思つておられますけれども、幾らでも必要だから認めるといふ範囲が拡大するということでは歯止めを掛けることができないのではないかと、いふふうに思つておられます。

この自衛隊法施行令百二十条で、必要な資料の提出を求めることができるという、この求めることができるというふうになつていふこの必要なものといふのは、最低限必要なものといふことに確認してよろしいでしょうか。防衛庁長官に確認しておきたいと思つておられます。

○国務大臣(石破茂君) それは先般私が通知を出しまして、これから先、市町村から御提供いただく場合には四情報に限るといふことを徹底をしたところでございます。これは百二十条と直接連関をするというものではございませんが、この四つの情報以外はいただかないんだということで、防衛庁長官名で徹底をし、確認をしておるところでございます。

それから、先ほど来必要なのかどうなのかといふ御議論です。委員御指摘のように、仕事熱心な人であれば、これもあつた方が便利でしょう、これもあつた方が便利でしょうといふことで御提供いただくことはございます。

今でこそ自衛官の募集というものは多くの方々の御協力もあつて大勢の方に来ていただいております。しかし、委員も御案内かと思つて、一昔前というのは本当に一人の自衛官の応募をいただくだけでも大変なことでございました。あちらにお願ひし、こちらにお願ひしといふことで、志願制ではなくて懇願制ではないかと言われたこともありましたけれども、本当にお願ひしてお願ひして、やつと日本の自衛力というものは確保できてきたという経緯があるわけでございます。

したがつて、これもあつた方が便利だ、これもあつた方が便利だといふことであつて、決して思想信条とかそういうようなものを調べようといふことだつたと私は思つておりません。しかしながら、もうそういうようないろんな御議論もございまして、私どもとして、この四つに限るんだといふことには次第でございます。

○岡崎トミ子君 四情報だけだといふことで確認した上で、更にお聞きしたいと思つて、自衛隊法施行令百二十条は一般的な内容を述べたものにすぎないといふふうに思つておられます。個人情報保護の観点を持つていない。個人情報の保護の観点に立つて具体的な規定を持つて住基法の規定が優先するのではないかと私は思つておられます。住基データは住基法に基づいて管理されるべきだといふふうに私は今でもその

ように思つておられます。

政府の個人情報保護法法制化委員でありました明治大学の新興教授も、自衛隊法や施行令は一般的な規定で具体的な記載はない、住基法、住民基本台帳法に明文規定がない以上、提供はできないと厳格に解釈すべきだといふふうにインタビュで答えておられますけれども、住民基本台帳法の趣旨に照らして厳格に運用すべきで、明記されていないことはできないといふ解釈だといふ、こういう御意見なんですけれども、まず石破長官に伺つて、片山総務大臣にも、このことに関して厳格に運用すべきだと、明記されていないことはできないんだといふ解釈でよろしいかどうかお聞きしておきたいと思つておられます。

○国務大臣(石破茂君) 先ほどお答えをいたしましたことと、私どもとしてこの四情報に限るといふ運用をするということ、防衛庁長官名でこれを周知徹底したということでございます。

実際に行われますのは、この四情報以外の提供といふものがあつたとしてもそれはもう受けてはいけないといふことであり、私どもとしても四情報以外は集めない、そういう運用をしてまいりたいと思つておられます。

○国務大臣(片山虎之助君) 住基ネットと住民基本台帳は違つておられます。住基ネットは何も今回関係はないんです。住民基本台帳法の例えれば閲覧とか写しの交付とかその他については住民基本台帳法の手続でやる。今回のこの自衛隊といふんですか防衛庁に対する情報提供は、自衛隊法九十七条一項と、それに基づく施行令百二十条一項かな、二項かな、の規定に基づいてやつていられるわけ、法令の根拠があるんですから、住民基本台帳法、それが問題だとかなんだかといふことはない。

ただ、必要な限度といふことについてはいろいろ議論があるかもしれないんで、客観的に見て必要な限度に限る必要があると、こういうことで、それは自衛隊法なり自衛隊法施行令の問題として必要な限度に限る必要があるんで、住基法の四情

報が必要な情報だ、こういう御判断ならそれでやつてもらつと、そういう話であります。

○岡崎トミ子君 私が申し上げましたのは、今回のこの個人情報保護法に関して、法制定委員だつた新興教授が厳格にすべきだといふことについて言っていることと、先ほどお答えをしておりますので、この法律を、法案を作つた方の御意見として私は申し上げたので、それを確認したかつたわけなんです。

今後は四情報に限ることとしたといふことなんですけれども、これまでの理由では十分に、私は、なぜいろんなものが提供されてきたのかといふことに関して、問題がなかつたが、より理解を得やすいために四情報に限るといふ、そういうふうには私は聞いたわけなんです、この四情報以外の情報提供は不適切だつたので改めるという解釈でよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 四情報で必要なものは十分とは言えません。しかし、それ以外のもの、例えば今、副長官がお答えいたしましたように、では、保護者の方がどこにお勤めなのかといふことが、そんなことが要るのかといふ御意見もあるかもしれないんですが、行つて御理解をいただくということには必要でございます。本人が僕は自衛隊に行きたいんだと言つても、親御さんの御理解といたつたものを得なければいけない場合もございまして。それは、じゃ親御さんがどこにお勤めなのかといふことを我々の方で一生懸命調べるといふことと、いふことと、

ですから、市町村から提供をいただくものは四情報に限るといふことと、いふことと、後のは、これは本当に自衛官募集の実効を上げるために、そしてきちんとした手続を踏んでやるために必要な情報といふのは、いふことと、不適切であつたかと言われれば、不適切でしたとお答えするのは、私はちよつといかかなものかと思つておられます。必要なもの、本当に必要なもの、後は、私どもの努力で集めるものといふのはまた別なものでございまして、これから先は本当に必要な四

情報に限ることだと思います。

○岡崎トミ子君 総務大臣にも伺いたいと思えますけれども、四情報に限るといふふうにしなして、今お話を伺いながら、この問題が例えば改善されたとしても、じゃ政府全体で管理を行うという場合には、私はこの法の精神にのっとってきちんとして四情報だということ徹底していかないと、それ以外のことを取れる、そのようなふうになれらると思えますけれども、総務大臣はいかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 今度の行政機関個人情報保護法制は、必要な、目的に応じて必要な限度で最小限度の情報を取って、それを有効に活用していくと、こういうことですよ。だから、目的外利用・提供も極めて限定的に考えていると、こういうことですから、法の精神として必要な限度を四情報に限ると、しかし本当はもうちょっとあった方がいいんだけれども、もうちょっと我慢して必要なものをぎりぎり行くと、こういう防衛庁の考えは、それはそれで私は大変適当ではないかと思っております。

○岡崎トミ子君 百二十条を根拠にということを防衛庁長官もおっしゃってきておりますけれども、東大の小早川教授も百二十条はあくまでも求めることができるというふうに言っております。政府の住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会で座長を務めていらした小早川教授でありますけれども、この百二十条に個人情報保護の観点はないと、政府側は自治体何でも要求できるわけではなく、自治体側も無制限に提供できるわけではないというふうな指摘をしております。全く当然だということの四情報を最低限のことだということについて改めて確認をさせていただきたいというふうに思っています。四情報でよろしいということでございますね。

○国務大臣(片山虎之助君) 施行令のできるという書き方は、小早川先生も御存じだと思いますけれども、これは権限があるということなんです。何々できるということは、権限があるという

ことを書いてるので、できると書いているから云々というのはちよつと今の小早川先生の御趣旨がもうひとつびんとこないところがありますけれどもね。

何度も言いますが、個人情報保護法制がこれできちつとできるわけですから、必要最小限度に限るといふ、これはもう正しいわけでありまして、自衛隊法であろうが施行令であろうが、その精神は全部かぶるわけでありまして。

○岡崎トミ子君 それで、これまででも提供していかないという自治体もあるわけなんですけれども、この自衛隊法施行令は提出を求めるところができるというふうな定めであって、提供はその義務ではないと、住基法などの趣旨に照らしてもこれは要請を断ることはできるという、これは最低限のことだということを確認しておきたいと思えます。

○国務大臣(片山虎之助君) 権限を行使したら私は義務は生ずると思えます。ただ、今までの自衛隊というか防衛庁は、百二十条も、施行令の百二十条があるんだけれども、事実上の要請として行ったと思うんです。権限行使でなくて。権限が後ろ、後ろにある権限に基づく要請行為としてやっているから、要請を断っているところはそれはそれでよろしいという扱いだだと思えます。詳しくはひとつ防衛庁の方にお聞きくださいなすように。

○岡崎トミ子君 それは今、総務大臣の所管のところでは今言っているわけなんです。きちんとそれ以上のことに関して、最低限、今まで出してないところもあるわけですから、それについてはきちんとそのとおりに、最低限そのことは守られるということでもよろしいですよ。

○国務大臣(片山虎之助君) 事実上の要請ですから、要請を断ることは当然あり得ます。

○岡崎トミ子君 今、その問題にされております情報提供が、これまで一つ一つ根拠を確かめながら行われてきたのではないことはこれまでの防衛庁の説明に揺れがあったことからもうかがわれるわ

けなんですけれども、今後、行政機関の間で個人情報のやり取りをする場合に、一々提供する情報の具体的な項目、使用目的、それから提供を求めている側の根拠、提供する側の根拠を文書で明確にしておくべきだといふふうに思っています。

そうしたやり取りをきちんと記録にすれば、今朝いいただきました資料も、皆さんに徹底でもって作業を急いでいただいたということがありますけれども、そんなことをしなくても正確なものがすぐに出てくるというふうには思いませんけれども、いかがでしょうか、総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 質問をちよつと丁寧聞いていないので、ちよつと水を飲む方にあれしてしまして申し訳ないんですが、文書で出すべきだと、こういうことですか。

○岡崎トミ子君 はい。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、これは文書でなくても、口頭でもはつきりと確認できれば私いいと思えます。それは文書の方がベターかもしれせんね。

○岡崎トミ子君 ベターであるということは、やはり文書にすると、で、記録に、ベターであることとをやってください。また成立以前なんですから、是非記録をするということ、正確なものをらせるようにするということ、口頭でもはつきり確認できればいいと思えますけれども、出す方も受ける方も文書の方がいいというのなら、文書の方がベターでしょう、ベター。

○岡崎トミ子君 確認をしたいと思えます。是非、そのベターである方法を採用して行っていただいたいと思えます。

ところで、先月二十四日の報告によりますと、四情報以外の情報を取っていた地連のうち、提供を受けた情報を電子データ化した地連が十一ありました。特に山形、山梨というのは、本籍地や親の職業という特に不必要と思われるデータを取っていたわけなんですけれども、この不必要なデータを電子化するという、電子的に保存する

ということに関して禁止をしました現行法の第四条の保有制限に違反するのではないのでしょうか。

○政府参考人(宇田川新一君) 行政機関が行政目的の達成のために所掌事務の範囲内において必要な個人情報を体系的に集積して電子ファイル化することは当然あり得ることでありまして、その場合には行政機関電算処理個人情報保護法の規制を受けることとなりますが、今申し上げましたように、副長官の方から申し上げましたように、必要であると考えられる情報を電子ファイル化してありますので、格別の問題はないものと考えております。

○岡崎トミ子君 いや、やっぱり駄目ですよ、これは。不必要な情報を電子データ化するというのは、現行法の第四条の保有制限に引掛かかりますよ。大臣、防衛庁長官ですな。

○副長官(赤城徳彦君) 電子ファイル化についてはこの法律上の手続に従って行っているわけでございますけれども、その必要性があるかどうかにつきましても、先ほど答弁申し上げましたように、それぞれ一定の必要性があるということでございます。今後四情報に限るといふこと、これまでの一定程度の必要性があったということは、また別でございます。

○岡崎トミ子君 いや、先ほどの法文に言う必要というの、最低限の必要だということを確認をしたと思えますけれども、その必要の範囲を超えたこうした情報の保有、あるいは公務員法の法令遵守義務というに背いた情報の取得というのは、私は違法ではないかというふうに思えますけれども、いかがですか。

○副長官(赤城徳彦君) 施行令百二十条の趣旨に基づいて提供いただいたわけ、その範囲がどこまでかということについては、先ほど来説明していただきますように、必要性、募集のために必要だということの必要性があるということ、四情報以外についても提供をいただいていたわけでございます、それは法律、政令に違反するとい

うことではございません。

ただ、今後の運用として必要最小限に限るとい  
うことで四情報に限ったということではございま  
し、これまでいただいた情報がその法令にも  
とるといふことではございません。

○岡崎トミ子 私は、法文の解釈としては、現  
行法の個人情報ファイルの保有、第四条にある  
「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場  
合に限り」といふふうになっていまして、その  
目的を特定しなければならぬといふふうになっ  
ておりますので、法文の解釈としては私は違法で  
はないかといふふうに、ここで私自身の解釈につ  
いてだけではなくて、これは実際に法令で違法だ  
といふふうには私には思いません。

この必要性の判断ですね。法令遵守義務に適合  
しているか否かの判断にはやっぱり幅があり得る  
といふふうには思います。その判断というのは、現  
場の担当者やそれぞれの官庁に任せ切りにする問  
題ではありませんで、先ほど申し上げましたけ  
れども、職務に大変熱心な人は職務を遂行するた  
めにいろいろな方法を考えるだろうといふふう  
に思っています。そのいろいろな方法で取り組もうとす  
れば、そのためにより多くの情報、手段が必要と  
いふふうには感じられてしまうかと。

そこで、この個人情報保護の観点で仕事を  
機関あるいはそういう部署、そういう目でチェッ  
クをすることがどうしても不可欠だといふふう  
に考えますが、総理も見直しの際には第三者機  
関設置について検討するということについて否定  
されませんでした。見直しを検討する際に、少な  
くとも第三者機関の設置といふことの必要性に  
ついては改めて検討すべきではないかといふふう  
に思いますが、これについては総務大臣、いかが  
でしょうか。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたします。  
委員の第三者機関を設置すべきではないかと、  
こいう御指摘でございますけれども、これは、  
我が国の行政制度、いわゆる内閣法に基づく各主  
任の大臣がそれぞれの行政分野を分担管理する

と、こいうことが原則でございます。さらに  
国会に対して連帯して責任を負うと、こいう制  
度になっております。そのために、行政機関の長  
がそれぞれの分担管理事務を行う中で個人情報  
保護を適切に図ることが適当であると、こよう  
に考えております。

そこで、政府案でございますが、適法でない目  
的外利用・提供がある場合には行政機関に利用停  
止を請求することができると。また、行政機関の  
決定に不服があるときは情報公開・個人情報保護  
審査会において第三者的な判断がなされる仕組  
みがございます。

こいうことで、個々の個人情報の目的外利用・  
提供やいわゆるセンシティブ情報の取扱につき  
ましては、あらかじめ第三者機関がチェックする  
ことは行政全体にとって大変大きな負担と、また  
それがかえって行政の遅延といふことで国民に  
対する迷惑にもなるかと、こいう問題もございま  
し、私どもとしては、現在の制度がベストではな  
いかと考えております。

いずれにしても、本法案の施行に当たりまして  
は厳格な法の適用が大事だと考えておりますの  
で、しっかりと対処してまいりたいと考えており  
ます。

○岡崎トミ子 多大な負担の方が何か重きを置  
かれていて、個人情報保護するという観点で仕  
事をする機関、その重要性は、これから何か問題  
が起きてきましたときに、私は、大変この第三者  
機関設置といふことが更に問題になってくるの  
ではないかといふふうには思っています。

少なくとも、今お話をされた情報公開・個人情  
報保護審査会が強化される、あるいは活用  
といふことは考えるべきだといふふうには思いま  
す。例えば本人の同意ですね。または本人提供以  
外の目的外利用についてはその目的と理由を記録  
をするといふことを義務付けるといふことにつ  
いてはいかがでしょうか。その義務付けるといふ問  
題と、同時に、行政機関の長は情報公開・個人情  
報保護審査会の意見を聞くことを原則とすべき

はないかと思っておりますが、この二点についてはいか  
がでしょうか、総務大臣。  
○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま  
す。

本法案におきましても、目的外の利用を行う場  
合におきましては本人の同意を得るといふような  
条項もあるわけでございます。さらに、その他の  
目的外利用としましては御説明いたしております  
ように、非常に厳格に個人の権利利益を侵害し  
ない、法令に基づく所掌事務の必要のため必要最  
低限でと、かつ相当な理由、だれもが納得するよ  
うな理由によつて目的外利用をするといふ、厳格  
に目的外利用をチェックすることになってい  
るわけでございます。

したが、いまして、それ以外の言わば個人の権利  
利益に余り侵害のおそれが少ないような、そ  
ういふ案件も含めまして、こいう個人情報保護  
審査会の第三者機関の事前の同意を得るとか、事前  
の承認を得るとか、あるいは一々に記録を取つてお  
くとかいふようなことになりまして、先ほど副  
大臣から御答弁申し上げておりますように、行政  
に対する負担のみならず、行政それ自身が大変な  
遅延をもたらしまして、国民の皆さんにもかえ  
つて御迷惑になるというふうなことになるかと思  
います。

目的外利用等につきましては、主要なものにつ  
きましては、事前の公表制度におきまして公表さ  
れるもの、経常的な提供先については公表され  
ることになっておりますし、また総務大臣による  
施行状況調査で、その都度起こります目的外利用  
につきましては調査公表することになっておりま  
すので、それによつて対応していきたいと考えて  
おります。

○岡崎トミ子 何かこつさりしなかつたん  
ですけれども、本人提供以外のものについてはや  
はり目的外利用について目的と理由を記録する  
といふことが、後々の問題になっていかないと  
いふことで、再度私は義務付けべきではないかと  
いふことを申し上げておきたいといふふうには思

ますし、行政機関の長もこの保護審査会の意見を  
聴くことといふことを原則にさせていただきたい  
といふふうには思っています。

こいうした仕組みを取つても、なお権利の主体で  
ある個人に不服が出る場合があり得るわけなん  
ですけれども、その不服の申立てに機械に  
対応することとしては、裁判に訴える場合にそれ  
を不当に阻害しないといふことが必要だといふ  
ふうには思っています。その不服の申立てがあ  
った場合の回答期限を三十日以内にすべき  
ではないかと思っております。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま  
す。

開示請求等々につきまして期日が定められてお  
るわけですが、今御指摘の不服申立てにつ  
きましては、そいういふ案件が出ますと、審査  
会に諮問をするといふことになっておるわけ  
でございます。不服申立てに係ります案件につ  
きましては、そいうことで、非常に慎重な判断  
を要するものからいふことで、非常に慎重な  
判断の結果の期限を法定するといふことは  
適当ではないかと思っております。

いずれにしても、本法案の施行に当たり  
ましては、不服申立てのこの審査会の諮問に  
当たりまして速やかな諮問がなされるよう  
に厳格に運用してまいりたいと考えて  
おります。

○岡崎トミ子 是非、回答期限三十日以内とす  
べきではないかといふことについて、強く  
要求をしておきたいと思っております。

管轄権、訴訟の管轄権の問題ですね。これにつ  
きまして、東京地裁でしか訴えられないとい  
うのは大変不合理でありますので、最低限  
別の地裁あるいは沖繩で訴えることが  
できるようにすべきではないかと思  
いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) この行政事件訴訟は、  
いわゆる被告であります行政庁の所在地の裁判所  
の所管が原則だといふことでの今のお尋ねだと思  
うんですが、これもいわゆる地方の機関に各行政機

関の長が委任すると、そういうことであれば、現在の裁判管轄でありまして、地方の機関の所在地の裁判所に提起できる、こういった制度がございますので、正に私もはそういった委任を進めて国民の便利を図ってまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子君 これまで、防衛庁といましては不必要なというふうには私には思いますが、あるいは不適切な手法でというふうにも思います情報、様々に市町村に対して協力という形ではあるかもしれないけれども受け取っていた。そういう問題が大変センシティブな情報であったり不必要な情報であったりということも含めまして、これからはその四情報に限ってということだということとを今日は確認をすることができたというふうにしております。

是非とも、これからの問題が出した場合に、私は別な部署でもこの問題について追及をしていかなければならないというふうに思っております。

時間が大変短くて、もう一つ防衛庁に対しては聞かなければならない問題がございましたけれども、それは次の機会ということにいたしました。まずは、今日までに徹夜の作業をして名簿を出してくださったということに感謝をしておきたいというふうに思っておりますが、これからの運用についてはよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(尾辻秀久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、平野貞夫君が委員を辞任され、その補欠として岩本莊太君が選任されました。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。まず、防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

募集業務の意義について、今日いろいろと変化が起きてきていると私は理解しております。かつ

てこの募集はなかなか国民のコンセンサスが十分に得られない中で大変苦勞をした経過があったと思えます。近年、特に冷戦終了後、国際業務等が加わることで、国民の期待や理解も徐々に広がって募集環境も変わってきたというふうにも思っております。防衛庁、自衛隊だけの問題ではなくて、政府全体の問題であるということ、そして、委員がよく御案内のことでございますが、私どもの自衛隊の現役の在り方あるいは予備役の在り方というものも含めて、私はもう一度きちんと議論をしていかなければいけないことだと思っております。

その上で、これは単に防衛庁の一部の仕事というだけではなくて、政府全体を通じてこの募集業務、これが強制力を用いない、あくまで一つの職業の選択肢の一つとして位置付けられていくわけでありまして、これについての政府全体の取組ということを再検討しなければならぬと思っております。

その上で、防衛庁長官として、今日あるいは今後における募集業務の意義、重要性についてどのように御認識されているでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 先生御指摘のとおりだと思っております。

有事法制が衆議院において九割の方々の賛成を得て可決され参議院に送られている。この九割というのは大変に重要なことだと思っております。これから参議院で御審議を賜るわけでございますけれども、衆議院段階においてはそうであったということ。すなわち、これだけ多くの広範な国民の皆様方が、国の平和と独立があつていような議論ができるんだということを御理解いただいたというふうに私は思っております。

その中であつて、それでは自衛官というものをどうやって募集をしていくか。私どもは志願制を取つておるわけでございます。確かに、今就職の状況が変わつてまいりましたので、大勢の方が来ていた方がいいんだ、たくさん来るからそれでいいんだと、そんな話には絶対ならないはずでございます。

す。どうやって国の平和と独立を守り、精強性を維持するか、そして国民の皆様方の御期待にこたえるかということにおいて、更に自衛官の募集には心してまいりたい。

防衛庁、自衛隊だけの問題ではなくて、政府全体の問題であるということ、そして、委員がよく御案内のことでございますが、私どもの自衛隊の現役の在り方あるいは予備役の在り方というものも含めて、私はもう一度きちんと議論をしていかなければいけないことだと思っております。

○山口那津男君 一口に自衛官と言いましても、多様な職種がありまして、しかも自衛官の仕事というのは一面危険なものを伴う、そういう面もありますし、また一方で、資格や技術、知識、幅広い情報を入手するという、そういう有用な面もあるわけですね。こういった自衛官の職種に対する正当な理解を得られた上で応募していただくというのが一番望ましいわけでありまして、

そういう中であつて、中学を卒業する人たち、こういう人も生徒として募集する枠組みはあるわけですね。しかしながら、この中学卒業生については、職業選択の判断力といえますか、そういうものが必ずしも十分に形成されていないということもありまして、例えば文書募集を禁止されるとかあるいは保護者を通じて行うとか、そういう制約を行政側が自ら課しているわけでありまして、

これについて、そうなりますと、一方で募集の必要性があつて、一方でその職業選択能力を補う必要があるということも考えた場合に、広報のためのダイレクトメールを保護者に送るためには、今、住基法との関係で四情報の提供に限ると、このいう制約で保護者の名前を必ずしも入手できないわけでありまして、別な方法で入手しなければこの募集業務はできないということになるわけですね。これをどのようにやろうと思つていらっしゃいますか。

○政府参考人(宇田川新一君) 中学生に対する募集広報でございますが、これは、当該中学生の保

護者又は当該中学生が就学する中学校の進路指導担当者を通じて行うこととしております。このようにことから、自衛隊生徒の採用試験のダイレクトメールを送送する場合には保護者を通じて行うことになるとなるとなっております。

したがしまして、地方連絡部におきましては、募集広報官の日ごろの活動を通ずるなど、あるいは地域の実情に精通しました募集相談員などから提供いただくことにより、適齢者の保護者の方の氏名に係る情報を得ることになろうかと思

います。

○山口那津男君 先ほど来の議論の中で、地方公共団体から防衛庁に提供するものは四情報に限定するというところで、それ以外の情報の扱いについていろいろと議論があつたわけでありまして、その募集広報官が保護者の情報について地方公共団体以外のところから、町内会その他民間のところから情報を入手する努力をするということ、これ自体は違法なんですか、不適切なんですか。どうなんですか、やつていいことなんですか。ここを明快に御答弁いただきたいと思つております。

○国務大臣(石破茂君) それは違法なことではございません。それ、当然の業務として行うことでございます。

つまり、保護者の方が分からなければ保護者の方を通じてということができないわけですね。それはもう、例えば山口那津男さんのお父様あてなるといふような、そういう手紙を出すわけにはいかぬわけでありまして、その方のお名前というものをいろいろ努力によつて知る、そして保護者の方、そして御本人という方に自衛隊募集の情報をお伝えするということでありまして、違法なことだとは全く思つておりません。

○山口那津男君 それでは念のためにお伺いしますけれども、これまで市町村等がいわゆる氏名、住所、年齢、性別等四情報以外の情報を地連に提供していたということがありました。今後はこういうことはしないということでありまして

も、じゃ、今までやってきたことが違法だったのか、不適切だったのか、この点についてお答えいただけますか。

○副長官(赤城徳彦君) その点につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、これまで法律、政令に基づいて適法に行ってきたわけで、その必要性についてはいろいろレベルはありますが、今後は必要最小限ということで四情報に限定したということになります。

○山口那津男君 防衛庁の仕事の中には、例えば情報を保全する業務のように積極的に個人情報を取集することが職務とされている分野もありません。また、この募集業務も、募集の端緒を得る、端緒を与えるという点では一定の慎重さ、制約が必要でありますけれども、しかし、自衛隊にふさわしい人材を確保するという面ではやっぱり個人情報はいくらも必要とされる必要もあるだろうと、こう思うんですね。また、防衛庁には一方で、情報公開制度のように、その限りで必要な情報に限定をする、そして、そこで得た情報をいざずらにその個人情報積極的に入手する部門に回してはいけないと、こういう自ら制約を課す部分もあるだろうと思えます。

そういう意味では、防衛庁の多様な仕事に即してその個人情報の取扱についてやはり周知徹底をする、この個人情報保護の精神、情報公開の保護の精神、こういうことと、それから、情報を積極的に入手する必要性とその限界、こういうことについてやはり徹底をする、理解をさせることが必要だろうと思えます。この点について防衛庁長官の御認識を伺いたいと思えます。

○副長官(赤城徳彦君) 御指摘のように、防衛庁には様々な情報がございます、それをきちっと管理をしていくということが大事でございます。

もちろん、適切に保管したり、募集担当者以外が閲覧しないとか募集目的以外に使用しないとか、こういうふうな管理を行っております。例えば、情報ファイルに管理する場合は扱いについてはこんなふうになっております、個人情報ファ

イルを複製する場合は管理者の許可を得るとか、管理者は関係職員以外は閲覧できないようにアクセスの制御の措置を取るとか、そういうことをきちっと、これは訓令、通知で決めております。ファイル以外についても、同様に文書管理規則できちっと定めておるといふことで、今後とも、それを徹底してまいりたいといふふうに考えております。

○山口那津男君 是非、当委員会の議論の趣旨も踏まえて、その徹底を図っていただきたいと思えます。

最後に、片山大臣にお伺いしますが、自治体の防衛庁への対応、これがかなりばらつきがあるわけですね。情報提供してくださった自治体があるといつても三割前後にとどまっているわけであり、しかも、この協力関係というものが国の法体系の中にきちんと位置付けられようとしているわけであり、これは、自治体においても、この協力関係というものがばらつきがないようにこれから図っていく必要があると考えております。あわせて、防災の関係でありますとか、あるいは国民保護法制、これから制定に向けて努力が行われていくと思えますけれども、こういうことの御理解も通じて、このばらつきをなくすような努力といふことも一方ではお願いしたいと思えます。その点の御認識を伺います。

○国務大臣(片山虎之助君) これは、何度も申し上げますように、法律に基づく受託事務なんですね、法定受託事務。したがって、それは誠実に市町村は執行してもらわなきゃいけません。だから、ばらつき等があるとすれば、まず、防衛庁において十分話し合って、ばらつきをなくするよう、全部協力してもらおうように。もう自衛隊もこれからは国民の自衛隊ですから、災害出動その他いろいろやっているわけでありまして、そういう意味での、自治体との、地方自治体と防衛庁・自衛隊とのコミュニケーション、連携を私は十分やっていただくようお願いしたいと思えますし、総務省としてもできることは協力した

いと思っております。

○山口那津男君 終わります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。住基台帳四情報その他の情報の提供について伺います。

防衛庁は、四情報であれ親の職業であれ、今まで提供させてきたことは違法ではなかったと、こういう答弁に終始しまして、驚きました。そもそも、自衛隊が自衛官適齢者名簿として市町村から住基台帳の中学生の氏名、住所、生年月日、性別の四情報の提供を受けることができるという法的な根拠をまず確認します。何ですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、もう何度もお答えしているところでございますので、また繰り返しになりますかと思えますが、自衛官等の募集について、これは地方連絡部が行っているんですが、それと同時に、この自衛隊法第九十七条です。この規定に基づく法定受託事務として都道府県知事及び市町村長が自衛官の募集事務の一部を行っていること、こういうことでございます。

さらに、その規定を受けて自衛隊法施行令第九十九条で、都道府県知事及び市町村長は自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとされており、そのための、地方公共団体においては、自衛官の募集に関する広報宣伝を効果的に行うために、自衛官に応募する可能性がある者を把握するといふ観点から必要に応じて適齢者名簿の作成を行っていること。要するに、地方公共団体の法定受託事務で、その募集のために必要があるということから適齢者名簿の作成を行っていること。

その提供を受けていることの根拠につきましては、自衛隊法施行令の百二十条で、内閣総理大臣は云々云々というその規定の趣旨を踏まえて、これは防衛庁の人事教育局長から都道府県募集事務主管部長にあてた依頼文書によって、市町村に対して、地方連絡部に対する適齢者情報の提供について依頼を行うと、こういう法律、政令関係でございます。

○吉川春子君 質問に入るについてちょっと確認

しました。

それで、自衛隊九十七条の、都道府県知事及び市町村長は自衛官募集に関する事務の一部を行うということを受けて政令が制定されていて、今言われました百十九条、百二十条、雑則ですね。

この規定は、百十四条の募集の告示から始まりまして、百二十条も自衛官の募集事務、実務が規定されたんですね。その中で、知事、市町村長の自衛官募集の広報宣伝、そして百二十条は、内閣総理大臣が自衛隊員募集が全体としてどうなっているか知るための必要な報告又は資料の提出であって、個々の市町村に住む中学生が自衛隊に応募できる年齢になったかどうかという、こういう個人情報じゃないですか。

防衛庁長官に伺いたいんですけども、その四情報を市町村に提供されておりますが、これは個人情報であって、百二十条で言うところの資料には入らない、文言的にも入らないと思えますが、どうですか。資料の定義をおっしゃってください。もう、せつかく防衛庁長官お出ましいただいたので。

○副長官(赤城徳彦君) これは先ほどお答えした仕組みでございますので、その各地方公共団体が募集事務を行う、そのために……

○吉川春子君 いや、資料の中に入るのかということ。

○副長官(赤城徳彦君) ですから、そのために必要なものについて適齢者情報名簿を作っております。

その提供については、この施行令百二十条では、「内閣総理大臣は、自衛官の募集に必要と認めるときは、「必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」でございますから、当然これは入っているわけでございます。これはこの百二十条の趣旨ののっつて、先ほど総務大臣からの答弁にありましたように、この趣旨ののっつてお願いベースで資料の提供をいただいているということでございます。

○吉川春子君 この資料を、個人情報を含めて読



むという事でいいですか。イエスカノーで時間がないので答えてください。

○副長官(赤城徳彦君) これは募集に必要なものというふうを書いてあるわけで、その必要なものについては当然資料の提出を求めることができるという事でございます。無限定に何でも個人情報を得ているという事ではございません。あくまで募集のための必要という事でございます。

○吉川春子君 資料の提出というふうになっていきますので、この資料の中に四情報プラスアルファの個人情報も含むと、こういうふうに解釈していいですかと聞いています。簡単でしょう、答えてください。

○副長官(赤城徳彦君) これは当然その募集のために必要があれば報告又は資料の提出を求めることができるわけですから、そういうこの規定の趣旨を踏まえて資料の提出をいただいていた、四情報以外についても、当然必要があればそういうこととでいただいていたという事でございます。

○吉川春子君 資料の中に個人情報も含むということではないですか。防衛庁長官、うなずいていただけますか。

○国務大臣(石破茂君) それはそういう事でございませぬ。

○吉川春子君 総務大臣にお伺いいたします。住民基本台帳の閲覧の規定はあるんですけれども、国の機関に個人情報を提供できる規定はあるんでしょうか。根拠規定を示してください。

○政府参考人(畠中誠二朗君) 住基法の規定のお尋ねでございますが、住基法では、何人に対する閲覧と何人からの交付請求について規定がございます。

自衛隊法の九十七条一項……

○吉川春子君 違います、違います。住基台帳のこと。  
○政府参考人(畠中誠二朗君) 住基台帳には先生が御指摘の趣旨の規定はございません。  
○吉川春子君 住基台帳には根拠規定ないんですよ。

それで、私は、この自治省が発行したコメントールを持っていくんですけれども、それによりまして、住民基本台帳法三十七条で、国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村に対し、住民基本台帳に記載されている事項に関して資料の提出を求めることができる、こうありますが、これは今、根拠規定ではないという事を言われたわけです。

それで、これによりまして、求めることのできる資料というのは、元々国の行政機関又は都道府県知事が統計資料を得ようとする場合を想定しているもので、したがって、国の行政機関又は都道府県知事が公証力のある、公に証明するという意味です。公証力のある個人の特定できる資料を必要とする場合は、本条に基づく資料の提供ではなく、第十一条の住民基本台帳の閲覧又は第十二条の住民票の写しの交付の請求によるのはかたはなと考えると、これは自治省がコメントールで明言しているところなんです。たとえ行政機関の要請があっても、右から左へ情報を提供することはしないという取扱いになっていきます。住基台帳はプライバシー保護の厳密な取扱いを求められているからですね。

こうした住民基本台帳の規定に照らせば、この規定でも提供できるのは資料であって、個人情報ではない。防衛庁に四情報を提供することはすべきではない。それとも、自衛隊は別なんですか。総務大臣、どうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 住基法は、もう何度か言いますように、何人でも閲覧や写しの交付ができるんですよ。今回のこの適格者情報は、なる

ほど、住基法に載っている情報ではありませんけれども、これは自衛隊法九十七条の一項と施行令百二十条に基づいての資料として求めているんですよ。住基法に根拠があつて求めているわけじゃない。自衛隊法や施行令について求めているんですよ。だから、今回の場合には、自衛隊の、自衛隊というか防衛庁の場合には法令に基づいているから、そういう法令がないほかの省庁は閲覧や写しの交付をやつてもらおうと、こういうことではありません。

○吉川春子君 多くの国民は、住民基本台帳に提供できる根拠があるから自衛隊が求めているんだなというふうな考えをいらつしやるんじゃないでしょうか。

それで聞きます。総務大臣、政令による委任の問題について伺います。  
住民基本台帳に、ほかの行政機関に対して住基台帳の四情報等の個人情報を提供できるという規定はありません。にもかかわらず、自衛隊施行令百二十条、政令ですね、この資料に、住民基本台帳の個人情報が入るといふふうな防衛庁長官もさつき答弁されましたけれども、こんな政令を勝手に防衛庁が作るということは委任立法の限界を超えていますよ。

つまり、政令というのは、いいですか、政令というのは法律を施行するために内閣が決めるものであつて、国会の手は経ていないんですよ。法律というのは国会の手を経て決めますけれども、一応基本的に法律で決められていることを実行するために政令というものは作られるわけであつて、各省が政令で住基台帳の個人情報の提出を決めれば、総務庁はどの省庁にも四情報の提供を認めるという事ではないかと思つてます。政府の機関がこういうふうにして勝手に、政府の機関というのは防衛庁ですけれども、法律に根拠のない政令を作つて、そして法律の域を超えて四情報を提供させているという事は恐ろべきことじゃないですか。法律のイロハさえ知つていけばこんなこと分かるんですよ。どうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 政令というのは今の憲法の下では授権と執行なんです。授権というのは、法律によって授権する、権限を委任する。それを、細かいことは施行令でいく。根拠は法律なんです。あとは、法律に決まったことの細かい執行を書く、この二種類なんです。

この施行令百二十条は、九十七条一項を受けての授権の施行令なんです、法律と同じなんです。だから、住民基本台帳法の、自衛隊法は、この四情報の提供については、これは特別法になるんで、国会で決めた法律なんです。国会で決めた法律でそういうことを明定しているわけですから、それは何ら法律違反ではない。

○吉川春子君 自衛隊法にそんな提供できるんという規定はないんであつて、自衛官の募集をするという事で、そしてその募集をする一応日にちはいつにするか、いろいろ事務を、それを政令で決めているわけであつて、個人情報という非常に重要なものを住基台帳はやっぱり大事に守らなきゃいけないから、国の行政機関であつてもそれは閲覧だど、複写だということを決めているじゃないですか。これはそのコメントールでちゃんと今……

○国務大臣(片山虎之助君) 勝手に書いているんですよ。

○吉川春子君 勝手に書いたんですか、大臣。このコメントール、勝手に書いたと言われましたけれども、こんなもの勝手に書いたと言われれば、それは……

○国務大臣(片山虎之助君) 政府が出したものでしょう、それを書いた人の。

○吉川春子君 違いますよ、違いますよ、これ。このコメントールはですね、自治省行政局振興課編、こうなつていんですよ。これを勝手に、勝手に書かれたなということであつてはとんでもないことですよ、大臣。

それで、ここには……  
○国務大臣(片山虎之助君) 委員長、ちよつと。

○吉川春子君 ちよつと待ってください、私が質問しているところです。

ここには、ちゃんとその資料の中には、個人情報報は含まれないと。これはやっぱりその四情報報というのは住民基本台帳に決められている個人情報報といふのは大事なしなきゃならないと、守らなきゃいけないという、これは自治省のきちつとした態度なんですよ。それが法律にも決められているんですよ。その法律に決められていないものを勝手にまた法律で、特別法との関係と言ったけれども、特別法というのとは法律同士ですから、政令が特別法になるなんてことはありませんよ。そういうものを国会も通らないで政令で決めて、四情報提供は求められると、いや、そのほかのセンシティブ情報だっていいんだと、こういうめちゃめちゃな議論は、少なくともやっぱり法律、法治国家でしよう、きちつとそういうものに基づいて執行しなきゃいけないんじゃないですか。

総務大臣、何か言いたいことがあるんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 吉川委員に教えるわけじゃないけれども、あれしますけれども、コンメンタールというのは、振興課が何か書いたか知りませんが、それは立法者としてのいろんな準備や思いを書いたんで、正式な政府の見解というのは、通達とかあるいは行政実例とかか内閣法制局の解釈とか、こういうものなんです。だから、それは立法者としていろいろなことは書いたかもしれない、しかしそれは役所の名前じゃなくて何かの研究会か何かじゃないですか。よく調べてください。

○吉川春子君 違いますよ、役所の名前で。○国務大臣(片山虎之助君) ただ、これは公式な見解になるかもしれないけれども、そういう手続は経ていないんですよ。だから、それが書いてあることはほとんど正しいと思うけれども、一〇〇%それが正しいわけじゃないです、公のあれとしては、それは単なる解釈の本なんです。

それから、四情報公開情報なんです。その公開情報を自衛隊法及びそれに基づく施行令に基

づいて出すのが何かおかしいんですか。ちゃんと法令の根拠もあるじゃないですか。(発言する者多し) 静かにしなさいよ。質問者はこつちなんだから。

○吉川春子君 法令の根拠なんてないですよ。○国務大臣(片山虎之助君) 公開四情報じゃないですか。それについて、それ以外は住基法以外のところから市町村が資料を取って提供しているんですよ。

○吉川春子君 今、片山大臣、大変重要なことを言われましたよ。これは、各法律について、立法者の意思ということ、労働基準法についてもありますし、いろんなものがありますよ。それに基づいて私たちは質問しているのに、これは政府の見解じゃないと、いい加減なものだみたいなさういふおっしゃり方だと、もう論議の根拠が失われるじゃないですか。

それで、もう一つ私質問します。憲法上の権利の委任についてなんですけれども、政令に対してどういふものが委任できるかというの、学者の間でもあるいは判例の間でもいろいろと積み上げられてきているわけですよ。それで、憲法上の権利、精神的自由を制限する場合の立法の委任は明確であり厳格でなければならぬ、これは憲法のコンメンタールに書いてあります。

そして、今度その個人情報というの、憲法十三条の幸福追求権から導き出されるプライバシーの権利でしょう。その個人情報やつぱり法律に根拠がないというふうにおっしゃるわけですから、それを政令でもって、政令でもって出させるといふことはもう大変重要なことなので、防衛庁が言うんだつたらまだ分かるんですけれども、総務大臣が、この個人情報を守る立場にある方がさういふふうにおっしゃることはほとんどないんですよ。防衛庁というのは、今まで個人情報を不当に集めたり、何遍国会で問題になってきたんですか。この防衛庁の情報収集の問題性が国会で何遍も何遍も問題になってきているけれども、全然改

められていない。そういう中で、やっぱり住基台帳という、一番大事な個人情報ですから、これの管理はきちつとしてもらわなきゃならないんですよ。

それで、総務大臣、今、私、憲法の問題も言いましたけれども、本日は法制局長官でも来てほしいところすけれども、今日は呼んでません。呼んでませんので、いやいや法制局長官の役割務まりませんよ。

そうじゃなくて、こういう問題について防衛庁が今まで繰り返しているような問題を国会で追及されてきたけれども、こういうものをきちつと防ぐという、そういう担保が今度の個人情報保護法にあるんですか。何条にあるんですか。あるいは、個人情報報じゃなくて、機関が持っている情報でもいんですけれども、何条でそれが、こういうようなことが防げるという条文があるのか、それをきちつと示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 自衛隊法の九十七条の一項は、政令で定めるところにより、自衛隊の募集に関する事務を行うと書いています。○国務大臣(片山虎之助君) 自衛隊の募集に関する事務を執行するところにより、自衛隊の募集に関する事務を受け施行令にづく規定があるんですよ。その一つが、募集のために必要な報告をしたり資料の提出をするということがあります。したがって、これは法律の授権に基づいているわけですから、全く何の問題もないと、こういうわけですよ。

それから、今あなたが言われたことは、個人情報保護法の、条文については聞いてください、あちこちに規定がありますよ。必要最小限の目的に応じた情報の範囲でやらないと、目的外の利用や提供はもう特別の場合にだけに限定的に認めると、こういうことございますから、今まで防衛庁がやったやつが、それは違法だとかなんぞかという問題じゃない。しかし、いろんな議論があるんで、今回は公開四情報に限ると、こう言っているんで、我々もその方がいいでしょうと、こう

我々も、個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護をするという観点から、今完全に意見は一致しているんですよ。今までのものが違法だとかなんぞかということじゃありませんよ。しかし、いろんな御懸念や御議論があるんなら、この際、四情報で我慢してもらつて、その範囲でしかりやつてもらつと、こういうことであります。

○吉川春子君 自衛隊法の九十七条は、都道府県知事及び市町村は、「政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」。自衛官の募集に関する事務の一部です。そして、その「協力を求めることができる」と第二項でなっています。

これは、そういうことを、防衛庁がその事務をしますよと、でもほかの法律に抵触するようなことをしていいという授権ではないと思ひます。さうですよ。これはやっぱり日本が、日本の国会が決めているいろんな法律の整合性の中で授権することができるとあって、住基台帳でこういう個人情報報はきちつと保護されていると、国の行政機関といえどもその提供はできないんだという立法者の意思です。立法者がさういふ解釈をしているんですよ。

防衛庁長官、首ぱつかり振つていないで答弁してください。そういうようなことを、法律を踏み外して、法律を踏み外して政令を作つて、何度も言いますけれども、政令というのは官僚が作文すればそのままいくんですよ。国会で議論するわけじゃないんですよ、政令は。そういう政令で、住基台帳の認めていないものまで政令で決めて、そしてしかもいろいろ問題が起きています。こういうようなこと、おかしんじゃないでしようか。それに対する反省は全然ないんですか、防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) どうも委員の法理論が実を言うとして理解できなくて恐縮なのでありますけれども、要は、私どもは法に基づいて政令を作つています。そしてまた、四つの情報というのは、これは公開をされている情報であつて、その部分につ

いて法定受託事務になっている。我々がお願いをし、いただく、そういう形になっておるわけでありまして、そこには違法というものは全くどこにも存在をしないわけでございます。委員が何を問題にしようとするのか、私はどうも今ひとつ理解し兼ねるところでございますが。

政令というのは確かに、そういうようなもの法律ではない、国会で通るといふようなものではございませんね。しかしながら、そこに基ついては政令が法的根拠、先ほど来、総務大臣も述べておられますとおり、法的根拠はきちんともあるものであり、そしてそこにおいて違法なことは何ら行われていないわけでございます。ですから、委員が何を問題にしようとするのか、もう一度御教示いただければ大変幸いだと思います。

○吉川春子君 こういう感覚の防衛庁長官が住民基本台帳の情報を集めて、そして、集めておっしゃいました。自分で集めなさいといふんです。これから自分で集めると言つたじゃないですか。そういうことをやられるということに対して、国民は物すごく不安を感じると思つてます。

もう一つ聞きます。  
新美先生が、さつき岡崎議員も取り上げましたけれども、この方は政府の個人情報保護法案制定化委員会のメンバーでいらつしやると伺つております。この先生が、自衛隊法や施行令は一般的な規定で、具体的な記載はない、住基台帳に明文規定がない以上提供はできないものと解釈すべきだと、このように言つておられるんです。それから、小早川先生も、この人は住基ネット関係で政府の座長もお務めになった方で、情報公開審議会委員もされておられますけれども、言つてみれば、政府から招聘されて、そういう法律作りにお二人とも絡んだ先生ですけれども、百二十条に個人情報保護の観点はなにと、このように言つておられるわけですよ。  
防衛庁長官、私の言つておることが全く分らない、これはもう本当に恐るべきこと、悩まし

い、嘆かわしいことですよ。そんな防衛庁長官に個人情報保護を大事にするなんていうことはもう期待できないじゃないですか。

でも、片山大臣、こういう先生方がこの施行令に対して、非常にこういうのは住民台帳法に明文規定がない以上提供はできないと、こういうふうにおっしゃつておられることについてどう思ふんですか。政府が一生懸命お願いして法案を作つていただいた先生方じゃないですか。こういう学者の意見については耳を傾けないんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) インタビューの記事というのは大変圧縮されて出ますからね、正確に先生方の御意見かどうか私は分からないと思ふんです。

ただ、吉川委員、お分かりいただきたいのは、四情報公開情報なんですよ、そうでしょう。これはだれでも何人でも閲覧できるし、写しの交付ができるんですよ。それについて自衛隊法や施行令に基づいて資料として市町村長が出す、法定受託事務なんだから。何がおかしいんですか、何のおかしさもない。元々だれでも見られるんですよ。見る代わりに法定受託事務になつておられるから資料として出す、そのどこがおかしいんですか、四情報。

○吉川春子君 私は、自分の考えはもちろんそうなんだけれども、自治省の考えに基づいて今日は質問しているんですよ。その自治省、今は総務省ですけれども、名前が変わつただけじゃないですか。この仕事については引き続きやられているわけでしょう。だから、そういうことで、その資料の中には個人情報が含まれないんだと、こういうふうにおっしゃつておられるんですよ。

それで、担当大臣にお伺いしたいんですけれども、もう時間がなくなりましたので。  
政府の法律の中に、資料の提供というのをあちこちに書いてあるんですけれども、この資料の中に全部個人情報というのを含めて考えるんでしょうか。どうですか。細田先生、大臣、どうですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。資料というのは、ちよつと法制的には正確でないかもしれませんが、いろんな行政文書ですとかあるいはそのほかの図画、場合によりますと電子的記録等々も含まれると思つておられます。当然、個人情報はそのうちの記載されておられますので、資料を提供するという場合にはそれに記載される個人情報も提供されることになるわけでございます。

今、正にこれまで行政機関における個人情報の取扱いは基本的にはルールがございまして、唯一、電算機個人情報、ファイル化されたものについてのルールしかなかったわけでございます。それを抜本的に強化すべきということで、今新しい行政機関法案ですべての個人情報を対象にして規制の制定をお願いしているところでございまして。

○吉川春子君 もうほとんどない答弁ですよ。資料の中に個人情報が含まれるなんて、そんな解釈、できません。  
担当大臣にもう一度伺いますけれども、法律の中で、政令も含めて資料という言葉がたくさん出てくると思つても、そういう中に果たして個人情報を含めていいのか悪いのか、その点について慎重な検討をしていただきたいと思つておられますが、その点は明言できますか。

○国務大臣(細田博之君) ちよつと私は個人情報保護法案の担当として出ておまして、政府に關連する情報の問題についてはやはり総務大臣にお答えいただくのがいいと思つておられます。

新法で今定義をしておりますのは、「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。」。括弧書きがありまして、「(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」と書いておられるわけでございます。

ます。その他、これは重疊的に個人情報データベースとかまた別の法体系になつておられますので、今の御議論と直接関連させることができるかどうかはちよつと分かりません。

○吉川春子君 今度は、そうすると、提供するという場合、個人情報ということをきちつと書くというところは最低限必要じゃないかと思つておられますけれども、その点についてはどうですか。大臣、もう時間がないので、大臣。

○国務大臣(細田博之君) 行政の話をしておられるんですか。  
○吉川春子君 いや、行政の話ということも含めて一般法ですね、基本法ですね。だから、個人情報を提供するか個人情報についての問題についてはきちつと個人情報という概念を明確にしなさいいけない、個人情報ということを明らかにしなさいいけないと思つておられますが、その点は、基本的なお考えで結構ですが、伺います。

○国務大臣(細田博之君) 第二条で定義を先ほどお読みしましたように、つきりしてありますので、その中身が何であるかということは今後やはり判例とかいろいろ法令の適用に応じて次第にでき上がっていくべきものだと考えておられますが、基本はこの第二条に規定しておる定義でございます。

○吉川春子君 すぐやつぱり、四情報だつたらば当然のことのように提供していいんだと、こういうことでは全然ないということ、私は、旧自治省、現在の総務省のコンメンタールに基づいて、また学説、判例に基づいて指摘をいたしました。これがあまいになるということとは非常に行政機関に対する不信感も高まりますので、その点の扱いについてはもう万全を期してもらいたい。

この問題についてはまた引き続きやることとしたしまして、時間ですので、私の質問は終わります。  
○森ゆうこ君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の森ゆうこでございます。

防衛庁リスト問題、適齢者情報の収集問題を教訓に、防衛庁にはしっかりと情報管理、危機管理をしていただきたいと思ひます。防衛庁長官に今後の取組についての私は決意を伺いたいと思ひます。

昨年の防衛庁リスト問題、そして今回の自衛官募集のための適齢者情報収集の問題、この二つの問題の本質は一体どこにあったのでしょうか。世間では、今回の問題が起ったことをきつかけに、防衛庁のみならず行政機関が個人情報収集すること自体が悪いことだという意見まで出ています。そのようなところに問題の本質があるのではありませぬ。国家機密を預かる防衛庁が必要なる情報を収集し適正に活用することは当然のことであり、それが悪いことであるはずがありません。大臣がむしろこの点について、国民に対してよく理解、そして納得していただけるよう明快なメッセージを勇氣を持って発するべきだと私は思ひます。

今回の問題は、国の安全保障と、それを担当すべき防衛庁の情報収集、情報管理、危機管理の在り方そのものが問われた問題ではなかつたかと。すなわち、防衛庁リスト問題でも新聞記者に内部情報が漏れいたことがそもそもその事の発端であり、防衛庁においてそのような大きな問題が行われていたことがむしろ大きな問題であると思ひます。

また、防衛庁リスト問題や今回の適齢者情報問題に関し防衛庁の対応を見てみると、本当に適切な危機管理が行われていたのか、首をかしげざるを得ませぬ。国家の安全保障を担う組織がこのようになぜそんな情報管理、危機管理しかできなかったことがこの問題の本質であり、今後の我が国の安全保障を考えた場合、最も大きな問題なのだと私は思ひます。

有事法制も衆議院を通過し、本日から参議院で本格的に審議が始まるわけです。今後、我が国の安全保障に対して、防衛庁の果たす役割はますます大きくなると思ひますが、これまでのような対応し

応しできないような組織に、我が国の安全や国民の生命をゆだねてよいものか不安を感じざるを得ませぬ。もちろん、防衛庁の職員には猛省を求めるとともに、今後の情報管理の徹底、危機管理を徹底していただき、二度とこのような失態を起さないようにしていただきたい。

防衛庁長官に、今後の取組について決意を伺ひます。

○国務大臣(石破茂君) リスト問題をどう思うかということですが、私は長官に就任いたしましたときに、情報公開法の趣旨というものをきちんと理解し徹底させることが大事だということを就任の記者会見で申しました。

今度の問題も同様なんだろうと思つております。今度の問題は、四情報に限る、じゃそれが必要なのか十分なのか、そういう議論が何か交錯をいたしましたような気がいたします。私は、四情報以外というものの提供があつたとしても、それが即違法だというわけではございません。そこをこのころをきちんとした上で、しかしながらいろんな御議論もある、御懸念もあるので、四情報に限つて私どもはちようだいを、そこから先は自助努力でやるわけですが、本当に精強な自衛隊というものをやるためにそれ以外の情報を収集することは、これはむしろ当然のことでございます。もしなければ精強な自衛隊というのは作れない。委員御案内と思ひますが、職務の宣誓ということがあつて、事に臨んでは身の危険を顧みずということが必要なる情報は今後も集めてまいります。

しかし、市町村からいただく場合には四情報に限つて、あとはやるといふことで、私どもは今までは加減なことをしてきたという御指摘は当たらないのらうと思つております。ただ、やはり、今回も思うのですけれども、この法の趣旨というものをきちんと徹底させる、これもやはりシビリアンコントロールで大事なことでござらうと思つております。

私ども、二十四万人の組織でございますので、

地方連絡網全国各地に何百か所とあるわけです、何十か所とあるわけですね。そうしますと、本場に第一線の広報官たち、みんなよく法の趣旨は分かつて居るわけですけれども、そこで先ほど総務大臣から三割の自治体しか御協力いただけないというお話がありました。そういう厳しい中で本當にみないろんなことを考えながらやつておるわけでございます。彼らの努力というものがあつて自衛隊は成り立つていふことも過言ではないわけでありませぬけれども、そこでもう一つ大事なことは、法の趣旨というものをよく御理解いただき、そういうような御懸念をいただかないようにもう一度徹底をしまひたいと思つております。

危機管理もできないような防衛庁にこの国を任せられるかという御指摘は、一部からいただいております。しかしながら、私は私どもの防衛庁がそんなにいい加減な組織だとは思つておりませぬ。きちんと申し上げるべきは申し上げ、徹底すべきは徹底をいたしまして、国民の御負担にこたへる、一番大事なのは法の徹底、シビリアンコントロール、そういうことだと私は思つております。

御指摘を踏まえまして、今後更に努力をしまひたいと思ひます。

○森ゆうご ありがとうございます。個人情報保護、そして情報公開、さらには国家機密の保護ということも防衛庁には求められるわけでございます。この点につきまして、ただいま長官からはつきりとしたお考えを述べていただいたわけですが、この委員会の審議におきまして、やはり御答弁がはつきりしないと様々なまたそこから議論を呼ぶわけですので、きちつとした質問に対して回答をいただくということをこれからも望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。四情報以外の情報の内訳を見てびっくりしました。戸籍の情報が入つております。本籍は現在

一切民間の履歴書には載せない、部落差別などを引き起こすので載せないというのに、わざわざ本籍を取つております。

保護者あるいは家族のことですが、家族欄も一般の履歴書のマニュアルからは削除をされていふ。それは、本人の能力によつて採用するのであつて親の職業は関係ない、親の職業を書かせるということとは様々な差別につながるの履歴書からは削除されていふ。

先ほど、いい加減なことをやつてきたとは思はないという答弁がありました。ひといひといひ。もうこの履歴書にも載つていないようなことを勝手に取つて居るわけじゃないですか。こんな情報をなぜ取つて居るのか。

統柄欄、これは戸籍の統柄ですか、住民票の統柄ですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは、統柄の欄には子というふうには書いてありますけれども、それがどちらのものであるかということ必ずしも明確ではありません。

○福島瑞穂君 それでしたら、住民票ですね。その戸籍の情報、筆頭者というものはこれは戸籍しかありませんし、本籍があります。家族の欄を、家族を書かせる。保護者はこれは戸籍でも住民票でも取れませぬ。そうしますと、戸籍の情報、本籍地を書かせる、家族を書かせる、それ以外の情報を取つて居るわけですね。どこの履歴書にももう存在しないようなことを取つて居る。

先ほど本當に問題だと思ひました。親の職業を自助努力で調べると、これは様々な差別を引き起こしたことから批判をされて居る身元調査そのものじゃないですか。本籍地だつて問題だ、部落差別につながる、家族だつておかしい、職業だつておかしいと何十年と言われてきたことを防衛庁が全く分かつていなくて今回このようなものを出してきた。どうですか、これは問題ないんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、私どもの募集において必要な範囲において調べるといふことでござ

ざいます。ですから、先ほど答弁申し上げましたように、では親御さんがどこにお勤めで、どの時間に行けばお話ができるのかということが必要な場合があるとすれば、その範囲において調べるということでありまして、すべてそういうものを調べてというようなつもりは全くございません。

それは調査をいたしますときに、当然これは本当に必要なものなのかどうなのかということがきちんと確認をされなければいけないことで、必要な範囲においてということにおいて何ら変わりはありません。

○福島瑞穂君 これを一般の民間企業や他のところが言ったら、本当に大問題ですよ。つまり、本人の能力においてのみその人を採用するということが崩れるじゃないですか。親を捜してということと自身も問題ですし、職業欄を書かせることも問題ですよ。家族欄を書かせることだって差別につながるという議論があり、本籍地だって今ないですよ。どうしてこんなことをやるのか、そのことについての一切の反省がない。今日この答弁で言っていることが一般的に通用すると、これは大問題です。

それと、四情報。ですから、親の職業を調べるとか、それは身元調査ではないんですか。本籍地を書かせるのは何の意味があるんですか。  
○副長官(赤城徳彦君) この四情報以外にいろいろ情報をいただいていたわけですが、これは履歴書に何を書くかというものはちよつと性格が違っています、地方公共団体が法定受託事務としてその募集事務の一部を扱うと、それに必要なものについて適齢者情報としてあの名簿を、適齢者名簿を作っていたわけでございますから、それは募集の事務に必要なものだということで、個々については先ほど御答弁いたしましたように、例えば親の職業についても、親の方に連絡をする便宜という募集の事務が必要であつてそういうことを行っていたと。

それから、本籍については、日本国籍かどうかを確認するとか、そういう募集の事務のための必要であつて、履歴書として応募するときにどう書くかというものはまた別でございます。  
○福島瑞穂君 珍妙な回答ですよ。しかも、人権感覚やっぱりないと思います。住所が分かっているならばそこに親が通常はいるわけですね。親の会社に電話をするわけでもない。  
それから、おかしいですよ、なぜ履歴書に本籍地を書かせないか、なぜ履歴書に家族欄を書かせないか、親の職業を書かせないか、それは差別を生むから、問題があるから書かせないのに、募集の際に必要なだから取ればいいとすると本当に問題ですよ。それは差別を生むからやめると言われてきたことがさっぱり分かっていないですよ。いまだに、いい加減なことをやってきたとは思えない、違法ではなかったと言うのであれば、それは本当に問題だと思えます。

それから、四情報でも、取るのは、内部で動かすのは問題であると考えます。閲覧、交付を請求すれば、閲覧、交付においては正当な目的があるかどうかを窓口が判断します。交付を、住民票の交付を受ける、四情報について受けるためには、そのためには料金を払わなくてはなりません。また、それは窓口でもチェックができるわけです。内部で四情報が行けば全然そのチェックができないじゃないですか。先ほど他の委員からも指摘がありました。

私は、四情報についても内部で流すのは何のチェックもできずにこれは問題であると、こういう個人情報について内部の提供ができることを認めることは極めて個人情報の観点から問題であると考えますが、いかがですか。  
○副長官(赤城徳彦君) これは、まず住民基本台帳法上の根拠ではなくて、自衛隊法施行令に基づいて行っている事務ですから、そこで募集のために必要があればということと一定の情報についてはいただいています。それを必要最小限に限ろうということと今回限ったわけですが、それが四情報です。

その基準としては、住民基本台帳法上、これ何人も閲覧できる四情報に限ろうということに限ったわけで、これは何人も閲覧できるものでございまして、しかも元々は自衛隊法、また施行令に基づいて、募集のために必要があれば資料の提供、報告を受けることができるというその規定の趣旨に基づいて行っていたもの、それを更に必要最小限の何人も閲覧できる四情報に限ると、こういう趣旨でございますから、それがいかぬというのはいふふうに感じております。

○福島瑞穂君 閲覧や交付については個別的にきちつとやらなくちゃいけない。それが内部で流通をしまつて他のチェックができないことが問題です。  
それから、ちよつと話が戻って済みませんが、どうして住民票の閲覧、交付において四情報に限られたのか。それは、他の情報が外部にどうか、出ることによつて、ほかの人が知る、本人以外の人間が知ることによつて差別を生んだりプライバシー侵害ができるからです。ところが、今日出たきたのは、続柄はある本籍はあるわ保護者はあるわ、筆頭者ですよ、これは戸籍筆頭者だから。戸籍って普通の人は見れないんですよ、戸籍は本籍地も戸籍筆頭者も見れないですよ、身分事項欄も見れないですよ。  
ですから、住民票上四つの条項に無理やり、無理やりというか、四条項、プライバシー侵害の観点からこれしか閲覧できない、交付ができないとなつているのに、自衛隊は今まで戸籍情報も含めて取っていたんですよ。しかも、保護者欄が入っていますから、戸籍、住民票に限っていないんですよ。これは問題ないんですか、今問題ないんですか。

○副長官(赤城徳彦君) これはまず法体系が違うという、根拠法が違うということと、自衛隊法施行令に基づいて情報を取っていたことと、自衛隊法施行令に基づいて情報を取っていたことと、その元々は、自衛官の募集は防衛庁の地方連絡部と法定受託事務として地方公共団体が行います。つまり、地方公共団体が法定受託事務

として自ら募集事務を行うという自らの事務でございます。その募集のために必要があれば適齢者情報という形で様々な情報をその中で集積をしていく、これはどういう、会社であればあれ、募集をするために必要があればどこにその働き掛けをすればいいか、どこへ連絡をすればいいか、ダイレクトメールをどういうふうに通送すればいいか、そのための情報というのはそれは独自に努力をして蓄積をしていくものだと思います。

しかし今回、限るといふのは、地方公共団体から提供していただく情報としては四情報に限定しよう、これは必要最小限だ、その基準は何人も閲覧できるものだと、そうすることで四情報に今後限定をしていくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○福島瑞穂君 私は、今までやってきたことに対する反省も全くなく、必要な情報は取れるんだ、そして四情報についても内部であればチェックなく取れるんだと、こういう答弁だったら、本当にこの個人情報保護法案できたら、行政内部で情報がどんな形でたらい回しにされるか、本当に危ないですよ。  
普通の企業が本籍地を知ったら、これは大問題です。普通の企業が親の身元調査、職業を調べて、それをやったら大問題です。先ほどおっしゃったじゃないですか、親の職業を調べるとか。それは、もしそれが普通の企業が、例えば公務員でもそうです、身元調査をしたということが明らかになったら、例えば本籍地の特別なリストが出回ったこととあります。それは本当に大問題、大人権問題になつたわけです。そういう例えば身元調査をすること、本籍地を入手すること、例えばそれが部落差別になつたり、外国人差別になつたり、あるいは様々な、婚外子差別になつたり、親の職業による差別になつたり、(発言する者あり)いや、それはそうですよ。これは、普通の企業がやったら大問題のことを、一般的な条項があるということを利用して、理由として防衛庁が取ってきたと、そのことに対する反省が全くな

いじやないですか。  
○国務大臣(石破茂君) 必要なことを必要な範囲において調べておるといってございませう。それは、そういうことが分かなければ私も国を守る、精強な自衛官というものを募集することができないからやっておるわけです。自衛官は必要ないとか、そんなことはそもそも要らないとか、そういうお考えにお立ちであればそれは議論はまた別でございませうけれども、私どもは必要なものを必要な範囲において、日本国の平和と独立を守る自衛隊、それを構成する自衛官を募集するためにやっておる、何ら違法なことはいたしておりません。

○福島瑞穂君 また答弁がずれると思います。その人がどういふ人なのか、どうして本籍地、本籍地と何か関係があるんですか。本籍地を知ることが、その人が国を守るかどうかについて必要があるんですか。それはおかしいじやないですか。

つまり、本人の能力や本人の適性や、どうか、差別ということが分かっていないですよ。本人の能力以外のことによって身元調査をされたり差別をされるのがおかしいのに、様々な情報を取って、しかもこれは行政に頼んで、内輪で取って、全部、それが全く問題ないというのは全くおかしいですよ。

じゃ、次に行きます。結構です。  
八条の、今回の議論が非常に問題だというふう

に思うのは、今回、個人情報保護法案八条二項の三には外部提供の規定があります。そうしますと、この法律がもし通った暁には、この「前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」と。これまでできなかったはずの適齢者名簿のような外部提供が逆にできるようになってしまうのではないかと。つまり、この条項の解釈が、特に第八条二項二号もそうですけれども、「内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」というこ

とで、外部提供ができるわけです。そうしますと、この法律が通った暁には、もともと内部における外部提供が行われるのではないかと。大変危惧をされるのですが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。  
本行政機関法案におきましては、個人の権利利益の保護の観点から、目的外の提供を厳しく制限していることは既なるお答えを申し上げているところでございます。

すなわち、目的外提供を原則禁止といたしまして、これが例外的に許容されますのは、法令の定める事務の遂行に必要な限度である場合であり、かつ個人の権利利益を不当に損なうおそれが認められない場合、その上で、その相当な理由ということで、だれもが納得できる客観的な理由が必要であるということをお説明申し上げているわけでございます。

この法案は、これも既に申し上げているところでございますが、これまでは、この個人情報の言わば保護の法制としては、電算処理された個人情報を対象とした現行法があるわけでございますが、これをすべての行政機関が保有する個人情報に拡大して、これまで以上にそういう意味で目的外の情報、個人情報の提供を制限しようというものであるということとは是非御理解いただきたいと存じます。

○福島瑞穂君 しかし、今日の答弁でも、四情報に限ることが望ましいが、かつて別について別法でもなく何ら問題がなかったという答弁ですね。そうしますと、この二号の「相当な理由のあるとき。」そして三項の「他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」この解釈によりますと、別に、私は四情報であっても内部提供は問題であると、何らチェックが働かない、閲覧、交付であれば窓口でのチェックが働かなくても、何の根拠もなくやっているとありますが、今日の答弁だと、四情報に限ることは望ましいが、別に今ま

で問題はなかったということであれば、この解釈によつては、四情報以外でもやってもこの法律に反するとは言えないんですか、どうですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。  
先ほど御答弁申し上げておりますように、目的外提供については原則禁止ということで、その例外的に許容される場合は、三点申し上げたわけでありまして、法令の定める事務の遂行に必要な限度であり、かつ個人の権利利益を不当に損なうおそれが認められない場合で、その上で相当な理由がある場合ということで申し上げているわけでありまして、今御指摘のこの防衛庁の自衛隊の、自衛隊員の適齢者情報につきましては、正に法令に基づくとということで、自衛隊法に基づいて行われているものでございませうし、そして、これまで募集事務に当たつて必要な事務ということでいろいろ御指摘のような情報も取られておつたわけでありまして、それを四情報に限定をしようということと、更に厳格に運用されるということとで聞いておるわけでございます。

この四情報以外のものにつきましては、必要か必要でないかの判断というのは第一的には行政機関の長が判断することになると思います。私も前から今この段階で、この募集事務に必要でないとはなかなか言えないのではないかと考えております。

○福島瑞穂君 それでは、どうですか、もしこの個人情報保護法案が成立していただくと、この四情報以外について外部提供したことに、内部提供といひますか、したことに、これはこの個人情報保護法八条に反するの反しないのか、大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) あれ、地方団体は、今回の行政機関個人情報保護法の適用ありませんから。

○福島瑞穂君 ただ、内部で出すとして、例えば、これは条例が必要ではないか、あるいは条例がなくて提供できるかという論点も出てくると思

います。  
そうしますと、大臣、もう一回確認をしますが、今日の答弁だと、四情報に限るといっても、今までの在り方が違法であった、問題であったという答弁はついぞ出てきませんでした。そうしますと、個人情報保護法案ができて、今のように個人、四情報以外についても提供があつたとして、この法律上、何ら問題がないということですか。

○国務大臣(片山虎之助君) この行政機関個人情報保護法は、あなたが言われることには関係ないんです。問題は、住民基本台帳法と自衛隊法及びその施行令の関係なんです。四情報については何ら問題がないと思ひますし、募集に必要な限度において、それ以外についても私は違法の問題は直ちに生じないと思ひます。

○福島瑞穂君 いや、違いますよ。  
この八条は、「行政機関が法令の定め」、ちよつと条文を読むのはあれですけども、例えば「保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」と、八条は利用及び提供の制限を言つております。ですから、今日だとも問題がないことになつてしまふ。八条は結局ざるになつてしまふのではないかと。八条は非常に思ひます。つまり、今の今日の話で、情報提供、問題なかつたということであれば、内部で情報をほかのようやり方で提供したとしても問題がなくなるわけ、そのような感覚でこの法律が運用されるのであれば本当に問題であるというふうに思ひます。

時間ですのでこれで終わりますが、本当に今までの個人情報の取扱いについて問題がないと言ひ、そして今後も内部で提供するというのであれば、本当にこの個人情報そのものの行政情報のたらい回しが内部で行われるというふうになつて危惧を申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。  
〔速記中止〕  
○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてください。

い。  
これより、本会議の間、休憩いたします。  
正午休憩

午後二時四十一分開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報保護に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、個人情報保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、質疑を行います。

○委員長(尾辻秀久君) この際、片山総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 午前中の答弁について、答弁の正確性を欠いた点がありましたので、改めて答弁いたします。

「住民基本台帳法逐条解説」による住民基本台帳法第三十七条の解釈に於いては、この「住民基本台帳法逐条解説」は、自治省行政局振興課編著でありますけれども、担当者の私見によるものも含まれておるものであり、必ずしも政府の公定解釈を示しているものではございません。

「住民基本台帳法逐条解説」においては、第三十七条第一項の資料の提供には、公証力のある個人が特定できる資料を想定していない旨を記述しておりますが、これは、住民基本台帳法においては、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の手續が規定されていることを踏まえ、このような解釈をしているものであります。

しかし、住民基本台帳に記載された情報については、住民基本台帳法上他の法律の規定に基づく

情報提供がなされることを否定しておらず、例えば刑事訴訟法第九十七条第二項に基づく照会に応じるところであり、情報提供がなされることもあり得るところであります。

自衛官の募集に係る適齢者情報の提供については、自衛隊法第九十七条第一項及び同法施行令第二百二十条の規定に基づき市町村長に対して依頼しているものであり、住民基本台帳法の関係で問題となることはないものと考えております。

○委員長(尾辻秀久君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 民主党の新緑風会の内藤でございますが、先週に引き続きまして、今日も七十分ほどお時間をいただきまして、質問をさせていただきます。

まず、片山大臣、ちよつと事前レクなかつたんで恐縮なんです、裁判管轄の特例についてお考えをお尋ねしたいと思うんですが、私たちは、この委員会、衆議院の委員会においてもそうなんですが、やはりこの個人情報保護法においても裁判管轄の特例を行うべきだということを主張してまいりました。

そういった主張に対して片山大臣は、こういった問題は司法制度改革全体の中で議論していくべきだということは何度もおっしゃったわけでございます。私もその辺の司法制度改革の推進本部のことをいろいろ調べておりました、片山大臣も、また細田大臣も本部長として加わっているわけでございます。確かにそのおっしゃった項目も行政事件訴訟の見直しというところに入っております。これらを期限を区切っちゃんと結論を出すというふうな書いてありますね、平成十六年十一月三十日までに措置を講ずべきものと。この措置を講ずべきものの措置とは何かと聞いたら、これは法律、もし必要ならばそういう趣旨の法改正を行うんだということちよつとお返事もいただいているわけなんです。

中でも、現時点における状況、その議論の状況なんです、幾つかはその方向性がおおむね一致しているものがあるようですね。その一つが、行政訴訟へのアクセスを容易にするために行政訴訟の管轄裁判所を拡大する。これこそ正に裁判管轄の特例ですね。これは、大体この本部の中では議論の方向性は一致している。つまり、実現すべきだという方向で一致しているという話を伺いまして大変安心しているところでございます。

そこで、総務大臣にお尋ねしたいのは、本部長として片山大臣のこの裁判管轄の特例について、これ、個人情報保護法というのにくっ付けてのお考えでなくても結構です、司法制度改革という流れの中で裁判管轄の特例についてどういうお考えをお持ちなのか。やるべきなのか、いやいや、ちよつと慎重にすべきだと、そういう個人的な政治家としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 私も細田大臣も司法制度改革本部のメンバーでございますが、余り、大変熱心なメンバーというところまでは実は行っておりません、いろんな会議に出て議論を聞かせていただいておりますけれども、自分自身のしっかりした考えを必ずしも持つに至っておりませんが、私は行政事件訴訟というのは、これは必要なことだと思います、よその国では行政裁判所もあるところあるんですから。だから、司法裁判所が行政事件裁判所的性格を持つてやっていると。そういう意味では、基本的にはやっぱりアクセスをできるだけ広くするという方向としては正しいと思います。

ただ、今の行政事件訴訟が問題なのは、やっぱり被告庁が、被告の行政庁が大変いろんな負担を被るんですね。その場合に、例えば東京にありまして、各役所は、それがブロックに出掛けていていろいろやる、証拠の資料をどうするかというところになると、大変これは手間が掛かる、時間が掛かるということもありまして、そこを見合いですね。国民の皆さんには私はアクセスを広げる方がいいと思っておりますけれども、受けて立

つ行政庁の方の、これは行政が遅延するということは国民にマイナスを与えるわけですから、だからそのところの見合いなんです。それで、情報公開法のときは大議論やって、御承知のように衆議院で修正であいうことになりました、私は正直言つて一つの方向だと思っておりますけれども、今私が言つたようなことのない接点で方向付けをする必要があるのではなからうかと、こういうふうにしております。

これは大変専門家でない者の意見でございますけれども、かなり認識としては近いところあると思っておりますけれども、私は、やっぱり行政側のこととも少し考えてやる必要があるんじゃないかならうかという点が幾らか違うのかなと。昔ちよつとありましたものから、ひとつそこを御理解いただきたいと思っております。

○内藤正光君 是非、まずはちよつと熱心な本部長として頑張つていただかなければいけないとは思いますが、やはり、絶対に行政というのは国民からの監視があるという、この緊張感の中でよりよいものになつていくんですよ。ですから、もつと住民のアクセスを容易にするために、裁判管轄の特例というのは本来、今回この保護法の中でもやっていくべきものだと私は思っています。

また、情報公開法ではいろいろな議論の中で特例的措置として入れ込んだということなんです、しかし、この個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の場合は、情報公開請求とはちよつと異なつて、個人的な切実な事情から個人の立場で訴えるというケースが多いわけですよ。どちらかというところ、情報公開請求というのは運動論的な動きの中でやっていく。運動論的なものと個人の立場で訴える、どちらが弱いかというと、やはり個人の立場で訴える方がなかなか難しい。ハードルが大いわけですよ。だからこそ、情報公開法で認められたのだったら、当然のこととして、私はこの個人情報保護法の中でも認められるべき

のだと思うんです。  
ちよつと、再度お考えをお伺いしたいと思いま

す。  
○国務大臣(片山虎之助君) 内藤委員の言われるのは一つの考え方だと、私もそういうふうにいる

。そこで、基本的な方は司法制度改革の中で結論、方向付けをしてもらうことにして、当面は、できるだけ権限委任しまして、地方の機関の長に、そういうことで運用上アクセスがしやすいようにはいたしたいと、こう思っています。情報公開法と、議論はありますよ、考え方は。しかし、なるほど個人情報の方が極めてそういう意味では特殊個人的ですよ。情報公開の方がもう少し広いというのか評論家的というのか、そういう観点がありますので、そういうものを踏まえながら、司法制度改革の中でしっかりと議論していくべき事項ではないかと、こう思いますが、お気持ちは、お考えはよく分かります。

○内藤正光君 本日に、ちよつと事前通告してなくて、答えられればということでお尋ねしたいんですが、結論を出すまでの間、委任ができるんだ、委任でやっていくんだということをおっしゃるわけなんです、もう既に、具体的にどういう場合が委任できるとか、そういった分りやすい形になって表に出されているんでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは、各省はそれぞれ御検討かもしれませんが、私は承知していません。

ただ、何度も答弁させていただきましたように、多いのは本主に教育と医療なんです。九割ぐらい、年次によってはあれがございまして、まあ七、八割というところでしょうか。そういう意味では、やっぱり関係の省庁にはそういう意味での十分な御検討を賜ろうと、こういうふうにしておられます、法案が通りましたら、もう既に検討はしているかもしれないけれども、まだ私だけ承知していないのかもしれない、そういうふうにご考えておられます。

○内藤正光君 この行政機関法の所管大臣として、少なくとも、この九割を占めるという教育と医療の分野において具体的にどういったケースが委任できるのか、それを早急に分かりやすい形で出すようにお約束していただきたいんですが。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。今、大臣から御答弁申し上げましたように、情報公開法のケースとちよつと違っています、個人情報の場合は、個人情報を実際保有しているのが現地機関に相なるわけでございまして、したがって、できるだけ地域の方のそういう抗告訴訟上の便宜に資するというようなことで委任を推進していきたいということでも申し上げてお

います。大臣からも御答弁申し上げましたように、この法律の施行後、各機関において現地機関への開示に絡む権限を委任していく、そういう方向で努力していきたいと思っております。

○内藤正光君 済みません、施行後というのは、正確に言うかどうかです。全面施行なのか施行後なのか、その辺も、言葉の定義もはっきりしてください。

○政府参考人(松田隆利君) 恐縮でございます。公布後でございます。この法律が成立いたしましたならば、そういう方向で努力してまいりたいと考えております。

○内藤正光君 事務方の方では努力してまいりたいとおっしゃっていただいたわけなんです、やはりこれは、所管大臣としてやはりその辺の決意をまずお示しいただく必要があるかと思

います。お願いします。  
○国務大臣(片山虎之助君) 公布から施行まで少し時間がありますから、その間に方針を出してまいります、各省庁に。

○内藤正光君 また、ちゃんと期限を区切って方針を出していただくという大臣のお約束をいただきましたので、関連の省庁にはそういう方向で速やかに準備を進めていただくようお願いしたい

と思ひます。  
さて、では、通告をしてありました一般法について何点か質問させていただきたいと思ひます。まず、中小企業への配慮という点でございますが、情報化時代の今日、どの事業者も生産性向上だとかマーケット拡大のためにインターネットを利用するというのは不可欠なんでしょうかと思ひます。

衆議院の審議でもそうだったんですが、五千以下の個人情報しか持たないところに対しては、そこを元々対応しないという対象としないということでもかなりの配慮がなされているようにはお見受けいたしますが、では、個人情報取扱事業者になると、結構多いですよ、そういうのは。とはなるんだけれども、自ら法務部門のようなところを持たない大企業ではないようなところ、いわゆる中小、ベンチャー、そういったところへの配慮はどうなのかということなんです、この個人情報保護法の第四章第一節の事業者の義務ということで、事業者が判断求められているところ、結構多いわけですよ、いろいろな条文の中で。例えば十八条の四項、例示をさしていただきました、例えばこういうふう書いてあるんです。十八条の第四項の一号で、これは利用目的通知の適用除外のところだと思ひますが、「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」、こういった場合は適用除外になるわけですね。

そして、その次の第二号では「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」というように、随所にこういうふうな各条文に「おそれがある場合」だとか何々すべきたとかいうような決まりというのがある、あるんです、ただ、事業者にしてみると、「害するおそれ」とはどこまでを言うのかとか、あるいはまた、どこまでの義務を果たさなきゃならないのかとか等々、いろいろ判断といたしますか、事業者

者が本当に真剣に考えて判断しなきゃいけないところが随所に散見されるわけなんです、実際に私の周りでITベンチャーの経営者がいるわけなんです、この点でもやはりかなりの不安を感じているわけなんです。

以上の観点から、私は、これを読めとといったってなかなか難しいと思ひます、これだと単に平たく条文しか書いてありませんから。ですから、例えば分かりやすく砕いてガイドラインを策定するなど、中小企業への配慮、負担とならないような私は配慮が行われるべきだと考えますが、その辺のように考えていらっしゃるのか。もし、既に着手をされているのであれば、その辺の現状についてもお話しいただければと思ひます。

○国務大臣(細田博之君) おっしゃいますように、ざりざり五千というところで線を引くと言っておりますが、中小企業の中にはそれを超える、若干超える程度の規模で、法律上過大な負担があるというふうな事業者も出てくるのか、それほどの実態でないにもかかわらずいろいろなことをしなければならぬというふうなことになることは、事業の円滑な推進にとりまして障害がある可能性はなきにしもあらずでございますが、まあ元々、まずこの法の目的から申しますと、特に通常の活動で問題なき限りやがましいことは言わないといいますが、そういうことが前提ではございませう、こういう法律があることで何か身構えたり恐れたりする必要はまずないということだけは申し上げておきたいと思ひます、また、国が主務大臣として乗り出してくるといのはむしろ社会的に見て大きな問題が生じたときであって、個人からの苦情等があった場合には照会があつて、こういうことがあつたから御相談してくださいよというものが基本だと思ひます。

それから、それじゃ一体どういうところからそれぞれ事業者についてはガイドライン等々言わばこの法律の円滑な実施のために指導といいますが助言をするかということでございますが、その事業者がいわゆる、例えば情報処理業界とかデー



タペースの關係の業界ですとか、何らかの団体に  
入っているようなケースでは、そういう団体はく  
まなく各省から御連絡をして、こういうケースは  
こういうふうな考えておきますよというガイドラ  
インは、これ全部作成準備段階に入っております。

まあ、これは法律が厳密に言う通らないと着  
手できないことになっておりますが、やはり事態  
は緊急を要しておるといふことで、関係各省、本  
当に努力をして、いろいろな形を基にしながら、  
しかし業界、産業界の実情を考えるとこうい  
うこともあるなということガイドラインの案文  
を作っておりますので、今後、それに基づく広報  
啓発など、必要な団体には当然やりたいと思っ  
ておりますし、それから、個別に来る人もあると思  
うんですね、自分は団体に属してはいないけれど  
どうしたらいいだろうか。これはまた、しかる  
べきサービスをして余り迷惑が掛からないよう  
に、これは私が今初めて申すことでございますけ  
れども、そういうことも、広報的な活動もしっか  
りやっていきたいと思っております。

この法律ができたから自分で読めというわけに  
いかないというのは正に内藤議員がおっしゃった  
とおりでございますから、しかもそれが、しっか  
りした運用が個人情報の保護という意味では一番  
いいわけでございますから、事前に、例えばソフ  
トウェアをちゃんと整備するとか、社内の管理を  
きちんとやっってもらうということがまず最初のこ  
の問題のイロハでございますので、そういうこと  
をやっていただけのようなことを今後やりたい  
と思っておりますし、今のところ中小企業団体がどうす  
るかということ、業種別団体でございますのでど  
うしようかということでございますけれども、事  
実上、例えば商工会連合会とか中小企業の商工会  
とか、そういったルートにも流れて、皆さんにお  
役に立つようなこととしていきたいと考えており  
ます。

○内藤正光君 その関連ではありますが、第三十  
七条以降、言ってしまう第二節なんです、

「民間団体による個人情報の保護の推進」という  
ことで認定個人情報保護団体のことが述べられ、  
また規定されていると思っております。

この団体、ぱつと見れば分かるように、民間発  
意の団体であつて、その役割は何かといつたら、  
第四十二条にも書いてありますように、苦情処理  
が主な仕事だろうなというのに分かるんですが、  
ただ、この団体について衆参を通じて余り取り上  
げられてはいないようなので、私自身もまだイ  
メージがはっきり描き切れていないところがあり  
ます。

そこで、この際、委員会の審議を通じてこの団  
体のイメージをよりはっきりさせるためにお伺い  
したいんですが、民間発意の団体とはいいな  
がら、条文にこういうふうな書き込みにはある  
イメージを持っているだろうとは思いますが、どん  
な設立形態を予想してこういう条文を書いている  
のか、あるいはまた、苦情処理のほかにどんな活動  
を期待しようとしているのか、この辺のところを  
分かりやすく、イメージが膨らむように教えてい  
ただけですしょうか。

○大臣政務官(大村秀章君) お答えを申し上げます。

今、委員言われましたように、この第二節、三  
十七条以降に十数条にわたりましたこの認定個人  
情報保護団体という制度の条文がある、もうおっ  
しゃるとおりでございます、これは、民間団体  
による自主的な取組を尊重する。この個人情報保  
護法案そのものが民間同士の、民間の個人情報  
保護に関するルールとか、そういう在り方を規定  
をしているものでございまして、そういう意味で  
は、その趣旨を、よりその趣旨に沿って円滑に  
ルールを更にきめ細かく作っていただくとか、ま  
た民間同士で解決に向けてやっていたかどうか、ま  
た趣旨からこういう団体の制度を設けているわけ  
でございます。

おっしゃいましたように、事業は、ここに書い  
てありますように、条文で言いますと四十二一条、  
「苦情の処理」と、四十三条の「個人情報保護指

針」、いわゆる民間による自主的なガイドライン  
の作成ということでございまして、これが、この  
二つが中心になるわけでございますけれども、こ  
うしたものを主目的にする団体、会員を持った  
団体を主務大臣が認定をする、そういったしま  
す、その認定個人情報保護団体という名前を使  
えるわけでございます、その団体が自分のメン  
バー、会員を公表して、うちの会員というのはこ  
ういうふうにしつかりと個人情報の保護につ  
いてルールにのっとりきちつとやっておりますよ  
ということを周知するという制度でございます。

それについて、一般の消費者とか実際のそ  
ういった一般の国民の皆さんが、いやどうも私の情  
報、ちよつと問い合わせたいとか、うちの、私  
が取引しているこの相手はどうもこの個人情報の  
保護についてちよつとまだ足りないところがある  
んじゃないかというようなことがあれば、それを  
この団体の方にお申出をいただければ、いろいろ  
と情報を提供したりまた仲裁に入ったりというこ  
ともしていただけるものじゃないかというふう  
に期待をいたしております。

具体的には、もう既に、具体的に一番典型的な  
のはやはり業界団体ということに、事業者の団体  
ということになると思いますが、既に例えば百貨  
店協会でありましてかチェーンストア協会とか、  
またインターネットプロバイダー協会など、  
もう既に自主的なそういう個人情報の保護につ  
いてのルールといえますかガイドラインといったも  
のを作っている、そういったものもたくさんある  
わけでございます、そういった団体を、これを  
想定をいたしているわけでございます。

そういう意味で、これも先ほど大臣が言われま  
したように、国、各府省も、役所もこのガイドラ  
インを、行政としてのガイドラインを今作って  
いただくように鋭意作業を進めていただいている  
わけでありまして、この法律が成立をした  
場合には、是非こういった認定個人情報保護団体、こ  
の制度も是非活用していただいて、そして多くの  
団体が自主的にそういうルールを作って活動して

いただくようにお願いをしたいというふう  
に思っております。

○内藤正光君 この団体がしつかりとした指針を  
示して傘下の会社にこの指針に従うよう協力を求  
めると、あるいはまた何かの苦情があつた場合に  
はこの団体が窓口になるということとは分かりま  
した。これは大事なことだろうと思つた。

と同時に、逆に、苦情といつても、いわゆる本  
当に善意に基づいた苦情というんでしょうか、そ  
ればかりであればいいんですが、中にはクレ  
マー等の悪意の行為も当然のことながら予想され  
得るわけでございますが、そういった悪意の行為  
に対して傘下の企業を守るといふことも必要だ  
と思つた。大きな企業だったら、それなりの  
法務部門とか総務部門があるからそれはそれで  
いいんでしょうが、先ほどから申し上げてお  
りますように、大体そういうところを持たない企  
業が多いんだらうと思つた。例えばIT系のベン  
チャーであるならば、もうぎりぎりの人員でや  
つていられる。そういった場合はそういったクレ  
マー等の悪意の行為から守らなさいけない。

そこで、この団体はそういうことに何らかの  
役割を果たすことができるのか、期待されてい  
るのか、あるいはまたそれは法的に可能なかどう  
か、お尋ねしたいと思つた。

○大臣政務官(大村秀章君) お答え申し上げます。

正にこの点は内藤委員おっしゃるとおりかな  
というふうな我々思つておりました、この法律は、  
先ほど私申し上げましたように、やはり民間同  
士のルール、そして取扱いを決めているものでござ  
いまして、苦情につきましてもやはりその個人  
と、個人本人とそして事業者との間で自主的に話  
合ひをしていただいで解決をしていただくとい  
うのが基本でございますし、そういう意味で、法  
案、この法律の第三十一条に事業者の努力義務と  
いうものも規定をしておりますけれども、今お  
っしゃいましたようにクレマー的、  
ある意味で悪意を持ったといふますか、なかなか

扱いが難しい、そういう方は中にはおられることも想定されるわけでございまして、そうなりますと、なかなか当事者間で解決をしないという場合も予想されるわけでございます。

そういう場合に、この認定個人情報保護団体というのは正に、直接当事者同士というよりも、本人からその団体の方にも話をしていただいで、そして四十三条でガイドラインを作っておりますし、また四十二条でそういったことで苦情の受付そして相談とか助言、そういったものを間に入つてやるという制度でございます。そういう意味で、もちろん、どうしても最後までおれは納得しねえと、こういうことで訴えられる場合は、もちろんその後に行政主務大臣への申出といひますか苦情ということもあつて思ひますし、また最後は、最終的にはやはり裁判でということにもなるかと思ひますが、あくまでも民間同士の自主的な解決ということであれば、その各事業者が加入しているこうした事業者団体が一応想定されますこの認定個人情報保護団体、相当大きな役割を果たすものだと、いふうに我々は思つておりますし、是非そういうふうな団体としてこれを育てていきたいといふうに思つております。

○内藤正光君 だんだん分かつてきました。基本的にはこういった認定団体をベースにして、まず問題が発生したら民間間の調整で問題解決を図つてくれといふところがまず第一段階にあつて、しかしそれを超えるような事案、社会的に大変大きな悪影響を及ぼすような大きな事案に対してはなかなかこの団体で解決はできないかもしれない、そこでそのときになって初めて主務大臣なるものが出てくるという仕組みになつていふのは、余り心配するところおしやるかもしませんが、しかしやはりそこには一抹の不安があるわけでは

ない、といひますのは、やはり主務大臣制といふもの問題なんです、私どもがこれまで何度も訴えてきましたのは、やはり主務大臣制では所管が複

数の省庁にまたがるような事業者の場合あるいは案件の場合どうなるのか、いろいろ勧告権とかそういったものをかざしながら複数の省庁がいろいろ介入してくるんじゃないか、これは何ともしも避けなさいいけなさい、そういうようなことは申し上げてきました。

そこで、具体的には三十六条の三項にしっかりと書いてあるわけですね。三十六条の三項、二十五ページではありますが、「各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならぬ。」といふふう文を具体的にどういふうに理解したらよいかといふことで確認をさせていただきたいと思ひますが、主務大臣がやるべきことは助言とかあるいはまた勧告とか命令等々があるかと思ひますが、この条文を素直に読むならば、複数の省庁から、こういった勧告とかあるいは助言が複数の省庁からなされるということはずあり得ないといふうに理解してよいかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(細田博之君) この委員会でも、各党各議員の皆様方から、この点非常に強く御懸念の声があります。今非常に御理解いただいて、そもそも個人のベースでできるだけ自分の力で話し合ひ、また自分の個人情報を守るように交渉していただく、そしてさらにそこに事業者団体等が入つていただいて、あらかじめ指導あるいは基準等もお話して自主的な調整を図つていただく。しかる後に、社会的に非常に大きな問題とか、なかなか個人のみでは対応し難い大きな問題、これについては主務大臣がいよいよ乗り出していかなくやならないんですが、これは初めて今具体的に申し上げるんですが、やはりこの法律通りましてたら内閣府に各省連絡会議を設立しようと思ひます。そして、関係各省に入つてもらひます。こういう例は過去にもいろいろな例でございまして、全省に、関係省人つてもらつて、それを基本方針で書いてもいいし、書くかどうかは今後の問

題としても、きちつとそういう対応をするということにいたしました、いやしくもこれは国で取り上げざるを得ないぞと、大変な社会問題でございいうマスコミにも取り上げられた、あるいは政党からも取り上げられていふ、社会問題化してると。それだけ大きな案件については、内閣府であるかあるいは関係省庁であるか、問題提起をしてもらつて、自分の省としては報告徴収に踏み切りたい、皆さんどうでしょうかといふことを言つて、それについて、ああ、この業は私の省も関心ありますと、だから私も連名で報告徴収等もしたといふようなことができたときには、その希望する省は、それで所管がどういふ前例にするといふような議論なく、共同いたしました意思決定をして、その連絡会議で、それではここから、この企業から報告徴収をいたしましう、それに続くいふうな手続もございしますが、それだけ逆に言つと大きな案件であると思つておりますので、こういうものにかかるとは。

それを単に一省の判断で、自分は自分の省の關係からいふとこれは必要だから報告を勝手に取るぞといふような体制よりは、協議をして、かつ、何本もそういう対応が出ることも迷惑が掛かりますので、意思統一をしながら、それでは共同で出しましうと、こういう仕組みをしっかりと作つてまいりたいと思ひます。それで、そこで判断をしてその手続を進めるといふことで、この所管の問題とか時間の遅れとかそういうものは排除して、速やかな法目的が達成できるように工夫してまいりたいと思ひます。

○内藤正光君 分かりました。どうも。続きまして、片山大臣にお尋ねしたいと思ひます。よろしいですか。お尋ねしたいと思ひます。言うまでもなく、この夏から住基ネットの広域稼働、本格稼働が始まるわけでございしますが、それとの絡みで地方自治情報センターといふものについて改めていろいろ御議論させていただきたいと思ひます。地方自治情報センターがなぜできたのか、経緯

を簡単に申し上げさせていただくならば、本来、国だとか地方自治体が行べき事務を、行政事務を、効率化という観点でやはりひとつまとめてやつてもらつた方がいいだらうといふことで、民間であるところの地方自治情報センターといふものを指定してそこにやつてもらつと。で、業務を委任したわけですね。

そこで、私の関心事は、万が一そのセンターの違法行為等個人の権利侵害があつた場合、どこが責任を取るのか、国、地方自治体の法的責任はどうなつていふのか、そういったことについてちよつと関心ございしますので、何点か詰めさせていただきます。

まず確認したいのは、地方自治情報センターが担うのはやはり行政事務そのものですか。本来、国だとか地方自治体が行べきことを効率化という観点でやつてもらつとということですから、正に行政事務そのもの。そしてまた、その重要性にかんがみて、万が一のことがあつたら、そのセンターの職員に対しては公務員法を上回る罰則を用意してあるということですか。

そういったことを前提にして、じゃ国の責任はどうなのかといふことなんです、やはりそこは公権力の行使といふところがどういふところで法律の中で規定されているかといふのがポイントにならうかと思ひますが、見ると余り多くないんですよ。一つは指定情報処理機関の指定ですよ、これが一つ。あと、同機関に対して、センターに対して安全管理上必要と認められたら監督命令といふこと、ここが大きな公権力の行使、国の同センターに対する公権力の行使にならうかと思ひますが、しかしこの二つ、どう見ても、それ相応のことをやつていればその公権力の行使について国が何か大きな責任を問われるんだらうかといふときに、私はちよつと問いにくいんだらうと思ひます、正直申し上げまして。

そこで、私は大臣にお尋ねしたいのは、センターの違法行為により権利侵害が起きてても国は法的な責任を負いにくいという構図になつてい

ないかというふうに思うんですが、大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えをいたします。

住基法上の規定では、市町村、都道府県及び指定情報処理機関がそれぞれその管理する部分について責任を負うことになっておりますが、一方で都道府県知事は指定情報処理機関に対して、先ほど先生御指摘ありましたように、「必要な措置を講ずべきことを指示することができる。」ということとされておりました。また、本人確認情報処理の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は指定情報処理機関の事務所に立入検査を行うことができるものとされておるところでございます。また、こういった権限の範囲内において都道府県知事も責任を負うことになっておるものでございます。また、総務大臣も、総務大臣は指定情報処理機関に対して監督規定もございまして、その範囲内において責任を負うということになるというふうに考えております。

○内藤正光君 確認させていただきたいのは、いろいろな監督義務だとか、いろいろあります。本来、これは行政事務なんです、紛れもない。紛れもない国だとか地方自治体がやるべきものを、効率化という観点で、ちよつと存在がはつきりしないこのセンター、正に民間ですよ、民間にやらせておいて、何か問題が起きて、権利侵害が起きても、これだと国家賠償法が適用されないんじゃないんですか。適用され得ますか、何か問題が起きた場合。

○政府参考人(畠中誠二郎君) 国賠法のお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、総務大臣は法律の規定に基づきまして、例えば三十条の二十二で監督命令等を行うことができる、それからまた報告を聴取し、立入検査をすることができますという規定がございまして、また指定の取消し等の規定もございまして、

それで、こういう監督責任を懈怠してそういう事故が発生したということになれば、その監督責任の懈怠に対する責任が生ずるということになるのかというふうに考えております。

○内藤正光君 条文では、正におっしゃっていただいたように、監督上必要な命令をすることができ、できる規定ですよ。しなければならぬ、義務じゃないですよ。というように、かなりダイレクトに国だとか自治体が法的責任を負うにくいような構造になっているんですよ、これは。

〔委員長退席、理事若林正俊君着席〕

私の問題提起したいのは、繰り返しになります。本来、国だとか地方自治体が行うべき行政事務を、効率化という観点で、民間であるところの指定機関、すなわちセンターですよ、そこに委任させて、問題が起きても国が直接責任を負わないというのはいかがなものかと思っております。そこを言っているんです。これだと、することができるといふふうになっていて、本当にこれなかなか国だとか自治体に法的責任を問うということは難しい仕掛けになっているんです。そこを私は問題提起しているんです。いかがですか。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたします。本来、この住民ネットのシステムにつきまして市町村と都道府県の事務でございまして、責任問題云々ということからすれば、市町村又は都道府県がその管理する範囲で責任を負うというのが第一義的な責任の帰属だということに考えられるんじゃないかというふうに考えております。

○内藤正光君 市町村あるいは都道府県の管理の範囲内で責任を負うと。

じゃ、例えば、いろいろな細かな事例が、細かには言えませんが、例えばこのセンターの違法行為によって権利侵害が起きた場合、これは市町村あるいは自治体に直接的な責任を問うこと、どういう場合があり得ますか、逆に言うと。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたします。先ほどもお答えしましたとおり、指定情報処理

機関が不注意な事務処理で御本人というか他人に損害を与えたという場合は、第一義的にはその指定情報処理機関の責任ということになるのかと思っております。

先ほど申し上げましたように、三十条の二十九でございまして、「都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びび損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」という規定がございまして、第一義的には都道府県又は指定情報処理機関が責任を負うと。

それで、その都道府県知事又は総務大臣の監督責任がございまして、そういうことが起こる可能性があるのに不注意を見逃していたというふうな、見逃して適切な措置を取らなかったということになれば、その範囲で都道府県知事又は総務大臣の責任が生ずるということになるのかというふうに考えております。

○内藤正光君 例えば住基法のたしか三十条の十の三項、ごらんいただけませんか。三十条の十の三項ですね。よろしいですか。これ行わない規定と、つまり都道府県が—その条文見付ければ、都道府県が本人確認事務をだれかに委任した場合は、もう委任してしまっただけで分るようになります。都道府県が本人確認事務をだれかに委任した場合は、もう委任してしまっただけで分るようになります。行わないというふうな、行わないというふうな、委任しちゃうというわけですから。

そういう条文がある中で、本当にこれ責任について、問えます。もう都道府県は一切これで行わないというふうな言い切っちゃっているんですよ、この条文で、事務は、それに関する事務は。私は、この条文があるとなかなか自治体の法的責任というのはいかかろうかというふうな、うんなんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたします。先生今御指摘の三十条の十の第三項でござい

ますが、これは指定情報処理機関に委任して指定情報処理機関が行っている事務については都道府県は行わないという規定でございまして、これは当然のことでございます。それは二重になるからでございます。指定情報処理機関で行っているものについては都道府県が行わない、当然のことを規定したものでございます。そのみの規定でございまして、また、そのみの規定でござい

それで、都道府県知事が責任を負わないんじゃないかということでございますが、先ほど申しましたように、市町村、それから都道府県、それから指定情報処理機関はそれぞれの管理する範囲において直接それを責任を負うということでございます。

例えば、市町村はCSですね、コミュニケーションサーバーの管理責任を負います。都道府県は、都道府県サーバー、都道府県の住民の本人確認情報を保存しておりますが、と、都道府県ネットワークの管理責任を負います。それから指定情報処理機関は、指定情報処理機関サーバー、全住民の本人確認情報を保存しておりますが、これと全国ネットワークの管理責任を負うということでございます。これは第一義的な責任ということでございます。

〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕

そのほかに、当然監督責任という、委任をしておりますので、その監督責任ということも当然考えられますので、その範囲でその監督責任が生ずる場合もあるということを先ほどからお答えしているところでございます。

○内藤正光君 ちよつと視点を変えて、これも申しましたらそもそも論になってしまうのかもしれないが、センターが保有する情報というのは基本的に原則公開になっております。となると、たとえそれらを外部に漏えいしても何の罪が問えるのかって、問えないんです。きつと。原則公開になっているんです。ちゃんとした手続を経て入手すれば入手できる情報を外

部に漏えいしたといっても、これは問えないと思  
うんですよ。

で、ここでちょっとお尋ねしたいんですが、そ  
ういった情報を扱うセンターに対して、なぜ公務  
員法を上回るような厳しい罰則規定を科してい  
るんですか。ちょっとお尋ねします。その辺が分  
らないんです。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたしま  
す。

先生御指摘のように、四情報につきましては、  
これはネットの話でございまして、基本台帳法  
上、何人も閲覧できるということになっておりま  
すが、ネット、住基ネットにつきましては、その  
四情報のほかにプラス二情報、住民基本台帳、住  
民票コードですね。失礼しました、コードとそれ  
らの変更情報を計六情報扱っております。特に  
この住基コードにつきましては慎重な取扱いを要  
すると。例えば法律上も、何人もその住基コード  
の告知を求めてはいかぬということを書いてござ  
いますので、住基コードにつきましては慎重な取  
扱いを要すということで、市町村、取り扱う職員  
のみならず、指定情報処理機関につきましても国  
家公務員、地方公務員の守秘義務規定以上の守秘  
義務規定を課しているところでございます。

○内藤正光君 時間の関係もありますので、  
ちょっとここで確認したいのは、やっぱり普通に  
読むと、何か国だとか地方自治体が直接的に法的責  
任を負うことを何か巧みに回避しているような構  
図になっているような気がしてならないんです  
が、そうではないということではないんです。

○政府参考人(畠中誠二郎君) そうではございま  
せん。それぞれが責任を負うという法律上の規定  
になってございます。

○内藤正光君 なぜちょっとこういう質問をして  
きたかという、実は行政機関法の方の問題に戻  
るわけなんです、保有の定義をお尋ねしたいと  
思います。

第二条第三項で保有の定義がなされていますよ  
ね。簡単に読ませていただきますと、「この法律

において「保有個人情報」とは、行政機関の職員  
が職務上作成し、又は取得した個人情報であつ  
て、当該行政機関の職員が組織的に利用するもの  
として、当該行政機関が保有しているものをい  
う。」と。

そこで、この保有の概念なんですが、仮に同法  
が定義する行政機関以外が持つ情報を、他の機関  
が持つ情報をネットワーク上で見た場合、これは  
保有に当たるんですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

保有の概念ですが、当然、個人情報を管理する  
責任といえますが、権限を持って、例えば廃棄す  
ることができるかというところで保有している  
ということになるわけでございまして、一時的  
にどこかで閲覧をする、アクセスをするだけの状  
態では保有とは考えておりません。

○内藤正光君 では、ダウンロードをするような  
場合は、これは保有に当たるんですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

ダウンロードしまして、その機関として、行政  
機関としてその情報を保有する、処理する、管理  
する状態になれば保有ということになるかと存  
じます。

○内藤正光君 分かりました。

ネット上で一時的に閲覧する場合は保有には当  
たらない、しかしそれをダウンロードして行政が  
物理的に所有する場合は、これは正しく保有に当  
たるということですね。

そこを確認させていただいたならば本当にあと  
の質問はある意味いいわけなんです、やはり先  
ほどの地方自治情報センターとの関係、ちょっと  
私はここで聞きたいわけなんです。

例えば、地方自治情報センターはどうもやはり  
今の六情報だけで私ほどまるものではないのか  
など。なぜかといえ、国家公務員、公務員法を  
上回る罰則規定を設けて、なおかつセンター内に  
第三者機関の設置までこの住基法でもって定めて

いるわけですよ。ちなみに、たしか第何条でし  
たか、あるんです、第三者機関。これ、普通、民  
間のセンターにそんなものを設置は義務付けない  
ですよ。大体、通常は行政機関の中に設置を義  
務付けるものなんです、そこまでやるのはなぜ  
なのかといったら、これは将来的にはやはりこの  
四プラス二情報だけのみならず、もしかしたらい  
ろいろ膨らんでくるんだらうと。

そういうときに、例えば行政機関が物理的に  
は直接保有しないまでも、そういったセンターの  
情報を閲覧し、またダウンロードすることでこの  
個人情報、行政機関法を、適用には当たらずに  
なってしまうんですよ。私はそういうことはあり  
得ないんだということをお尋ねしたいんですよ。  
ただ、私どもも六情報以上  
将来的にも増やさないんだということを言い切っ  
てしまえばそこで終わってしまうんですが、その  
辺の見解を。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたしま  
す。

現行法上、六情報以外に持ち得るといことは  
あり得ません。

○内藤正光君 誤解をしていただきたくないの  
は、こういった委員会の場で言うのは問題かなと  
は思うんですが、私は、個人的にはやはりいつま  
でも六情報でいいのかなという気持ちはします。  
やはりこれからITを活用して行政サービスの向  
上を図っていくためには、本当それだけじゃ何の  
意味もないと思います。何の意味も。だからこそ  
私は、公務員法を上回るような罰則規定を設けた  
りとか、民間でありながらそのセンターの中に  
第三者機関の設置を義務付けたらうと私は見  
ています。

で、私は、ここで大事なことは、これは本当に  
さっきの一番最初の話に戻るわけなんです、や  
はり個人情報の物理的な所有形態、保有形態はと  
もかく、あくまで最終責任は、そういったセン  
ターだとか訳の分からないところに帰するんじや  
なくて、国だとか地方自治体に直接的な責任が

帰するような仕組みにしなきゃいけないというこ  
とが私は大事だと思います。で、そのことを、別  
に答弁は要りませんが、申し上げ、総務大臣、何  
かございますか。もしあったら、答弁お願いしま  
す。

○国務大臣(片山虎之助君) 地方自治情報セン  
ターは、元々は地方団体のいろんな共同のシステ  
ム開発のためでしたんですよ。税のことをやる、  
あるいは給与やいろんな内部管理事務をやる場合  
に一つの団体だけじゃなかなかできないという、  
能力もない、お金も掛かるというので、共同開発  
のためにできたんですよ。

ただ、長い歴史がありますから、これを指定情  
報処理機関にしたらどうだろうかということでは  
法律ができたときの指定行為があったと思います  
けれども、私も財団法人でいいのかなという気は  
いっつもしているんですよ。総務委員会でも、衆議院  
の、何度もお答え申し上げておりますけれども、  
もう少し県と、都道府県と市町村と指定機関の事  
務と権限と責任の配分をきちっと整理する必要が  
あるかもしれないですね。私は今一応できていろ  
と思っております。

そして、基本的には行政機関個人情報保護法と  
は違うんですよ。住基というのは、これは都道府  
県と市町村の共同の事務といえますが、共同の  
ネットワークですから、その委任を受けて情報  
センターが仕事をやっていると、こういう関係で  
すから、ストレートに行政機関個人情報保護は出  
てこないだけども、しかし精神はそれは同じ  
じゃなきゃいけませんよ、扱いや精神は。だか  
ら、そういうことを踏まえて、今の指定情報処理  
機関である地方自治情報センターの在り方、位置  
付け、これは少しいろいろ議論させていただきた  
いと。

それから、今はそれで責任を取るようになって  
いるんですよ、指定情報処理機関も都道府県も市  
町村も。ただ、総務省の方は、これはこの監督だ  
とかあるいは企画立案だとか、そういうことなん  
ですね。制度を作るとか、いろんな安全上の監督

をやったり、そういうかわり方はしてありますが、元々は市町村や都道府県の事務を共同でやるんですから、その限りでは直ちにストレートな責任は出ない、監督責任は出ると、こういうことでございまして、今いろいろお話し聞いていただいて、やっぱり正鵠を得たというんです、正鵠を得た指摘も相当ございまして、十分今後検討させていただきますと、こういうふうにしてございまして、

○内藤正光君 ちよつと、行政機関法ではございしますが、多少テーマは変わりましたが、ちよつとと四條についてお尋ねしたいと思います。

ページ数で言えば十七ページだと思えます。三項の口なんですね、三項の口をごらんいただきましたと思えます。ちよつと読ませていただきますと、「行政機関の要請を受けて、開示しない」との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」というような条文がござい

ます。  
条文読むとちよつと難しいんですが、要は、ケースとしては、企業の秘密情報とか医療情報等のことを想定しての話だと思んですが、必要だから秘密にするからちよつと行政機関に渡してくれないかという約束の下で譲り受けたもの、当時の状況においてはこれは公開すると問題があるからということで譲り受けたものの情報の扱いについて言っていると思えますが、しかし、問題は現在開示することの可否であるわけですから、現在の状況こそがやはり重要な点だと思えます。

だから、この現在と当時というものの意味合いです。しかし、幸いなことにこの条文では、「当時の状況等に照らして」と、「等」と書いてありますが、平たく言えば、現在の状況というのは「等」に含まれるのかどうか。つまり、当時は確かにいろいろ状況があつて公開するとまずいということでも譲り受けた情報も、時間の経過に伴つ

て、時間の経過というのは外交機密でも意味を持つものですね、時間が何年かたれば大分状況は違つていくと、十年たてば、あるいは二十年たてば。そういったときに、この「等」に、現在の状況というのには「等」に含まれるというふうな解釈してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

第十四号、第三号口の趣旨は、今、先生お尋ねありましたとおりでございますが、法人等から開示しないとの条件の下で任意に提供された情報については、当該条件が合理的なもの認められる限り開示しないというのが通例だというふうな法案で、法文では書いてございしますが、そういうものは不開示情報として保護しようとするものでございまして、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものでございまして。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たりましては、基本的には当該情報が提供された当時の状況に照らして判断することになるわけでありまして、現在の状況を含めまして、その後の事情の変化に照らして判断することも全く排除するわけではないと考えております。

○内藤正光君 十分明確な答弁をいただいたとは思いますが、当時は不開示が適当だということ、現時ではすよ、開示しなきゃいけないということ、譲り受けた情報も、今現在の状況に照らし合わせて、やはりここはオープンにしても構わないだろう、開示しても構わないだろうという判断をされたら開示することもあり得るという理解でよろしいわけですね。端的で結構です。

○政府参考人(松田隆利君) 先生御指摘のとおりでございます。

○内藤正光君 はい、分かりました。では、続きまして、第十五条の部分開示という規定について質問をさせていただきますと思

います。これは十九ページにならうかと思つてますが、もっと正確に言えば、私が興味があるのは、部分

開示と一部墨塗りによる文書の公開の権利性というものの関係なんです、御案内のように古い話なんです、二十年前の大阪府の知事の交際費の問題に関連して、これを公開するかどうかというときに、最高裁は平成十三年に出した最高裁判決は、一部墨塗りをしたものの公開というものの権利性を否定した判決だったと思つてます。

しかし、その後、各地方自治体の公開のありようを見てみますと、決して必ずしもその最高裁判決のつとつたものでもないし、また、元々のことをいけば当時の大阪府の特殊な事情があつたんだらうとは推測はいたしますが、ちよつと確認までもに質問をさせていただきますのは、一部墨塗りによる公開の権利性というものについて、この十五条はどういうふうな解釈したらよろしいんでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

先生御指摘の最高裁判決でございますが、これは、大阪府の公文書公開条例、ここでは部分開示の規定がないということで、今おっしゃられました一部墨塗りではなく、一体的な情報を更に細分化してまで公開することは義務付けていないというふうな最高裁判決では判示されておるところでございます。

それに対して本法案におきましては、行政機関の長に対して、開示請求があつたときは原則として開示する義務を明記しておるわけでございます。第三者あるいは公共の利益を保護するために必要があるため開示できないことがありますが、本法案ではその部分開示の規定も設けておまして、そういう部分的な開示を容認しているというところでございまして。

○内藤正光君 ちよつと十分早く、まだ残つてい

十分だとは思つていません。

繰り返しますが、本日に包括法でありながら主務大臣制でいいんだらうかという問題もありませんし、なかなか総理との質疑で明言はしていただけなかつたんですが、やはり万が一漏れたら、漏えいしたら社会的に大変な影響を及ぼし得るような、例えば医療だとかそういう分野に個別法の制定ですね。総務大臣は、全面施行までに何らかの結論を出すというおっしゃっていただいたのに、なかなか政治のリーダーであるところの小泉総理がその辺の明言がなされなかつた。私は本日にこれはいかなものかというふうには、数々、私はまだまだ不満はございしますが、取りあえず今日の質問はこれで終えさせていただきます。

○委員長(尾辻秀久君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております五案の審査のため、本日の委員会に厚生労働大臣官房審議官青木豊君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○吉川春子君 この休憩後の冒頭の時間、私は内閣委員会の理事懇談会に出ておましてちよつと席を外しておりました。

総務大臣からの答弁をそういうわけで聞けませんでした。議事録等を読みまして、次回以降にこの問題について決着を付けたらと思つておりますので、委員長、よろしく願ひいたします。

それで、主務大臣制と取扱事業者の問題について質問いたします。

細田大臣にお伺いしますけれども、五十条一項の適用除外は、メディア、学術研究機関、宗教団体、宗教活動、政治団体の政治活動となつていて、市民団体や労働組合は入つておりませんが、その理由は何でしょうか。

○国務大臣(細田博之君) 法案第五十条で適用除外することによりまして、担保措置としての主務大臣の関与のみならず、個人情報の取扱いに際しての義務や本人関与についても除外することとなることから、除外の外延を明確に限定する必要があり。このために、事業者の主体と取扱いの目的の二つの要件で範囲を定めているわけでございます。

これは、仮に目的のみの限定では、例えば、これは例示でございますが、金融事業者が個人情報事業用に利用している場合に、例えば政治家の支援にも利用したから一部でも政治活動目的を含むので除外であるとか、これらに言わば引っかけで主体でない者がこういう目的をやったということになりますと、そういうことを許すことが不適切な場合が種々想定されると、こういうことによつたわけでございます。

また、主務大臣の関与につきましては、法案第三十五条第一項で、主務大臣は政治活動の自由を妨げてはならないとしておりますので、この場合は、主体にかかわりなくすべての政治活動に対してその自由を妨げてはならないとしていただいております。

このように、法案は憲法上の配慮が必要な範囲については十分手当てされておまして、政治活動の自由を尊重したものでございます。

なお、NPOや市民団体、労働組合であっても政治団体に該当する可能性もあり得るところであります。労働組合の多くは、その目的の中に例えば政治活動というのが入っておりますところが多いわけでございますけれども、そういったところから該当する可能性もあり得るところから、その場合に、実態によりまして適用除外になる場合も多々あるというふうを考えております。

○吉川春子君 労働組合をダイレクトに適用除外にしなかつた理由は何でしょうか。今、大臣がおっしゃったように、政治活動にかかわる部分があるときは適用除外になるというお話でしたが、労働組合の活動自体、適用除外というふうになさ

らなかつた理由を伺います。  
○国務大臣(細田博之君) これにつきまして、法案の第五十条一項は、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由については憲法上も保障されており、個人情報保護法案においてもその自律性が確保されるべきとの観点を踏まえまして、これらの分野について法案第四章の個人情報取扱事業者の義務について適用除外するものでありまして、これ以外の分野について適用除外にする必要性はありません。

なお、市民団体、NPO、労働組合についても、例えば法案第五十条第一項に規定する著述を業として行う者に該当し、個人情報を著述の用に供する目的で取り扱うような場合には、法案第四章の義務規定は適用除外となるわけでございます。その他のものについても同じでございます。

○吉川春子君 労働組合は、憲法の二十八条、労働基本権、労働三権が規定されておりますし、これの総則規定は憲法二十五条の健康で文化的な最低限度の生活を有するということの保障、つまり生存権の保障でありまして、これも正に非常に憲法上の重要な存在だと思っておりますけれども、これを除かれた理由、憲法上重要な権利ということからすると労働組合も入ってくるように思うのですが、そこはどうでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) 個人情報保護法の目的等からいたしまして、もちろん議員がおっしゃいますような労働に関する基本権は明確に憲法上規定されているわけでございますが、本来、この個人情報に関する基本的な自由というのは、やはり表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由について非常に大きな関連をしております。

したがって、労働組合の労働運動自体は当然、憲法上の問題、保障されるあらゆる権利がありますわけでございますが、これが例えば個人情報の取扱いをして、それが例えば労働組合が、一般人に対して何らかの大変大きな社会問題を惹起するかもしれない、あるいは摩擦を起こして、それに

対して個人がクレームを言ってきたりも、それでこの法律から除外するところまではやはり至らない、一線を画するべきところではないかというふうな法理論として考えたわけでございますが、ただ、一般の労働組合なりNPOや市民団体が普通に活動して、こういった問題に巻き込まれたり、抵触したり、報告徴収を受けたということとはまず考えられないことでございます。

○吉川春子君 それは、適用除外になっている各団体についても同じことが言えるわけですか。そして、憲法上の重要性ということからいっても、日本国憲法の場合は伝統的な自由権だけではなくて、いわゆる社会権を規定しているということが最大の特徴でございます。これを担って活動している団体は自由権の憲法の規定にないからという理由で適用から外したということは、私は理解に苦しむわけですか。

それで、労働組合の主務官庁になるのは厚生労働省だと思っておりますけれども、労組の活動を個人情報保護の観点から報告を求め、命令を発する、こういう監視を厚生労働省ですることになるんですか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 厚生労働大臣が主務大臣として関与することが可能になると思っておりますが、個別具体的にどういう関与があるかというようなのは、やっぱり具体的ケースを見た上で適切に判断していただきたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) ちょっと私から。今お答えしましたが、主務大臣というときに、実は先ほどちょっと、これも早く始まったものから重ねてちよつと申しますと、こういうことに方針を決めたところであります。

委員会としては今日初めて申し上げるんですが、主務大臣というのについて非常に大きな御懸念が各議員からも示され、また、二つ、三つとあつたらどうするんだ、運用はどうするんだというふうなお話がございますので、一般的、一般論でございますけれども、厚生労働省は後で見た

ときにまたお答えいただきたいと思いますが、内閣府において、この法律について、この運用の基本的な各省連絡会議を持ちます。そして、どういふことが今起こっているかとか、どういふふうに対処したか、どういふ苦情が出てきたかという相互の連絡体制を密にすることも大事でございますし、どんな例が、いろんなところで出てきて、出てくる可能性が、いろんなところから、そしてなおかつ、個人のレベルでこれは基本的にはこの法律は処理されるわけですが、個人のレベルにおいてははとてども処理できない、政府が乗り出して報告徴収や命令や勧告やら、こういうことをやらなければならぬというときには、すぐ終わりますから、見えたようすから。

それはその場で、我が省はこういう報告徴収をしたいと思うことを言いつつ出してもらいまして、それじゃ、私の省も実はこういう関係が深いので、それから、じゃ一緒にやりましょうということから、その場で合議しまして、それは相当悪質な場合ですから、もう世の中で取り上げられたり、いろんな問題があつてこれは是非報告徴収しなきゃならないということになる場合は相当大きな波及効果がある場合でございますが、そういった場合には共同で、対象に御迷惑が掛からないようにきちつと統一して、しかし、もちろん主務大臣はその手を挙げた省の連名で出し、その後もそのように扱おうということ、そういう方針を取る所存でございますので、その点申し上げます。

担当省、来たようすから。

○吉川春子君 ちょっとテンポが速過ぎて、厚生労働省が今到着されたようなんですけれども、主務大臣として労働組合に対して報告を求めるということになると思うんですけれども、どういう場合にどんな内容の報告を求めるのか、その点、今一部、細田大臣の方からも補足的に御答弁いただきましたが、主務官庁であります厚生労働省から答弁をしていただきたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 法案の三十二条で規定されているとおり、報告徴収につきましては、個

人情報を保護する観点から、その四条の、施行に必要限度において個人情報の取扱に關して行うというふうな非常に限定されており、そのうち、そういつたことで、これを踏まえて個人の権利利益の保護に最小限必要なものであるということをやつていきたいというふうな思っております。

○吉川春子君 重ねて伺いますが、その必要限度とは何ですか。それで、だれがこの限度を判断するんですか。

○政府参考人(青木豊君) これは、必要といふのはこの条の、法律条文の施行を行います厚生労働大臣といふふうに思っておりますけれども、この必要限度といふのは、具体的な基準とかそういうものは規定されているわけではございませんので、この規定の趣旨からしまして、必要最小限度で行うということだというふうに理解をしております。

○吉川春子君 非常に必要限度といふのはあまいな表現であると同時に、これは主務大臣が判断するということで非常に無限定ではないか、何でもできるんじゃないかという感じがいたします。

それで、細田大臣、これは市民活動萎縮法であつてはならないと思ふんですね、個人情報保護法はね。そういう点で、やっぱり主務大臣制とあまいな条文で市民活動に介入する結果になるということが非常に恐れられております。主務大臣による三十四条一項の勧告、命令の規定はもちろんですけれども、一般の団体は報告を求められただけでも非常にびびるわけですね。だから、やっぱり自由な市民活動を萎縮させる結果にならないような保証がどこにあるのかということをお願いいたします。

それで、ちなみにやっぱり第三者機関を作つて行くべきであるとは考えますが、それはできないんだと繰り返して答弁いただきましたので、それはそういうふうな聞いておきますけれども、要するに市民活動を萎縮させるような、そういうことにならない保証がこの法律のどこにあるのか、そ

の点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(細田博之君) この三十二条の報告徴収の規定のように、「この節の規定の施行に必要な限度において」とあるわけでございますけれども、実は「必要限度において」という文言は、この法令におきましては、主務大臣が必要と判断すれば報告徴収を認めるという趣旨ではありませぬ。これは全くテクニカルチームとしてそうなつておるんでございますが、主務大臣が無限定に報告徴収を行つたり権限を振るうことのないよう、むしろ、とにかくどうしても、必要な場合においてという言葉の代わりに、つまり報告徴収しなければどうしても事態が進まないという事態に限つてできるという意味でございます。

その点は前例その他から見ても明らかでございますので、例えば、こういう場合はもう非常に多数の人からこれはおかしいと、何とか調べてほしい、それに対して役所は、まあそうはいつても法律上は個人との間でやつてくださいますよとつて話をそちらにお任せして、どこへ、じゃ行つてどうぞ相談してくださいと言つても、どうしてやらちが明かないで、かつ相当悪質で社会問題化する、新聞や国会等でも取り上げられるほど非常に問題になるということになると、先ほど言いましたような各幹事会で協議をして、この団体にはどうして、これは違法な情報漏れ等を毎度繰り返して、しかもあまつさえこの情報を売買しておると、微妙な情報をですね、というようなことでどうしても報告徴収をせざるを得ないのでどうだろうか、関係省もそれに賛成という場合にのみ行う規定でございます。

○吉川春子君 市民活動を萎縮させるような法律にならないように、引き続きこの点はほかの項目でも質問をしていきたいと思ひます。

それで、時間の制約がありますので、住基ネットの稼働の条件について総務省、総務大臣にお伺ひいたします。

報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」となつております。これは、個人情報の保護に万全を期するという意味なんですけれども、個人情報保護法ができればいいというふうには読めないんですね。その辺はどうですか。

○国務大臣(片山虎之助君) これは議員修正で入つた法案なんです。そこで、住基法についていろいろ御心配、御懸念について議論があつて、その結果、与野党で御相談になつてこつたのを入れて、この際の国会審議で当時の小淵総理から、住民基本台帳ネットワークシステムの実施に当たり、民間部門をも対象とした個人情報の保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えることが前提であると認識と、こういう有名な答弁を、もう何度も議論しましたね、これ。懐かしくなつて今読んでおりますが、こういうことになりまして、それで二年前の、二年の、二年何か月前に個人情報保護法案、今回の五法案の前身を出させていたのだ。

そして、これは、住基法そのものは、何度も言いますけれども、個人情報保護法基本法制の特別法が行政機関個人情報、さらに、特別法でございますからこれは地方でございますけれども、国じゃございませんが、法的な位置付けとしてはそういうことなので、住基法全体で完結した安全措置を取ることが必要だと、こういう考えで今の規定を置いておるんです。

ただし、住基は住基ですけれども、それ以外の個人情報保護の法制がないということは、やっぱり国民の皆さん何となく不安になるから、個人情報保護というところで官も民も全部網を掛けよう、国も地方も網を掛けよう。また、行政機関については、民よりもきつと透明性や適正性というのを確保しようということでも今回の法律ができたわけでありまして、この法案が通つたということ、この附則第一条第二項の「所要の措置」の

○吉川春子君 要するに、ほとんど大部分、ほと

んどですか。つまり、政府は、三千二百ぐらい今、自治体があるとして、全部をつないで本格的に稼働しようとして居るわけですから、人口の少ない自治体もあるし、人口が多くて、コンピュータを運営したり管理したりする技術者がいないという自治体も一杯あるわけですね。

例えば、長野県、私、長野県出身なのでちよつと長野県のことを言いますと、人口が数百人、五百人とか六百人とか、こういう自治体が結構あるんです。村、そういうところまで全部つなぐわけですから、やっぱりきちつとこういう村にも町にも、あるいはもつと大きなところでも整備ができていないところはあつて、やっぱりその体制がきちつと取れない限り非常に危険なものです。個人情報保護を全部つなぐわけですから。

〔委員長退席、理事林芳正君着席〕

そういう意味でいけば、さつき質問をいたしました内容は、法律ができればいい。でも、法律が、私はこの法律に異議ありで反対で、穴だらけだと思ふんですが、百歩譲つて、万全な法律ができて、実際にこのシステムを動かす、そういう管理体制、そういうものもきちつとしなければ大変危険なものになると思ひますが、その点はいかがですか。もうそういう準備は万端整つておるということでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 民の方を含めた話は細田大臣からお願ひすればいいんですが、あれです、この住基ネットにつきましては、今も言いましたように、制度的にも技術的にも運用面でも我々は万全のセキュリティ対策、プライバシー保護対策を取つておると思つておるんです。去年の八月五日以降、何度も言いますけれども、致命的な問題一つも起つていないんですよ。機械のトラブルやなんかはあります。しかも、先ほども内藤委員からも質問がありましたように、ちよつと安全措置が過剰じゃないかという、こういう御意見がありましたよね、お二方。一百万の

ものを守るのに百万円の設備をしている。そういうあれもありますので、我々は万全だと思ってるんです。

だから、ただ、ここで今ほとんど大部分と言ったのは、この法律ができてしつかり運用すれば私はもうほとんど大丈夫だと思いますが、これから先いろんなことがあるから二、三%は残しておかやいかぬから、ほとんど大部分と言ったんです。まずこの法律を作ることがここで言っている所要の措置になると。これは、この附則は「政府は」と書いていますよ、「政府は」と。こういうふうには書いていまして、地方自治体の方は、何度も申し上げるように、我々は個人情報保護条例を全部作ってくれ、あるいは中身も点検してくれと、こういうことを言っておりますから、これはこれで、住基を除く、そういうプライバシー保護、セキュリティ対策というのは地方自治体にもやってみよう、こういうふうには思っております。

【理事林芳正君退席、委員長着席】  
○吉川春子君 大臣が具体的に地方自治体のそういう担当者なり村役場まで出ていって車座でお話しされたことがあるかもしれません。でも、実際そういう担当者と話してみますと、もう不安が一杯なんです。これは非常に、漏れるんじゃないかと、そういう形、それから専門の技術者がきちっと置かれているところもそんなにはたくさんないんです。そういう実情は御存じですか。

だから、そういうことも含めて、私は、個人情報保護に万全を期する、いろいろ不法に漏れないようにするとか、それは法律ができるということとはもちろんでしょうけれども、実際にコンピュータを扱える、私はもう全然扱えないんですよ、アナログ人間で。でも、そういう人ばかりではなくて、本当にそういうものを扱える技術者がきちっと末端にいる、市町村レベルにいると、そういうことがやっぱ個人情報保護の万全を期すると、こういう意味じゃないですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 長野県は少し合併してもらわにやいかぬですよ。百人や五百人がそんなに大勢あると、やっぱ専門の職員もなかなか来てくれないし、確保が難しい。やっぱそういう意味でも合併をして、市町村を強く、大きく、元気にして、専門家も入ってきて、ちゃんとかいいうことをやるといことが必要なんです。

ういいうことが必要なんじゃないですか。どうですか。

だから、そういう職員は教育やこれから研修をやっていきますよ。それから、いろんなこれら援助をしていこうと思うし、小さな市町村は共同でやってくれと言っているんです、いろんなことを共同で。一つの町村だけじゃ駄目なんだから、介護保険と同じように、市町村連合でも何でもいいんですから。

そういうことで全体をしつかりやってみようと思っておりますし、今とにかく全国じゅうつないで、何度も言いますけれども、基本的には四情報なんです。あとは住民票コードと変更情報なんです。起こつていければ、どうぞひとつ御指摘を賜れば、即時に対応いたします。

○吉川春子君 各自治体の担当者、担当部局に本当に万全なのかということ、じゃお調べになつたらいいと思うんです。不安の声が一杯出てくると思います。

私は長野県が準備が整っていないと申し上げたんじゃない、人口が、たまたま自分が育った県ですから、人口がこんなに少ない村がたくさんありますよと、こういうところでも全部コンピュータを管理する、そういう体制はできているのかどうか心配だということ、申し上げたんであって、それは長野県に限りません。四十七都道府県どこでもある問題だと思っております。

ことと別じゃないですか。そういうことも含めて個人情報保護の万全を期するといふうにここで書かれています。どう思うんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) だから、去年から今年にかけて自己点検をやつてもらつて、全部点検リストはこつちが作つたんです。県や、都道府県や指定情報処理機関作つたんですが、点検してもらつた結果をぜんだつて発表しましたように、一割ぐらいは満足じゃないというんで、この中をこれから分析をして、個別指導をやるんですよ。二次稼働が八月ですから、七月ぐらいまでにはそういう、きつちり、今、吉川委員も御心配のよう、少し長野県は丁寧やらせてもらいますけれども、そういうことで指導してまいりたいと思っております。

○吉川春子君 合併を進めるなんということは政府が言うべきじゃなくて、これは地方自治ですよ、地方分権ですから。そんな発言はちよつと取り消していただきたいと思つて、それども、それは合併するかどうかは自治体に任せればいいんであつて。

しかし、大臣、非常にこの住基ネットに対する不安が多くて、これからも八月の下旬に大量に抜けるというふうな事態が起こらないとも限らないでしよう。それぐらい不安なんです、末端です。ですから、個人情報保護に万全を期するといふことで、そういうことも併せてちゃんとした体制を整えてやる、一片の紙切れの法律ができればそれで済むというほど単純なものではないということ、地方自治のベテランである総務大臣はもうよく御存じのほうだと思います。そういうことの確認なんですけれども、それはそれでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 住基の二次稼働については万全の対応を取つていきたいと、こういうふうには思いますけれども、不安だ不安だと言つて、具体的に何がどう不安か言わないと、不安だ

けあおつちやいけませんよ。むしろ、不安があればそれを具体的に言つていただいて、それに対応してクリアしていくといことが必要なんです。

これだけ、国会で作つた制度なんです。しかも、一次稼働は始まつて、今四つか五つかありますよ、違法なんです。これは、やっぱ違法状況は解消してもらわないと。地方団体も一つの自治権を持つ小型の国ですからね。それが違法の状況をそのまま残すようなことじゃ私は困ると思つておられますが、それぞれの事情やお考えがあるから、できるだけ話し合つて深い理解を求めていきたいと思つておられます。

○吉川春子君 国会で作つた作つたと言いますけれども、中間報告求めて、私はもうあのとき徹夜で、議連の理事してましたから全部知つていますけれども、国会で十分審議して成立した法律じゃないんです。これはもう委員会の採決さえしていないんです。それで、強引に、強行採決よりもつと悪いですよ。そういうことをして通つた法案なんです。だから、十分に体制が整つていないことはとても言えないし、国会が作つたなんて、そんなことを言えるようなまともな通り方ではないといことを私は指摘したいと思つておられます。

そういうことで、法案が作られたから万全の体制、保護に万全を期するといふうにはなつていないと、ややそれに近い答弁をいただきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思つておられます。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。先週に引き続き、民間金融事業者からの警察情報流出問題を議論したいと思つておられます。先週の金曜日、私は、前回の委員会で配付をさせていただいたあの資料の黒塗りをしていないもの、生のものを全部警察庁にお渡しをし、これについて聞くので読んできてほしいとお伝えをしております。まず、警察庁に聞きたいんですが、資料はき



ちつと読んできておられますね。

○政府参考人(栗本英雄君) 拝見させていただきます。

○宮本岳志君 私は、この中身について、生のものを渡すから正確なものかどうか調べよと要求いたしました。お調べになりましたか。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど御答弁申し上げましたように、委員の方から示されました資料は拝見させていただきました。

その資料を拝見させていただきました感じましたことは、一つの資料につきましては、大変特定の個人に關します非常に具体的な記載がございまして、その方の名譽、プライバシーにかかわるような内容の資料だと判断をしております。

それからまた、もう一点は、前回の委員会のときも答弁申し上げましたが、先生御指摘の資料につきましては、どのような経緯で先生が入手されましたかについては存じておりませんけれども、既に報道されており資料とも非常に同様の内容であるというように拝見をさせていただいて見えております。それは、すなわち、既に報道されており内容の資料につきましては、その報道内容からも、現在、恐喝事件で捜査中の被害会社から持ち出したその資料であるということが報道されておりますが、その内容と非常に同様の内容だということに判断をいたしているところでございます。

それらを踏まえまして、照会したか否かというお尋ねでございますので、先ほど申し上げましたように、第一の特定の個人に關します具体的な記載があるものにつきましては、今申し上げましたように、警察として、その種の資料に該當する資料があるのか否かにつきましては、正に個人の名譽またプライバシーにかかわる大変重要な問題だということでございますので、照会したか否か含めまして、その資料の存在については答弁を差し控えさせていただきますと存じます。

それからまた、他の資料につきましては、前回も御答弁申し上げましたように、これまでの捜査

の中で、現在、警視庁におきましてその買取り要求の対象となりました内部資料を精査をいたしました。その資料が作成され、また入手された状況、犯行に使用されるに至った経緯、資料に記載されている事実の有無等について現在説明をしておりますところでございます。先生御指摘の事実関係についても、その捜査の中で、視野に入れて現在捜査を進めているところでございます。

また、警視庁におきましては、当この恐喝事件の捜査状況、またその事件の捜査の中で明らかにした事実関係を踏まえつつ、お尋ねの件についても所要の調査を尽くした上で、厳正に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○宮本岳志君 捜査に差し支えると言えばすべて良しというわけじゃないんですかね。

それで、前回私がお示しをした資料というのは、そんなややこしい説明をするまでもなく、はっきりしているじゃないですか。この金融会社から、大手金融会社からどここのだれだれという警察官、十人余りの警察官に毎夏冬に付け届け、ビール券が何枚という枚数で配られていると、そういう資料だったでしょう。そんなもの、調査するのはすぐできるんじゃないですか。すぐ調査して、それをここに報告すると約束できますか。

○政府参考人(栗本英雄君) 拝見させていただきます。資料につきましては、その当該消費金融会社において作成されたものとの御指摘でございます。したがって、私どもとして、どのような作成の経緯かについては現時点でつまびらかなりなっていないわけでございますので、そのような点も含めまして、先ほど申し上げましたように、現在の恐喝事件捜査の中で、当該資料等についての作成、入手の状況、またその犯罪に至った経緯、また資料そのものの事実関係の有無等、これを真剣に解明した上で、その中において警察職員等の被疑事案あるいは犯罪に触れるような行為があれば、厳正に対処してまいりたいと考えておりますし、また、先ほど申し上げましたように、

この捜査の状況を踏まえつつ、所要の調査を行った上で、厳正に対処してまいりたいと申し上げているところでございます。

○宮本岳志君 この資料ですね、これ。この資料ですね。これ、全部名前が出ていて、どこの警察署かまで出ていないですか。これを調査して、これが事実であるかどうかということ調査できないかと。駄目です、そんなの。話、進みませんよ、そんなのじゃ。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げましたように、先ほどの、捜査できちつと説明をいたすと、それを踏まえて、その事実関係を踏まえて、さらに所要の調査を行って、厳正に対処するというところで御理解を賜りたいと思います。

○宮本岳志君 駄目ですよ、そんなの。駄目です。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてください。

○宮本岳志君 質疑を続けください。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほどどのような資料が、恐喝事件の中で使われておるわけでございますから、その資料がどのような経緯で作成されたのか、またそれが事実なのか否か、そういうものをきちつと踏まえた上で私ども所要の調査をきちつと行って厳正に対処すると申し上げておるわけでございます。よろしく……。

○宮本岳志君 事実なのかどうかを調べて出せと言ってるんじゃないですか。事実なのかどうか確かめて出せばいいじゃないですか。話にならぬじゃないですか。事実なのかどうかと、あなたが

言っただけじゃないか。

○政府参考人(栗本英雄君) ですから、先ほど申し上げましたように捜査状況、捜査の中で明らかになった事実関係などを踏まえて、その上で所要の捜査を行い、厳正に対処しているということをお願いしております。よろしく御指導を……。

○宮本岳志君 駄目ですよ、そんな答弁。言っただけですよ。駄目です、今のは。駄目です。

○政府参考人(栗本英雄君) 今の資料はあくまでも報道等によりまして消費者金融会社の作成した資料であるということが報道されていると私は認識しております。

○宮本岳志君 おかしいじゃないですか。私が――駄目ですよ。駄目ですよ、そんなの。

○委員長(尾辻秀久君) 質問を続けてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。

○宮本岳志君 調査して報告できますね。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げましたように、捜査状況を踏まえつつ、しっかりと所要の調査を行った上で厳正に対処してまいりたいと考えております。

決して外に出してはならないはずの個人情報保護法に提供されていた。それが次のこの号で明らかになっていきますよ。私、それに関する資料、ここに持っています、すべて持っています。

これが正に前回指摘した武富士からの資料を持ち出したとされている人物、仮にN氏といたしまししょう。このN氏が武富士の在職中に警察からの依頼で行ったジャパン・データ・バンク、JDBのデータベースへの不正なアクセス記録の証拠です。何時何分、だれがどうアクセスしたかまでここに書いていますよ。

そして、正に局長に見てもらった、贈賄リストに常連のように登場している元警察署長、今は警察庁交通企画課の課長補佐をやっている方ですよ。その方に対して、その方、仮にTとしましょう。このTが不正なアクセスの依頼に関連して武富士のNに出した手紙の表書き、これですね。(資料を示す)

これがNあての表書きですね。そして、これがその手紙の文面なんです。N様、御多忙のところ申し訳ありません、よろしく願いましたます、取扱いは万全を期しますと、こう言つて、つまり、自分の、自分の部下の警察官の信用情報を武富士を通じて調べさせて、それを受け取っていたと。そのことが、これは正に動かぬ証拠なんです。

ここまで事実が明らかになっていて、警察と武富士との癒着について、国会に対して責任持った報告する、当たり前じゃないですか。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げましたように、現在は捜査中である支障がございりますが、ある段階に至った時点で所要の捜査を厳正に行つて対処するという事を申し上げたわけでございますから、御理解を賜りたいと思っております。

○委員長(尾辻秀久君) 宮本君、質問続けてください。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げました、所要の調査を行い、その中身がきちっとした段階において、その内容を判断した上で適切に報告も含めて、判断をしたいと思います。

○委員長(尾辻秀久君) 宮本君、指名しましたから続けてください。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(尾辻秀久君) 速記を起こしてください。

宮本君、もう一度質問してください。

○宮本岳志君 調査をして、報告を国会に対していただけてますね。

○政府参考人(栗本英雄君) 先ほど申し上げたように、厳正な調査を行った上で、その調査状況を踏まえて国会に報告してまいりたいと思つています。

○宮本岳志君 この事件は、この事件は重大な問題なんです。いいですか、いいですか。細田大臣、これは金融信用情報なんです。御存じのように、貸金業の規制等に関する法律、このJDB、ジャパン・データ・バンクのデータバンクというものは、この法律に、三十条二項で、この信用情報機関の情報は、「前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。」と明確になっているんですよ。これを警察がもし、この武富士を通じて取つたということであれば、重大な問題なんです。

私、既に確認しました。この当事者、JDBは、情報漏えい事件としてこの問題の調査を本日開始しております。もはやこれをいい加減にすることは許されません。責任持つて、先ほど調査して報告するという答弁ありましたが、政府としてもこれは当然、絶対明らかにするということはお約束いただけますね。

○国務大臣(細田博之君) ちよつと私の所管であるかどうかという問題があります。

私は、今、個人情報保護法というのは、まだ、これから成立をお願いしているわけですが、今、十分な資料を伺つたわけじゃありませんけれど

も、今何つたようなことが事実で、金融機関から情報漏れがある、不正な提供があるとすれば、この法律が施行されれば非常に大きな事案になり得ると思つていただいても、ただ、いろいろ環境が分りませんので、それから、正にそういった事態がもし事実とすれば、そういったものに早く対処をするためにもこの法案が必要でございまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○宮本岳志君 この資料をざつと見ますと、警察官の情報ばかりを集めている。アクセス時間がありますから、どの時間にどういうアクセスの仕方をしたか全部分かるわけですよ。警察官ばかりです。しかも、これと、こうやって依頼して、警察官の名前、ここにこのN氏の部下の名前全部ある。これ全部、警察官、現に警察官ですよ。これを渡して調べてくださいと。つまり、警察官がそういう金融業者からお金を借りて不祥事という事例がある、だから事前に上司が調査しているわけですよ。そういうことのためにこの名簿を渡して、そしてJDBにアクセスして、全部、自分の部下の一人一人について調べてくれということに引き出している。これ、実は記者が一人一人当たつてみたら、なるほど自分が借りた直後に、この時期に、引き出された時期に、君は借金しているやうだねという話が上司からあつたと、当事者の証言までこの記事に出てきますよ。

こんな問題を説明することなしに、この法案を粛々と審議するというわけにいかないですよ。大体、我々みんな選挙区に帰つて、個人情報保護法というのができたらしいですね、しかし雑誌を読んだら、金融会社と警察とがツイッターで、好きデータが流れたり個人情報情報が流れたり、好き勝手やっていると。いや、実はその辺については大した調査もしてやらなかったけれども、一応法律はできたんですよ。そんなばかなこと言えますか。この問題を徹底的に解明して、そして本当にこの穴をふさぐにふさわしい法律になつていくかどうかとい

うことをしっかりと議論するというのは当然、当委員会の国民に対する責任だといふふうに思います。

そういう立場で今後とも質問を続けていきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思つています。

○森ゆうこ君 大変緊迫した雰囲気になつたわけですが、きつと質問にはきつと答えていただきました。そのことが大変重要であると思われま

す。〔当たり前のことだ〕と呼ぶ者あり。当たり前のことをなせ言わなければならないのでしょうか。それでは、私の質問に移らせていただきます。思つています。

センシティブ情報、今も問題になりました。センシティブ情報について、私はそもそも原則禁止にすべきであると思つております。その上で、本当に必要な最小限のものはこれこれであると規定すべきであるといふふうを考えておりますが、今回の法案については、大臣は、センシティブ情報など特別の取扱いが必要な分野については個別の法制度を検討すべきであるとの答弁をされておりますが、内閣府で各省連絡会議も設置され、各省庁間の連絡も十分今後図つていかれるという旨を先ほど答弁されております。

では、どのような、今後どのような分野において個別法を整備することをお考えなのか、具体的に例示していただきたいと思つています。

○国務大臣(細田博之君) 法案の第六条三項では、本法の規律を上回る追加的な保護措置を講ずる必要がある個人情報とは、その性質や利用情報によりましては個人の権利利益侵害のおそれが高いものこととございます。

分野の問題ございましては、電気通信分野について総務大臣の御答弁がありました。そのほか議題に上つてきておりますのは、例えば金融分野とか医療分野がございまして、ただ、これをどのような形で規制するような個別法を定めたいかといふことについては、実は相当詰めていく

べきであるといふふうを考えておりますが、今回の法案については、大臣は、センシティブ情報など特別の取扱いが必要な分野については個別の法制度を検討すべきであるとの答弁をされておりますが、内閣府で各省連絡会議も設置され、各省庁間の連絡も十分今後図つていかれるという旨を先ほど答弁されております。

では、どのような、今後どのような分野において個別法を整備することをお考えなのか、具体的に例示していただきたいと思つています。

必要があると思います。なぜかと申しますと、これは一度御答弁申し上げたことがあるんですが、五千というこれは言わば一般の中小企業等も含めた小規模な人と、五千を上回るというところでどこか線を引く必要はあるというところで、この線を引くのはもうある程度必須のことであると思えます。そうしないと、だれもかれも個人情報処理事業者になって、これも国会で御心配いだいたようなことになりませぬ。

しかし、五千以下ならだれでも縛れ、医療分野ならだれでも縛りやせるといふときに、今までは医師の、医師という資格に着目した守秘義務、それから、つい先日は看護師、衛生士、保健師ですか、その他の資格に基づいた守秘義務、ここまではいいと思います。しかし、病院において個人情報処理するのは、実際に病院に行ってみられると分かりますけれども、これは外注が多いんですよ。あるいは事務員が多いんですよ。そして、外注した結果、また電子的に電子カルテというのがあつて、そうすると、事務員が扱っている、そしてレセプトなんかはやっぱり外注が扱っている。もうデイリーのレセプトやれとか、IT戦略本部としてはいろんなことを言っていますけれども、いろんな問題があるんですが、そう言ったときに、一体だれが責任なのかと、まず病院の中で、じゃ、病院というものが、あるいは個人の医療も必要ですが、だれがどういう責任を持つのか。これは医療法人で何か責任を持つべきことなのか、資格なのかということがもう一度問われなきゃなりません。

しかも、検査なんかたくさん行っているんですよ。遺伝子情報、病気の関係を取るから血液検査をしましょう。また外注するんですよ。そうなんです。それから、医療情報はもちろんあります。そうすると、それをどこでいかなる形で規制したらいいのかということも相対検討しなきゃいけません。

それからもう一つあります。それからもう一つあります。皆さんが問題

にしているのはみんな出た情報なんです、金融なんかは。さっきの御指摘は、正に金融機関が直接漏らした例として言われましたけれども、普通はそうじゃないんです。それはもちろん、金融機関がそんなことをしたら大変になりますよ。これから大問題になるかもしれない。しかし、金融から漏れて、漏れて更に先へ行くんですよ、この金融情報というのは。だから、先へ行ったときに、これは金融機関なのかと。

これはどういふ銀行であるのか、金融庁が監督できるのかという問題があつて、金融庁はそういう情報を、元が金融情報であるからといって新法で、新しい制限法で縛れますか。金融機関の何とにかに法律と縛られて、金融庁が仕事をすることにするような法律を一生懸命作つて、金融情報に二段、三段で漏れたときにどうするか。その方が社会問題が大きいときにどうするかという、これは、いろいろ考えた挙げ句、実はこの法律に戻ってくるんですよ。あらゆるものがこの法律に実は戻ってくる面があります。

したがって、戻らずに特別法をどのような形で作るかというものは、皆様方も立法府の議員として大変大きな問題として御検討いただきたいし、正に立法問題というものは、私は衆議院でも申し上げたんですよ。政府で立法しる政府で立法しるというから、各省がなかなか言をはつきりしないからそれを申し上げると、実は各省も立法したいところもあるんですよ。しかし、立法というのは国会で立法するんですよ。だから国会と、与野党と我々政府側がよくすり合わせて、与党もある野党もある、本当に必要なものはやるといふことは当然やるんですよ。

ただ、その範囲がまだ決まらないし、どういふことをやったらいいかということ、それからいつまでにやったらいいかということ、それから非常に事象が区々に分かれておりますから、その中で最も効果的な、かつ個人の権利を守るような方法でやらなくちゃいけないんです。そのことが一番大事なわけですから申し上げます。

○森ゆうこ君 いや、演説ありがとうございます。でも、何か検討すべきであるというふうなこの御答弁になったんですけれども、今のだと、いや、あれが大変で、これが大変でというふうな話になって、でもやるということではないですか、やりますよ。それだけはっきり確認させてください。

○国務大臣(細田博之君) 何らかの措置を取るべき社会的実態が生じていますということは申し上げています。ただ、そのときに、立法技術的にも本当に効果のあるやり方は、単純に問題があるからできるはずだというふうなことを考えないでいただきたい。むしろ、立法府と行政府が、本当に個人の権利利益を守りつつ、しかも営業の利益もありますね、それから悪い人が出る、悪い人をまた捕まえる法律というのはどうするのかということも含めて総合的に考える必要があるということをお認めいただきたいんですよ。

ちよつと、何か金融機関を対象とする特別法と、また病院を対象とする特別法だけ作れば事は足れり、終わりましたというわけにいかないのがこの個人情報の保護の大きな問題なんです。○森ゆうこ君 いや、だから必要なものは作り出すということではないんです。いいですね。○国務大臣(細田博之君) そう言っているじゃないですか。

○森ゆうこ君 じゃ、ということを確認しました。それで、今お話しになりました医療の分野について、厚生労働省に来ていただいているはずですので、医療過誤の訴訟ではカルテの開示が重要な問題となつていまして、カルテの開示についての取組状況、どうなつていましてでしょうか、お願いいたします。

○政府参考人(篠崎英夫君) 御指摘のカルテの開示を含む診療情報の提供につきましては、まず患者と医療従事者のよりよい信頼関係の構築、ある

いは情報の共有化による医療の質の向上、また医療の透明性の確保などの観点から大変重要であるというように認識しておりますので、これまで診療録管理に従事する者に対する研修を行つてまいりました。また、診療情報を提供している旨を医療機関が広告できるように広告規制の緩和を行いました。そういうような取組をいたしまして、診療情報の提供促進に向けた環境整備を進めてきたところでございます。

さらに、昨年七月からは診療に関する情報提供の在り方に関する検討会というのを設けてまして今検討中でございます。次回で十回目になりますけれども、今後、この取りまとめを行われるであろう報告書を踏まえまして、カルテ開示を含め診療情報の提供が促進されるように積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○森ゆうこ君 それで、通告していませんけれども、細田大臣にちよつと確認させていただきたいんですが、このカルテの開示、医療情報等で問題になることの中に死者の個人情報があります。細田大臣の衆議院での四月二十二日の答弁によりますと、大臣の答弁ですけれども、言わば家族としての特定の情報であつて、亡くなられた方に限らず、本人に極めて大きな影響があると申します。正に本人の個人情報であると言えような種類のものであれば、これは個人情報に、対象になるという旨の御答弁をされておりますが、つまり大臣は、生存する個人の識別性を問わない、今この個人情報保護法案で定義されております個人情報の定義、生存する個人の識別性、これを問わない死者の個人情報があり得ることを示唆されていると思うんですけれども、そのようなことよろしいでしょうか、確認させていただきます。

○国務大臣(細田博之君) 生存する方にとつての情報でもある場合には、その生存する個人に関する情報として法案の対象となります。そういう、例えば治療上のミスとか、そういうことを念頭に置きながら、亡くなった方の情報を一般論として対象として取り込めないかというこ

とになりますと、例えば父親とかおじいさんとか、過去にいろんな刑事訴追を受けた、しかし名誉がある、こんな情報じゃ困ります、もうほとんどんどもんども広がっていく、お亡くなりになつた方を追ひ掛けるようなことになりまして、むしろ、別の目的であれば、別の目的によつて何らかの改善策といえますか、対処策を考えるべきであつて、個人情報保護法という一般論によつて死者に対する個人情報保護はこれで追及できるよろしくというふうな話はなかなかできないんで、そういう意味から、死者に対する情報が今生きている自分にとつて大事な欠くことのできない情報であるということが分かるようなことについては、対象としようというところに限度を設けているわけでございます。

○森ゆうこ君 厚生労働省に伺いたいんですけども、医療機関におきましては、ほかにも遺伝子情報などセンシティブな個人情報を取り扱つております。大臣からは先ほど、医療関係で個別法を制定するに当たつては大変難しい、しかし必要であれば取り組まねばならない、取り組んでいくというふうなお答えがあつたわけですけども、厚生労働省ではこのような分野についてはどのような検討を行つていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 医療に関する情報、センシティブ情報の一つであるという認識をいたしておりました、このために、個人情報の保護につきましては、刑法あるいは医療関係法規におきまして資格に着目した守秘義務規定が既に設けられております。例えば医師、歯科医師、助産師などにつきましては刑法で規定されておりますし、その他の職種につきましてはそれぞれの資格法で規定をされておまして、医療関係職種二十四種類ほどございますが、すべてそこで守秘義務が規定されているというところでございます。

また、遺伝子等の情報についても、これも非常にセンシティブな情報でございますが、これにつきましては、平成十三年に文部科学省、経済産業省と共同で作成をいたしました倫理指針というの

がございます。この適切な管理を行つていきたい、これで対応していきたいと思つております。

また、カルテ開示につきましては、先ほどの検討会のことを申し上げましたけれども、その中で、遺族へのカルテ開示についても対応していくべきだということに意見が大体集約されておまして、私どもとしては、ガイドラインを策定しながら、ガイドラインを策定することによつてこの問題に対応していきたいというふうな思つております。

○森ゆうこ君 続けて厚生労働省に伺いますが、個人情報の保護に関する法律が施行されるまでの間にカルテの開示や遺伝子情報など重要な分野についての検討を行い、制度化すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 次に十回目でございますが、今、先生の御指摘のようなところが最大の議論の争点になつておるところでございますけれども、私どもとしては、まずはこのガイドラインを策定することによつてある程度きめ細かく対応できるのではないかなというふうな考えております。

○森ゆうこ君 細田大臣、今ほどの厚生労働省の見解、報告を聞いて、いかがでしょうか。ガイドライン作成後、必要であれば、それが個別法の制定の参考になるとお考えでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) まず、一番大事なのはガイドラインの作り方だと思うんです。病院なり、お医者さんなり、そういうところで本当にしっかりと情報を守るだけの仕組みを作つてくれれば余り今後大きな問題に発展しないんですよ。ただ、お医者さんの資格、保健師さんの資格、助産師さんの資格に着目して、それでいいというところにならないわけですね。

だから、逆に言うと、この個人情報保護法は非常に大事であつて、厚生労働省がああやつて答弁になるのも、正にこれを守つておきますよ。これは非常に役に立つ法律です、つまり組織としてガ

イドラインできちつとある程度押さえることができますから。それで、なおかついろんな問題があるかどうかという点をまた検討していただいていると思つております。

○森ゆうこ君 この委員会では度々指摘されております、ネットワーク社会においては個人情報の保護は極めて重要な課題であります。

この法律ができますと、ネットワーク社会での制度面での整備はまず第一歩ということになされることになると思ひます。したがつて、今後は、システム面での整備、すなわち情報システムのセキュリティ対策に重点的に取り組んでいかなければならないと思ひますが、この点に関しまして、先日お話がありました情報セキュリティ文化の構築、そしてまた、それを根付かせるということにつきまして、この個人情報保護法というものがどのように資するのかという観点も入れて、大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(細田博之君) 私はIT担当の国務大臣でございますので、現在、IT基本戦略の練り直しの作業中でございます。六月には新しい基本戦略を発表いたします。

最初の基本戦略は、日本は非常にインターネットでも、光ファイバー網その他の設置、社会資本環境が遅れまして、もう大変だと。世界で二十位になつた、二十五位になつたという話で、それから、大変、子供から高齢者まで、コンピューターに親しむ環境がないと。それから、あらゆる法律が、政府も自治体も対応できていない。個人の取引についても対応できていない。それ、全部やつたんですね。これは大変な国会の御苦労も得て、一応環境整備しました。

しかし、環境整備までは行つたんですけども、その次の段階がある。これは実際に利活用すること大事だということで、これはもう一生懸命今対応して発表しますけれども、その中の重要な問題の一つはやはり情報セキュリティでありまして、非常に外からの攻撃に弱いわけですが、企業も政府も個人もですね。

なかなかこれは問題があるわけで、これに対する対策をきちつと取らうということで、余り詳しい中身に入りませんけれども、今まで内閣官房に、三年前に情報セキュリティ対策推進室を設置いたしました。サイバー攻撃等から守るにはどうしたらいいかというような検討を専門家の間で進めていきますけれども、やはり欧米各国等に比べますともう余りにも体制が弱いんじゃないかということ、政府も、あるいは各省も含めて、それから地方公共団体、企業、それぞれにこの情報システムのセキュリティ対策を充実しよう。具体的には、例えば国家の予算を付けてでもいろんな具体的な対策を取らうという中身の提言が間もなく、もう提言の中身は書いてあります。採択自体がパブリックコメントに付しますので、その段階でもまた皆さん方にも、案ができておりますから、お読みいただきたいと思ひますが、そういう段階でございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

先ほど、警視庁の中における個人情報ファイルの問題、それからその流出の問題、あるいは部下の借金の状況についてそれを上司が情報を得ているという問題等の指摘がありました。衆議院の議論を聞いておりましたが、実は民間と行政とありますと、行政機関の保有する個人情報についての正直言つてまだ議論が、衆議院の場合は正直言つて弱かつたんじゃないかというふうにも思つております。その意味で、行政の方が莫大なる情報を持つていらっしゃるわけですから、先ほど提起された問題、先日、私も少し質問をしましたが、集中審理をしてくださるよう強く要望いたします。

今朝、自衛隊の公募の防衛庁適齢者名簿問題について議論になりました。その中でも、個人情報収集の根拠規定が明確でなければ収集の範囲は行政機関の解釈次第になつてしまふのではないかと、ということが明らかになつたというふうな思つております。

ところで、この行政機関の保有する個人情報で

すが、開示請求の場合の除外規定、それから第五章の四十五条「適用除外等」、かなり規定が設けられております。それが、一体何がそれに当たるのかということについてよく分からないので教えてください。

例えば四十五条は完全に適用除外となっております。例えば刑罰若しくは保護処分等の執行については適用しないとなっておりますが、先日も保護房に収容されている自分の記録に關して出してほしいといった場合、これに当たるという——これ、当たるんでしょうか当たらないんでしょうか、まず、ちょっとその確認からさせていただきます。

○政府参考人(松田隆利君) お答えを申し上げます。

第四十五条の適用除外は、いわゆる犯歴、前科等に関する個人情報であるわけですが、これはこの個人情報の開示請求を認めますと……

○福島瑞穂君 済みません、結論だけで結構です。

○政府参考人(松田隆利君) よく分かりました。

○福島瑞穂君 ごめんなさい。それはこの間聞いたので、結論だけで結構です。当たるか当たらないかだけ。

○政府参考人(松田隆利君) この条項に先ほど先生御指摘のものが該当するかどうかにつきましては、私も、その情報の詳細を承知いたしておりませんので、直接お答えすることは差し控させていただきます。

○福島瑞穂君 この間質問してちょっと分からなかったのですが、今日、結論をお聞きしたんですが、自分が例えば保護房で、いつ革手錠入れられて、何時に入れられてというような情報で、前科前歴とは違うので、ではこれは除外規定にはならないということでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) この四十五条の刑若

しくは保護処分の執行ということですね、そういう、に係るものについては適用しないということになっておりますが、今おっしゃられました刑務所の中におけるいろいろな取扱いの問題につきまして詳細を承知いたしておりませんので、それについての直接のお答えは差し控えていただきます。○福島瑞穂君 いや、それが当たって、それが当たらないかは重要で、除外事由が条文に書いてあるので、何が当たり、何が当たらないかはやはり教えていただきたいというふうに思います。というのは、自分の情報なんだけれども一切出てこないということが結構あるので、実際自分が知りたいうあるいは裁判を起こしたいというときに情報が出てこなければ困ると思うんですね。いかがですか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

繰り返すになりますが、今突然のお尋ねでもございまして、それから刑の執行に係る規定につきましては、係るものにつきましては適用しないということでも適用除外になっているわけでありまして、お尋ねのその取扱いがこれに該当するかどうか、直接の詳細は私も承知しているわけではございませんので、お答えを差し控えていただきます。

○福島瑞穂君 短い時間で食いがたつとあれですが、これはこの間質問しました。それから、情報公開法にのっとって不開示、開示が争いになっている事案なので、要するに、コメントールではあります、何が当たり、何が当たらないかがやはり具体的に実際には重要になってくると思

聞いています。これは先日もお聞きしたことで、今日も回答がないというところは非常に残念です。

○政府参考人(松田隆利君) 将来、結局、開示されると思っていたけれども開示されないという、あるいは適用除外になることも結構広範囲ではないかというふうに思われます。また今後もこれについては、では質問します

ので、どういう事案かを御説明しますので、事前に資料を示しますので教えてください。

○政府参考人(松田隆利君) 十四条の第一号の、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は出てきません。これは例えばどういふものが当たるのでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) 十四条の第一号の、二項の口で……

○福島瑞穂君 第十四条の一です。

○政府参考人(松田隆利君) 十四条の何号でございましょうか。

○福島瑞穂君 一の口ですね、はい。

○政府参考人(松田隆利君) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で、認められる情報でございますか。

○福島瑞穂君 いや、ごめんなさい。第十四条の一号です、一項。

○政府参考人(松田隆利君) 分かりました、はい。お答え申し上げます。

これにつきましては、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報について不開示情報にするということであるわけでありまして、例えば国立病院等におきまして、例えば難病に関する個人情報がございます、その個人情報等を本人に開示することによって逆に本人の生命、健康に重大な害がとれますか、害するおそれがある情報の場合には開示しなくてもいいということでございます。

○福島瑞穂君 統計や学術研究であれば、統計の作成又は学術研究であれば個人情報提供できるというふうになっております。統計の場合も若干問題だと思っておりますが、学術研究であれば個人情報提供できるとなっておりますが、例えば治療前と治療後の経過を写真で見せるとか、事例報告を患者の個人情報で学会などでかなり詳細に報告をされると。現在では遺伝子解析は本人同意がないとできないという指針ができておりますが、それでも過去には国立循環器センターが健康診断で

集めた血液を無断で遺伝子解析を行うという問題も起きております。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

○政府参考人(松田隆利君) この四号でございますが、これは行政機関、他の行政機関等に提供することと同じぐらいの公益上の理由があるということで、公益法人とかその他の機関に提供することが目的外提供としてできるという、そういう特別の理由ということであるわけでありまして、今おっしゃられました行政機関の長ということでありまして、その判断の基準は、先ほど申し上げましたように、他の行政機関に提供することと同じような公益上の理由が認められるということでございます。

○福島瑞穂君 是非、本人の同意なく学会などで発表されることが嫌だという声なども聞かれていますので、この学術目的のため、あるいは統計上使えるということについては限定的にさせていただきますようにお願いいたします。

報道について質問してききましたが、実は同じようなことが、ちょっと細かくなりますが、弁護士の場合も問題となり得るのではないかと。例えば、ちょっと例が悪いかもしれませんが、弁護士がある人からセクシアルハラスメント被害を受けたという女性のために交渉し、訴訟提起、告訴等の準備をしていただくところ、相手から、自分の情報開示請求、訂正、利用停止請求を受けるというような場合、このような場合は情報開示請求に応じなければならぬのでしょうか、どうでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

個人情報保護の保護に関する法律案第二十五条で、個人情報取扱事業者が開示に当たって判断すべき基準を設けているとされています。それぞれ一、二、三、三があるわけですが、大体、一、二、三は、言わば依頼者なんかも含めてだれか第三者、本人あるいは、依頼者本人あるいはその他の第三者の権利を侵害するかどうかというのが判断基準になると。それから二、三は、これは事業者自らの業務運営でございますから、今御指摘の例なんかでは、弁護士自らの業務の適正な遂行に支障があるかどうかというのが判断基準になると。

いづれにしても、そういうものに支障があるということであれば開示しなくてもいいということ。法律案は明記しておくわけですが、ただ、御指摘の場合、それぞれ、刑法、それから弁護士法で守秘義務が定められているようございませぬ。したがって、他法令で出していないくないという言わば禁止規範があるという場合は、第三号に「他の法令に違反することとなる場合」はこれは開示しなくていいという基準になってございませぬので、この場合は、競合と申します、法律用語で競合というのは並び立つという意味で申し上げているんですが、その競合関係、どちらかに掛かって、開示しなくてもいいということになるというふうに考えております。

○福島瑞穂君 例えば、担当している刑事事件で、被害者が問題があるんじゃないかと、被害者について人柄やいろんな点について調査をする、調べているという場合に、相手方から自分のことをそんなに調べるのはおかしいと、個人情報開示請求、訂正、利用停止請求を受ける、このような場合はいかがでしょうか。

○政府参考人（藤井昭夫君） その弁護士の方が実際にそういう被害者の方の事情を調べる必要性があるかどうかというようなのは、正にその弁護士の方々のお仕事の目的からいって、そういう仕事が必要かというように、通例の場合には当然のこととして必要だということをやっておられるということ

とでずから、それをこの法律案が拒否するということはまずないと思います。

いったん収集された情報は、その弁護士の方の事業の目的のために使っていたかということ、その範囲内であれば当然この法律は許容しているわけございませぬので、弁護士の仕事がやりにくくなるという話にはならないと思えます。

○福島瑞穂君 ちよつと細かくなつて済みませぬが、例えば弁護士法二十三条の二に基づく照会があります、例えば離婚事件やついで、夫が外国人で、外に、海外にもう行つてしまつたか、日本の中にもだいののかという場合に、入管などに問い合わせても、それは個人情報ですから一切示すことはできませんというようなことで教えていただけないですか。つまり、相手がどこにいるのか、あるいは外国に行つたかということの随分訴訟のやり方が違つてくるわけですが、その弁護士法二十三条の二の照会の件で、これは何か制約を受けるようになるのか受けないのか、あるいは戸籍の、弁護士は職務上必要があれば戸籍が取れるわけですが、そのような点についていかがでしょうか。

○政府参考人（藤井昭夫君） 情報の受取の場合には必ず提供する側と受ける側の二つの論点があるかと申します。この場合、提供を受ける側、弁護士さんの立場からいきますと、別にこの法律は他の法律で禁止するものとか目的外でなければ収集すること自体は何ら禁止はしてないということございませぬ。

提供側の、入管の方が弁護士さんの業務のために協力するかどうかというものは、それはまた入管法などのいろいろな法律の趣旨等にも関係してきますことだろうと思ひますので、後は行政機関法の、個人情報保護法の問題かもしれませぬが、若干関与するかもしれないけれども、ちよつとそこは私の方からはお答えするのは難しいと思ひます。

○福島瑞穂君 行政機関の保有する個人情報の八

条の方で、「前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認むるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができ」と。二号は、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有する個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」というふうになつています。

実は、今朝の防衛庁における適齢者名簿問題なども若干影響するかどうかと思ひますが、要するに所掌事務の遂行に必要な限度で内部で利用するときには相当な理由があればできるわけです。すなわち、内部でいわれる情報のたらい回しと言つた言葉が悪いですが、起き得るわけで、この判断については、「所掌事務の遂行に必要な」というのであれば、極端に言えば何でもオーケーという場合に必要の場合になつてしまふのか、どのような場合に限定するのか、総務大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣（片山虎之助君） 国の役所は全部法令に基づいて仕事をし、役所の中の局、部あるいは課というのが全部それぞれの委任のいろいろな規定に基づいてやつていくんです。だから、所掌事務というのが割にはつきりしてはいるんです。だから、所掌事務の範囲内でやるといふことはいいんです。

それからもう一つは、ほかの人の権利利益の侵害になるようなことは目的外の利用や提供ではできないと。更に相当な理由がある、だれが見ても、なるほど、そういう客観的な理由があるやうな場合にやると。

いつか私申し上げましたが、郵便局で恩給を交付してくれという意見があるんです。だから、それはやる。そういう場合に、恩給局が郵政公社に、前は郵政事業行ですけれども、そういう場合には恩給の個人データを見せる。あるいは、出入国管理で、妙な者が入つてきてはいけませんの

で、そういう場合には旅券のデータを入国管理局に見せる。それはそれぞれが事務の所掌の範囲です。しかも、相当な理由があると。

こういう場合でございまして、委員は何か行政という悪いことばかりやつていて、何をやってる、そういうことはいいんです。法令に基づいてちゃんとやつていて。だから、最終的にはそれについてはいろいろな争いがございませぬ、いろいろな請求ができるし、ですよ。そういうことございませぬ。

○福島瑞穂君 いや、行政が悪いことばかりやつていて、それではない、行政情報膨大な情報を持つていて。今朝の防衛庁の問題でもその情報、保護者、続柄、戸籍の、今とても民間だったら駄目だと言つているような情報も含めて実は取つていたと。それが、別に恬として恥じず、当然だという見解で、四点到今絞られているけれども、それについても今日の朝議論になったように、根拠規定については非常に、自衛隊法施行令百二十条でできるかどうかについて争いがあるわけ。

そうしますと、今、片山大臣がおれに任せておくと、行政はいいんだと言つても、それはとてもです。だつて、現に、先ほどほかの委員が言つたように、現に警察や、残念ながらいろいろところから情報が、つまり物すごく重要なセンチティブ情報を持つていて、まさしく大量に持つていて行政であるからこぼれたときに大変である。それについては、この条文はやつぱりどう解釈するのがまだはつきりしてないというふうな非常に思ひます。その点ではまた今後ちよつと詰りさせたいと思ひますが、時間になりましたので終わります。

先ほど集中審理を是非してほしいというふうな申し上げました。衆議院では防衛庁の問題が出ましたが、参議院ではこの警視庁の問題についてとことんやるのが参議院の良識ある府の役割だと考えますので、是非集中審理をお願いいたします。

以上で終わります。  
○山口那津男 公明党の山口那津男でございます。

午前中十分しか質問の時間がありませんでしたので、主として午前中取り上げられたテーマの延長としてこれから幾つか質疑させていただきますと思います。

まず、再三御答弁で現れていることでありますけれども、一つ一つ確認をさせていただきたいと思っております。

自衛隊の地方連絡部が市町村から適齢者名簿を入手すること、それ自体違法な面があるんじゃないか。

○副長官(赤城徳彦) お答えいたします。地方連絡部が市町村から適齢者名簿を入手することについては、ちよつといま一度整理してお答えをさせていただきたいと思っております。

これは、自衛官等の募集については、地方連絡部、防衛庁の地方連絡部が行っております。と同時に、自衛隊法の九十七条の規定に基づいて、法定受託事務として地方公共団体が募集事務の一部を行っております。この規定を受けて、隊法九十七条の規定を受けて、施行令の百十九条ですけれども、これが、地方公共団体が自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとしております。

つまり、地方公共団体が法定受託事務として募集事務の一部を行い、広報宣伝を行うと。その広報宣伝を効果的に行うという必要性のために適齢者名簿の作成を行うと。要するに、地方公共団体がその募集事務の一部を行う、広報宣伝を行う。その必要上、適齢者名簿の作成をします、まずこういうことでございます。

一方、防衛庁としては、地方連絡部が自衛官の募集を行います。その円滑な実施のために、自衛隊法施行令の百二十条、これは再三出ておりますけれども、「内閣総理大臣は、自衛官の募集に必要と認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求

めることができる。」というこの規定の趣旨を踏まえて適齢者情報の提供についての依頼を行つてきたところでございます。

こういう関係でございます。したがって、地方連絡部が市町村から適齢者情報の提供を受けるということは適法であるというふうに考えてございます。

○山口那津男 今のお答えですと、まず地方公共団体が自身の法定受託事務として適齢者名簿を作成するということがあり得るということでしたね。そのできている名簿を自衛隊、防衛庁側から提供を求める、それに応じると、こういう関係であるというふうに理解をいたしました。

そこで、この適齢者名簿を入手するに当たって、その内容、盛り込む情報の範囲、内容、これについて法的な制約というのはあるんですか。

○副長官(赤城徳彦) この入手に当たり、適齢者名簿の入手に当たり、その内容の法的な制約というところがございますが、先ほどお答えいたしましたように、地方公共団体が法定受託事務として募集事務の一部を行い、その必要上から適齢者名簿を作ります。したがって、地方公共団体がこの名簿を作成するに当たって、当然ですけれども、地方公共団体の所掌事務を遂行する上での必要と、まずそういう限定があると思っております。

その作成しました適齢者名簿、これについて、自衛隊法施行令百二十条の規定の趣旨を踏まえ提供を受けるわけでありませうけれども、ここにも自衛官の募集に必要と認められるとき、こういう限定があります。

いすれにしても、何でも作つていいとか何でも提供を受けていいということではありませんで、自衛官の募集に必要と認められるとき、限定があるというところでございます。

して、現に自治体から提供される情報は、これまでの実績からすると、相当なばらつきがあったと。そしてまた、一般の国民から見れば、情報が行き過ぎていて、提供し過ぎていて、それに懸念を持つと、こういう不安もあつたわけでありませう。ですから、この「必要と認めるとき」というのは、これはちよつと明確性を欠くのではないかと、もうちよつと絞るような考え方を取る必要があるのではないかと、防衛庁自らこれを制約する、縮めるという方針をお取りになるということでありましたけれども、この施行令の決め方自体、これに問題はないかどうか、この点はどうか認識されておりますか。

○副長官(赤城徳彦) この一連の法律、政令、この制度上は、自衛官の募集に必要と認められるときに適齢者名簿を作り、またその提供を受けと、こういうことでございます。

したがって、純粹に法令上どうかと、こういうことでありますと、広報宣伝をします。例えば地方公共団体がいろいろな広報宣伝をする、それに当たって、例えば郵便番号が必要だとか、あるいは電話番号で直接当たりたいとか、そういう必要性があつて適齢者名簿を作る、これは法令上も認められたことなんです。それから、施行令百二十条の趣旨を踏まえて、それを提供を受けるという、これもその地方連絡部が募集の事務を行うわけでありませうから、その募集事務を行う上でそういった情報が必要であるということであれば、それも法令の範囲、募集のために必要なものであります。

ただ、それは必要だと、必要についてはその濃淡はある、午前中の質疑の中でもここまで必要なのかねということがありました。例えば職業について、それは実際にそこへ出向いていくときに、あるいは連絡を取るときに一定の有用性は認められるし、それはこれまで必要性があるということをやつてまいりました。国籍についてもそうです。しかし、そこは程度問題がありませうで、今後はその必要最小限に限ると。慎重な扱い

をするという意味で四情報に限定をするという、そういう扱いをするということでございます。

○山口那津男 もし地方公共団体から提供を受ける情報を四情報にこれから限るということを明確に実施していくのであれば、この施行令もその限度で変えるというお考えはないですか。

○副長官(赤城徳彦) これは、これまでそれだけの地方公共団体もそういう事務を行いますと、法定受託事務で。地連、地方連絡部も行いますというところで、それぞれの地域の実情とか必要性に応じてそういう名簿を作り、またその情報の提供をいただいていたということ、法令上は、それ、必要性が認められれば適法にそういうことが行えるわけです。

ただ、その必要性といつても最小限に限るという意味で四情報に限るわけでございますけれども、これは運用として、運用としてといつてもきちつと長官からの文書でそれに限定をするわけでありませう、そういう必要最小限の四情報に限定をするという扱いをするわけでございますけれども、それは運用としてそういうふうなきちつと行つてまいるわけでございますので、施行令上も書いているので、そこをいじくるという必要性はないだろうと。

要するに、運用上四情報に限定をしていくという扱いをきちつとこれからしていくわけでございますから、それで足りるんじゃないかというふうに考えております。

○山口那津男 念のため聞きますが、この募集に必要と認め、必要な情報というのは、何も地方公共団体から得られる情報に限られていくわけではないはずですね。いろんな必要性に基づいていろんなところから、ソースから情報を得るということになるだろうと思つてます。ただし、今、運用上、地方公共団体から提供を受けるのは四情報に限ると、こうお決めになったわけでありませうから、この部分については少なくとももつと明確なルール、施行令に細かく書くかどうか

は別に、もつとはつきりこの点を分かりやすく説明する必要があるんじゃないですか。どうお考えですか。

○副長官(赤城徳彦君) 先ほど申し上げましたように、これ、施行令上は必要性があるというふうなことで書かれております。そこがあいまいではないかと、あるいはきちつと限定がされるのかどうかというところがございますが、これ、四情報に限るといって、これについては昨年の十一月に担当者会議でその趣旨を伝えたところなんです。その指示を徹底するために、この四月の二十四日、防衛庁長官の命により通達という形で発出をいたしました。これは決していい加減なものではありません。防衛庁長官の通達でございますので、この通達の趣旨は今後も維持される、徹底をしまいたいというふうにご考えております。

○山口那津男君 じゃ、ちよつと言い方をええましよう。この施行令百二十条というのは、地方公共団体から募集に關して得る情報に關してのみ決められたものなんですか。それとも、地方公共団体以外のところからも必要に応じて得る情報についても当てはまる施行令なんですか。どっちなんですか。

○副長官(赤城徳彦君) お答えいたします。ちよつと今、施行令そのものがすぐ出てこなかったものであれですけども、そこには都道府県又は市町村と、こういうふうにして書いてあります。そこに限定した規定になっております。

○山口那津男君 そうやって限定した規定になっているんだしたら、地方公共団体から入手する情報は四情報に限ると、こうやって運用方針を決めたんですから、それに倣って施行令を変えたいということも選択肢の一つだと私は思います。ちよつと検討していただきたいと思ひます。答弁は要りません。

それと、募集については幾つかの段階がありまして、まず応募する端緒、きっかけ、これを応募対象者に与えるという場面で必要な情報と、実際

に応募してきて、その人が採用するにふさわしいかどうかという段階で得る情報というのはいくつぱり密度が違うと私は思ふんですね。それを一律に扱っているとどうも誤解が生ずるという気もいたします。

私は、実際に応募したいという希望があつてアプローチしてきた方に対するその方の持つている情報については、より詳しい情報を手にするというところは認められて当然だろうと思ひます。そして、両者にとつて最良の選択が得られる、こういうことを目指すのは当然だろうと思ひます。ですから、その情報入手の必要性も段階によつていろいろ違う面もあるのではないかと、その点についても御検討いただきたいというふうに思ひます。さて、それ念のためにお聞きしますけれども、総務大臣、住基台帳の四情報、これは何人も閲覧できるわけですから公開情報だという答弁でありました。

〔委員長退席、理事若林正俊君着席〕

そうすると、自衛隊の募集関係者が募集のために必要ですから閲覧してくださいと仮に請求に行つたとします。その場合に、何らかの正当な理由がないから拒否すると、こういうことがあり得るんじゃないか。それとも、それは、募集のために閲覧請求に来たら、それはもちろん閲覧させるのは当然だということになるんじゃないか。

○国務大臣(片山虎之助君) それは正当な理由があるんですから、閲覧をさせたり写しの交付を求めめるのは当たり前なんです。しかし、そんなことをする必要はないんですよ。施行令の百二十条があつて、知事と市町村長は、報告を出したり、資料の提出を求められたら出さなきゃいかぬのですから。ただ、それを権限の行使としてじゃなくしてお願ひペースでやつてお断りになっていくところもあるようですよ、出しましよと言つて出しているところもあるんで、それは当たり前の話で、本来、募集の事務の一部は地方団体がやるんですから、だからわざわざ閲覧だとか写しの交付という

ややこしいことする必要はないんですが、今お願ひペースだから、お願ひペースではうちはそうはいきませんよというところは、閲覧したり写しの交付を、写しの交付をもらうというところはあります。その場合に、断る理由には正当な理由があるんですから。

○山口那津男君 もうおっしゃるとおり、当たり前のことなんです。閲覧を拒否する理由なんかはないんです。ですから、お願ひペースで自発的に提供いただけないとしても、閲覧に、請求にわざわざ来ればこれを拒否する理由も何にもないんですね。

ですから、こういう前提を御理解いただければ、私は自治体の側からもつと積極的な対応があつてしかるべきだと思ふんです。それが、残念ながら自発的に提供いただいているのは三割の自治体にとどまつているというところが私はこの制度の趣旨を十分に御理解いただけていないのではないかと、こう思ふわけですね。

午前中も質問いたしました。このたび武力事態対処の法制が整備されるに当たつてこういう点も広く御認識、御理解いただいて、もう少し足並みがそろえるような対応をお願いしたいという、御質問したのはそういう趣旨であります。今は念のためにお伺ひしたわけでありまして。

さてそこで、自衛隊の募集業務というのは少子高齢化時代を迎えてなかなか側面で困難な点も出てきているだろうと思ひます。また、地連が市町村から提供された適齢者情報、これが今後四情報に限られた場合であつたとしても、これをどう使うかというのはいろいろ考えようがあると思ひます。

これまでその提供された情報を用いて募集業務にどの程度の因果関係があつたか、これ、私なりに調べてみました。二士の募集に關して言いますと、これ、必ずしも提供情報がなくても募集実績の上がっている地域、あるいは同世代における採用比率といふことが、これが高い地域もあるんですね。逆に、提供情報率が非常に高い地域であつ

ても、その募集実績は必ずしも高くはない、比率もそう高くはない、こういうこともあるんですね。ですから私は、その提供情報を利用して募集に生かすとはいつても、それが直ちに募集の結果、実績との因果関係というのは明確ではないように思ひます。ですから、それ以外の、つまり提供された情報以外の様々な募集の努力によつて実際の募集の結果が確保されているということも十分にかがえるわけですね。

この点について、この提供情報と募集の因果関係について何か防衛庁としての御所見があつたらお聞かせください。

○副長官(赤城徳彦君) これは、確かに御指摘のように、提供情報だけから見ると募集の実績を判断するというのはなかなか難しいでしょうし、募集に關しては、現場がいろいろな苦労とか、地域差、実態もあると思ひますので、先ほどの話にちよつと戻りますけれども、これ、我々としても各市町村と円滑な関係を楽しみたいし、この制度の趣旨も十分に御理解をいただきたいと思つております。

そういう様々な努力の結果として募集の実績というの上がつてくるものだと思いますし、地域差もあると思ひますから、一概にどの情報をいただいたからそれが即募集実績につながるという性格のものではないというふうにご承知しております。

○山口那津男君 つまり、自治体から提供された情報というのは、募集のための有力な手段の一つであるけれども、それが主たるものとも必ずしも言えない、やっぱりいろんな多方面の努力によつて現在の募集業務が確保されていると、こういうことだろうと思ひます。

ところで、実際に応募した人にアンケートを取りますと、この自衛隊という、自衛官の仕事にまづ何をもつて興味を持ったか、このきっかけは何だったかと、こういう調査があるわけですね。こういう時代でありますから例えばホームページを見たとか、ダイレクトメールもらつたとか、あるいは新聞広告を見たとか役所のパンフレットを見た



とか、いろいろあるわけでありませぬ。

その中で、このダイレクトメール、これは正に自治体からいただいた適齢者情報を活用してダイレクトメールを送ると、こういうことを多分行ってきたんだろうと思います。これはかなり私は効果は上げているんじゃないかと思うんですね。この点についての認識をまず伺いたいと思います。

○副長官(赤城徳彦) 委員御指摘のアンケート結果と同じものかどうかと分りませぬけれども、平成十四年度の一般曹候補学生のアンケート結果というものがございまして、何をもうて自衛官募集を知ったかというところを一つだけ選んでいただいた。その中で一番多かったのが御指摘の地連からのダイレクトメールということ、これは九・一%ございました。ほかにパンフレットとか市町村の掲示板、ポスターとか、あるいはホームページとか、そういうものがございましたが、一番大きかったのがこのダイレクトメールという、大変効果的な手段であるということがこのアンケート結果から表れていると思います。

○山口那津男君 つまり、適齢者情報がそういうダイレクトメールの形で使われる、それがきっかけとなったというアンケート結果に基づきますと、実際の募集の実績との明確な因果関係は見られないにしても、微細に見ると、やっぱりこのダイレクトメールをお出しするというのがかなり有力なきっかけになり、それが募集に結び付いている、またそういう地域もあるということはある程度言えるだろうと思うんです。是非詳細に分析していただきたいと思うんですね。

それで、これからは少子化がますます強まる傾向にありますから、言わば国全体の人材、これを資源という言い方をしたいかどうか分りませぬが、これがいろいろな分野、民間やその他の公共部門やいろいろな分野に適切に生かされていくということと考えると、防衛庁、自衛隊だけでその人的資源を独占するというのももちろんできないわけでありませぬ。

そしてまた、その募集活動も時代によって力点

の置き方も違ってくる。例えばホームページをつけに募集を知ったという人はこれからも増えるでしょうし、また、そこで提供できる情報というのはもともとたくさんある。これは、文字だけではなくて、映像を通じて多様なことが可能だろうと思えますね。ですから、もともとこれを活用していただきたいと思うんです。

○副長官(赤城徳彦) これは、御指摘のように、募集というのは時代とともに随分変わってまいりまして、かつては、なかなか自衛官になるという、募集をするのが厳しい時代もございましたし、最近でこそ、経済情勢も厳しい中ということもありまして、また自衛隊に対する、任務が広く知られて、国際的な任務とかあるいは災害支援とか、そういうものに対して、非常に自衛隊の活動に対しての関心が高まっているという、そういう状況もございませぬ。

しかし、これから先を考えてみますと、委員御指摘のように、これは大変難しい時代がこれから来るんだろうな。ちょうど適齢期に当たる方々が少なくなると、もう既に、現在、平成十五年でもピークと比べて募集の対象人口が一八・四%も減少しているという、もう既にそういう状況です。それから、そういう限られた人的な資源をいかに確保していくのかという、これは大変難しいことになってくるかと思えます。

したがって、その中で、自衛隊の、あるいは自衛官の役割というものの、その大切さというものをいかにPRしていくのか、御理解をいただくのか。それも、御指摘のように、ダイレクトメールという手段ももちろん有効でございますけれども、これからは新しいIT時代にふさわしいような、ホームページとか様々な工夫をしながらこの自衛隊の役割というものを十分御理解をいただき、応募していただくという環境を考えてまいりたい、努力してまいりたいというふうに思っております。

○山口那津男君 午前中も申し上げましたが、この自衛官の職種というものは、ある面で危険を伴う重要な職種であります。そしてまた、一定の経験を経れば、そこで資格を取ったり重要な情報技術を取得したりということもできるわけでありませぬ。ですから、その言わば負の面、プラスの面、いずれをも過不足なくやっぱり情報提供した上で、一つの職業の選択肢として国民に理解をされるように、かつてのようにならぬように、細々と募集業務に携わると、こういうことではこれはいかぬと思うんですね。

ですから、是非とも、そういう新しい時代に合った募集の在り方を是非検討していただきたいと思っております。そして、その際に、この個人情報保護の法律の精神、これをやっぱり現場の方々によく理解していただくということですね。

情報保全業務を職務とする人たちが情報公開で提供した情報を何でもかんでも利用してしまう、こういう情報の横流しが勝手に自由に行われるということでは信頼を得られないと思えます。同じことはこの募集業務にも当てはまるわけでありまして、その点の職員の教育も徹底していただくということ、これから頑張りたいと思っております。

以上で終わります。

○森元恒雄君 ただいままで個人情報保護法を始めて、その中で、私なりに考えるところ数点ございませぬので、この個人情報保護法が成立した後の運用あるいは今後の課題を中心にお聞きをしたいと思っております。

片山大臣からお話がありましたように、本当に最近のこの情報を取り巻く技術の進歩は秒進分歩でございますか、本当に一年前と今日では考えられないようなぐらいのスピードで物事が進んでおりまして、しばらくこの世界から遠ざかっている

と何がどうなっているのか分からなくなるといような状況でございます。

だんだん技術が進むことによつて、確かにこの世の中便利になってきておることは間違いのないわけでございますけれども、その反面、情報が大量に、しかもスピーディーに、瞬時に移動し、蓄積し、加工されるというようなことから、そのマイナスの面といえますか、いろいろな心配事がまたそれに伴って発生しているというのも事実でございます。今この個人情報保護法は、そういう状況の中で個人のこの大切な情報をいかにして民間を含めて安全に管理、取り扱っていくかということ、これは私には、私はやっぱり、いろいろまだまだ課題はございますけれども、一日も早くこういう法律が整備されるということが大変大事ではないかなというふうに考えております。

しかし、法律そのものの中にもこれからの課題といたしまして、一つはセンシティブ情報の取扱いでございますし、もう一つは、金融、医療、通信というような個別分野の個人情報の取扱いをどうするか、そういうような点でございます。

そういう中で一点お聞きしたいと思っております。ここでは議論になりましたけれども、報道機関が扱う情報、個人情報については、今回のこの法律では直接行政が関与するというような部分は適用しないと、基本的には報道機関の自主性に任せると、こういう形になっておるわけでございますけれども、確かに報道の自由ということは民主主義を確立していく上で非常に重要な、基本的な事柄でございます。しかし、同時に、個人情報の扱いということにつきましても、思想、信条、表現の自由、そういう憲法上保障された基本的な権利のそのまた前提になる事項ではないかなというふうに思っております。

(理事若林正俊君退席、委員長着席)

両方ともこの憲法に保障された権限でございますし、権利でございますし、そういうものがどちらかが優先されて、どちらかがお粗末にされてい

いというものではないというふうには思いません。報道機関そのものが自らやはりそこはきちんと正すべきところは正して、本来の役目を国民の信頼の下に果たしていただくというのが望ましい姿ではないかなというふうには思っています。

具体的に数点お聞きしたいと思います。一つは、この法五十条の三項の中にも、報道機関を始め除外対象とされた個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱い、苦情処理などについて自主的措置を講じ、それを公表するよう努めなければならない、というふうな規定がなされているわけですが、これは、この法七条に規定する基本方針があるわけですので、今後この基本方針にどういうものを定めようとするのか、もし可能であれば、この中に報道機関のいわゆる自主的な措置等についても規定することが望ましいのではないかと、このように考えているわけですが、細田大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) 衆参両院において委員会答弁等で報道の定義についてこれまでいろいろ議論ございました。しかし、よく雑誌を出版しております会社とか著述業を営んでいる方から、なお、どうも自分たちは除外されていないんじゃないかという御指摘もありません。私も、私もよく販売されております週刊誌を軒並み拝見しまして、例えば週刊現代とか週刊ポスト、ヨミウリウィークリーあるいはアエラ、週刊朝日、サンデー毎日、週刊文春あるいは週刊プレイボーイ、それから週刊新潮、写真週刊誌あるいは女性関係週刊誌、そして園芸誌とか健康誌とか様々あります。これらはやはりよく読みますと全部報道を内包しておりますので、これは全部適用除外であるというふうには私どもは認識しておるところをまず申し上げたいと思います。

ただ、全くフィクションだけを扱う雑誌の中にも何とか読み物とか何か文芸とか、これはみんな著述の対象であって、そこには直接報道には当

たらないようなものばかり満載している雑誌がございますので、それらはむしろ著述であるところではっきりしておると、これは著述の關係で除外されると、こういうことでございます。

そういつて、新聞等のたぐいはみんな除外でございますが、そういった報道機関について、衆議院でも参議院でもございましたけれども、もう余りにもこれは自由勝手じゃないかという御指摘もありませんし、本当は個人の権利利益が侵害される場合もあるんじゃないかという御指摘があつて、ケース・バイ・ケースでは確かにあると思えます。

ただ、これまでのように、これは個人が自分の尊厳を傷つけられたということから民法上の救済等を求める措置も取つておられる方も多し。特に境界ではいろんなことがあつて、これまでもいろんなそういう対応が取られておりますから、それが十分であると認識するかどうか、否かを問わず、私は、個人情報保護法の対象としてはむしろこういうものは除外されるのであつて、むしろ大量な情報処理の結果、大きく個人の情報が漏れ、そして使われていくということに対応するというのがこの法案の対象であるというふうにはつきりと認識しておるわけでございます。そういう中におきまして、法案五十条第三項におきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を報道機関等においても自ら講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努めなければならないと書いてあります。それぞれの報道関係者等の自主的な対応を求めているものであります。

したがって、政府が今後この法律に基づきまして基本方針等を第七条に基づいて定めますときに、この自主的な措置をかくあるべしというようにすることは、一切内容的にそれを包含することは考えておりません。

○森元恒雄君 そこはちよつと、私はできればそうしていただきたいと思うのとはお答えが違つ

のはいささか残念ではありますけれども、今の時点ではそれ以上踏み込めないのかなということと、一応了解いたしますか、お答えはそういうことだということでも承知いたしました。

そうなりますと、次にお聞きするのはなかなか難しいんですけど、今JIPDECという民間の団体がプライバシーマークというふうな、これも自主的な団体の中の措置でございますけれども、一定の個人情報の取扱いについての要件、基準を満たしたところについてはいわゆるマークのマーク的なものを交付するということをやつておるわけでございますけれども、こういうものについて、やっぱり報道機関に対しても自主的にそういうことを自らやたらどうかと。あるいは、個人情報保護管理者というふうなものをやつぱり各社の中に設けるというふうなことで、そういう人たちがやつぱり絶えず社内のもので個人情報の扱いをチェックするというふうなことは非常に実効を上げる上で、自主的な取組を実効あらしめるために大変有効じゃないかと。

そういうものを政府が、法律に基づいて指導するというふうなことはなくて、働き掛けというふうなことはあつてもいいんじゃないかと思つて、いかがでございますか。

○国務大臣(細田博之君) 先ほど申しましたように、明確に対象外になるということとは、それだけ報道関係者の責任は重いということだと思つておるすね。

EJ指令等を見ますと、あるいはほかの規約等を見ますと、実は第三者委員会的なものでも受けて付けるという中では、何でも受け付けるんですよ。それで、本当に報道の自身があつかうかどうかは審査をするんですけど、やつぱり報道ですけれども、そういうことになると、まあセルフということになるんですけど、それでもないぞということになるのとアウトになる可能性があるので、審査を受けて、それを審査しなきゃならない機関あるいは仕組みを作るとするんです。したがつて、そういう考え方はあると思つておるすね。

委員の中でもそういう御指摘があつて、森元議員も、それは余りにも事によりけりじゃないかと、うその上にうそを塗り固めたようなことであつたらこれは問題じゃないかという御議論はあり得るんですが、ただ、我が国の報道に関する国全体の今の流れ、これまでの議論からしますと、はつきりと割り切られて、むしろ、それこそ何らかの自主規制的な措置ができるのであれば、それはそれで、自主規制というのは変でございますが、何かこれは幾ら何でもおかしからちよつとお互いに注意しようやという中でそういう議論があまりにならないならば、それは先ほど申しました法案の五十条三項の中の自主的な取組でございますけれども、それをやれということでは政府は一切申し上げません。

○森元恒雄君 今、大臣の答えの中に第三者機関が苦情処理を受け付けるというような話がちよつとありましたのでお聞きしますが、法律の九条には、国の施策として、「国は、個人情報の取扱いに關し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。」と、こういう規定がございますが、それでは、これは具体的にどういふことをお考えなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思つておるすね。

○政府参考人(藤井昭夫君) この個人情報保護法案における苦情の処理というのは、これは堀部先生の間報告の考え方に沿つておるんですけど、複層的な救済システムというものを整備していくと。むしろ幾つか、たくさん人の救済のための組織が言わば相互に連携を取りながら、できるだけ消費者等を中心としたいろいろな苦情について対応できるようにするというような考え方になっておるすね。

そこで、当事者としては、当然、事業者自らの苦情窓口、それから認定保護団体の苦情窓口、それから、大臣からも御答弁申し上げましたように、国民生活センターとかあるのは市町村の中の消費生活センター、そういった既存のネットワー

クの活用、それに加えて、国の行政機関自らも自分の所管事業についてのいろいろな苦情の窓口が整備されなければいけないことになるわけでございます。

そういった複層的な苦情処理の窓口がやっぱり一体的、総合的に機能するためには、いろいろ、まずは連携、役割分担、そういったもの、これがきちっとされなければいけませんし、あの情報相互の、共有すべきものは共有しますし、あと必要な情報は、これも大臣から御答弁いただきまして、迅速に必要なところに連絡されると、そういうようなシステムがやっぱり必要かと思っております。

そういったことについて、今御指摘の基本方針の中で、基本的にこういうような機関がこういう分担でこういうことについてやっていくんだというふうな方針を明確にすると、その方針の下で、それと、大臣から御答弁いただいておりますけれども、それを支えるやっぱり連絡会議的な事務局の機能も整備する必要があるかと思っておりますけれども、そういったものを併せて整備するという形で、複層的なシステム、苦情処理のシステムというものが極めて有効に機能するという形に持っていく、そのための方針を書くということになると思っております。

○森元恒雄君 そうしますと、各省にそういう苦情を受け付ける窓口体制は作るけれども、独立的な色彩の強い第三者機関は作らないと、こういうお考えかと思うんですが、そうしますと、報道なり著述とか、そういう機関が扱った個人情報についての苦情は、役所としてはどこへ持ち込むということになるんでしょうか。

○国務大臣(細田博之) そういった専ら報道に関連するようなことが苦情であることが分かれれば、役所としては主務官庁もなく、かつ例外でございまして、除外措置でございまして、お断り申し上げます。ただ、個人的には、民法上その他の救済措置はございまして、もしもいろいろございまして、そういうことでいろいろ御相談

になったり請求されたいかがでしようかというアドバイスぐらいいはすると思っておりますけれども、それはあくまでも民法上、私法上の措置、救済措置という意味でございまして。

○森元恒雄君 報道機関の中でも放送局にはこのBROと言われる放送と人権等に関する委員会ですか、ここで権利救済を、外部の有識者を入れた形で苦情処理等を扱うという組織がありますけれども、新聞、雑誌については、私が聞いている範囲ではそういう、社内的にそういうものを設けているところもあるようではあります。新聞あるいは雑誌のそういう業界全体を通じて第三者的なそういう機関はないようではあります。これに対して日弁連なり労組の方からそういうものが是非必要じゃないかというような声もあるやに聞いておりますけれども、こういうものについてやはり政府としてどういうふうにお考えか、お考え方だけお聞きしたいと思います。

○国務大臣(細田博之) テレビ局の報道をめぐりまして何年前にいろいろな議論が起り、報道機関内部においてもこれはやはり自律的に組織を作って、放送と人権等権利に関する委員会機構、BROを作って、そこでよく番組内容等をウオッチしようという自主的な機関を作られた経緯がございまして、それはそれで大変意味のある、一歩前進でございまして。

新聞等について、あるいは雑誌等についてそういったことが望ましいのかといえ、私どもとしては特に判断しておりませんが、あくまでもこれは社会において現にいろいろ問題が生ずるということもあります。日本においてだけではございせんので、某国の大変な重鎮、首脳的事件とか、某国の王族の事件とか、報道をめぐって様々なことが起り、かつそれぞれの国においてそういった問題を処理してきておるといふ伝統や実態がございまして、我が国としても、これからいろいろそういった例を経験しながら自らの国民的な意識の高まりを期待するということが最も大事なことでないかと。そのためにはつきりと、この個人

情報保護法ですつぱりと割り切った方が、御不満のある方もおられましようが、その方が長期的には我が国のためにもなるんじゃないかと思っております。

○森元恒雄君 それじゃ次に、政治団体もやっぱり五十条で適用除外になってますね。その点について一つだけお聞きしておきたいと思っております。

この政治団体という書きぶりの中には、報道あるいは著述の、あるいは学術のところで書いてあるような書き方とちよつと違っています、個人が含まれないという扱いになっておると思っております、まずなぜ政治団体に限って政治家という個人を対象にしないのかという点と、それから、政治団体が扱う個人情報についてはこの法律の第四章の規定は適用除外になるわけですが、政治団体に提供する個人情報という、要するに、いったん政治団体が扱ったものについては政治活動の本来的な制約になってはいけないというふうなことからそれを除外しているのは分かるんですが、政治団体がこういうような情報を集めるという過程の中において、当然相手がおるわけですから、相手方から見るとその活動がこの法案では適用になると思っております、そこをなぜ除外しなかつたのかと、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(藤井昭夫君) まず、五十条第一項第三号ですか、適用除外を受ける主体が個人を含むかどうか、政治家個人を含むかどうかという点についてでございますが、この法案では政治団体としておりました、この政治団体という概念自体、政治資金規正法の政治団体という概念をそのまま使っております。別に届出とか、そういうことを要するまでもなく、とにかく政治活動をやっておられる方々ということになるかと思うんですが、実質的に相当範囲は広いというふうに考えておりました、お尋ねの政治家個人の政治活動も実態上はすべてこの言わば適用除外を受ける政治団体の活動に含まれておるんじゃないかというふう

うに考えているところでございます。また、政治団体に対して個人情報取扱事業者の情報提供をするという部分についての法律の適用関係でございますが、これは御指摘のとおり、個人情報取扱事業者が第三者に情報提供するという意味では、相手は政治団体であるかどうかということ、これは別として、一応法の適用対象ということになるんですが、ただ相手方が政治団体である場合は、これは公権力行使である主務大臣の関与、これはしないということ、三十五条ですか、明記しておるところです。

その趣旨はどういうことかと申しますと、やっぱりこの適用除外の考え方にも通ずるんですが、やっぱり政治活動の考え方に伴って扱われる個人情報の取扱い、これに公権力としての立場の政府が関与するのがやっぱり望ましくないという一つの判断があらうかと思っております。

政治団体が情報収集するというふうなのは、反対側から見れば個人情報取扱事業者が政治団体に情報を提供するという行為でございまして、いかに政治団体の側だけを適用除外していても、結局反対側の、事業者が、提供する側がこの法律の適用になるということであれば、これはちよつと、実質的にその部分で公権力が関与することによって政治家への行政が不当な干渉をする可能性も出てくるわけでございまして、そういう意味ではむしろ大臣が権限行使というのを関与しないということをお断りすればそれで十分だという考え方に立っているというところでございまして。

○森元恒雄君 一点、確認、今のお答えで確認ですけれども、要するに、政治家個人は特に除外対象になっておれば何ら実質上の活動において支障がないじゃないかと、そういうお考えだということではよろしいでしょうか。

それから、相手方の問題については、行政機関が介入させなければ政治活動を何ら支障を及ぼすものではないと、そういう考え方もまた考え方に立っているというところでよろしいでしょうか。

○政府参事(藤井昭夫君) 最初の点は御指摘のとおりでございます。政治家の通例の政治活動で取り扱ってられる個人情報の取扱いについて、この法律が特段とやかく言うこととはまずないということでございます。

第二点目については、あくまで主務大臣の関与としての権限行使が適用除外になっているということでございます。言わば改善命令とか勧告とか、そういう対象にはなりませんということでございます。

○森元恒雄君 私、この運用がどういう形になつていくのかということを見ないと分かりませんけれども、その部分が仮に適用されないとしても、実際問題としては多少影響は出てくるのではないかなというふうにいささか懸念しておりますけれども、それはこの法律の施行後の話でございますので、少し見守っていききたいというふうに思っております。

次に、センシティブ情報の件について、これまで一つだけお聞きしておきたいと思っておりますが、個々の議論でもありましたように、いわゆる医療情報的なものの中にそういうセンシティブ情報かなり含まれているというのとは、情報そのものは何らセンシティブとは思えないけれども、長年にわたって一つの事象を追い掛けて、ある個人に関して追い掛けていくと、それを合算するといえますか、積み上げると一つの人格なり思想なりというものが浮かび上がってくる、こういう今時代になってきているんじゃないかと。

ですから、一見センシティブ情報と思えないで、扱い上それは特別の扱いしないということになるのかもしれないけれども、そういう恐れがあるということについてどう御認識されているのか、まずお聞きしておきたいと思っております。

○国務大臣(細田博之君) 個々の情報の内容自体が問題にならないということでございますけれども、例えば図書館の貸出し情報のように、一冊一冊借りていく本を見ると全体として何らかの性向、性

癖、信条等もはつきりしてきて、それが全体としてセンシティブ情報になり、個人情報になるというケースもなきにしもあらずと思っております。図書館は非常に膨大な個人情報をそういう意味では扱っておるとも言えますので、こういったものについては厳重な措置をきちっと取るということが大切でございます。これは国立、公営あるいは教育機関、市民の図書館その他もございまして、こういったところに対しては、図書館関係の団体等を通じてそのようなことがないよう、今この扱い方についてはよく指導等をしていきたいと思っております。

○森元恒雄君 今、大臣の方からは図書館の例がお話ございましたけれども、同じようなケースは多分民間の事業者、民間の方々がいろいろ御商売でやっておられる情報の中にも同じようなものが出てくると思うんですね。そういうようなものについても、やっぱり扱い方は、将来は特別法でございまして、それを制定するにしても、当面はこの基本方針の中に何らかの形で触れていただければ有り難いなというふうに思います。

最後に一点、技術的な面でお聞きしておきたいと思っております。個人情報保護を効果あらしめるためには、法制度それから技術、運用と、三つの面で万全の措置を講じることが大事かと思っておりますが、特に技術的な面では私は個人認証というものに着目しております。近々、日本でも地方団体が中心となった公的個人認証システムというものができると聞いています。これは、第一義的な目的は、電子上での文書のやり取りをする際に本人証明をするということが一つの目的、機能でございますけれども、同時に文書を暗号で、暗号化するというようなことから、やっぱり情報のセキュリティ度を飛躍的に高める、本人確認と併せてそういう文書そのものについての規制を技術的に可能とする手段だと思っております。これをやっぱりもっと、そういう機能があ

るんじゃないか。そして、また活用方法も、これが国民の間に広がっていきますと、いろんなところで工夫がなされてくると思えますけれども、政府自らもやっぱりそのところをもっと認識して、しっかりと踏まえて制度、システムを作っていくということも大事だと思えますが、そういうことについてどうお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(片山虎之助君) 前の国会でおかげさまで公的個人認証の法律を通させていただきました。行政手続オンライン化三法の中に一法人入っているわけでありまして、現在、今準備を進めておりますが、公的な権威のある認証が、しかも安くできるわけですね、全国的に。

あれは、市町村長が受け付けて、証明は知事がやるんですね、認証は。それで、これがちゃんと普及させないと、今の電子政府、電子自治体と言っても、まあ大したものないのは別に認証がなくてもいいんですけれども、しかし重要なことはやっぱりきちっと証明が要るわけですから、あるいは金のやり取りに係るような電子申告、電子署名になりますと、これはもう絶対要るわけでございます。今、森元委員が言われたように、しっかりとしたシステム設計その他準備を進めて、できるだけ早くと言っても、まあすぐというわけにはいかないかもしれませんが、これをしっかりとした具体化のベースに乗していきたいと、こういうふうにお聞きしております。

○森元恒雄君 私は、本来のシステム、言いたかったのは、本来のシステムはもうそろそろと作っていただくわけですが、もうそろそろと作っていただくわけですから、暗号化するというものを持つわけですから、それを多方面に使う方法、策も併せて考えていただきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 言われましたように、できるだけ多方面に使うこと、まだみんな知らないです。もうこれPRをちゃんとしなく

ちやいかぬ。それから、仕組みが割に分かりにくい。私は何度聞いてももう一つ分からぬところがあるんですけれども、是非これをしっかりと皆さんに分かるような努力をしてまいります。

○森元恒雄君 終わります。  
○委員長(尾辻秀久君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後六時二十分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願(第一七四六号)
- 一、住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願(第一七四七号)

第一七四六号 平成十五年五月二日受理  
自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願  
請願者 さいたま市別所七ノ六ノ八ノ二、三〇八 竹内一郎外二百九十九名  
紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。  
第一七四七号 平成十五年五月二日受理  
住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願  
請願者 さいたま市別所七ノ六ノ八ノ二、三〇八 竹内一郎外二百九十九名  
紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。